

[神奈川県区間]

まえがき

東京湾は、観音崎を挟んで南側を外湾部、北側を内湾部と呼んでいる。この内、神奈川県に接する沿岸は東京湾の南西側に位置し、外湾部は平磯地形やリアス式の岩石海岸と長い美しい砂浜海岸からなり、まだまだ豊かな自然が残っている。また、内湾部は川崎港、横浜港、横須賀港が並び、そのほとんどが港湾施設として利用され、我が国最大の生産拠点として中枢を形成している。

外湾の間口漁港は一本釣り及び磯根漁業、金田漁港は大・小型定置網漁業及び磯根漁業、三浦海岸は海水浴場として賑わい「琴音磯」の清水が湧き出る比較的広い砂浜があり、北下浦漁港は沿岸漁業が盛んに行なわれている。外湾から内湾へ続く横須賀港は、徳川幕府を起源として軍港の役割を果たし、その後自動車等の輸出入等の拠点及び房総半島とを結ぶフェリーによる旅客輸送拠点として発展してきた。横浜港は、日本の海の玄関口として安政6年の開港以来、我が国を代表する国際貿易港として重要な役割を果たしてきた。川崎港は、明治時代から京浜工業地帯を支える港湾として発展を遂げてきた。

このように神奈川県沿岸部は、豊かな自然ゾーンと物流ゾーン等の相反する形態を抱えているが、昨今の価値観の多様化、自然と触れ合い、自然を学ぼうとする欲求、自然環境に対する認識の高まり、活気のある拠点整備の取り組みなど、その存在価値はさらに高まっています。しかし、神奈川県沿岸の区域によっては、高潮による道路・住宅地への越波・浸水被害や北下浦漁港海岸等の砂浜の侵食、漂着ゴミ等の散乱等による影響、海岸における放置艇や海岸利用者の増加に伴う利用の輻輳など、様々な課題を抱えている。

このような状況を踏まえ、県では、平成12年4月に施行された改正海岸法を受けて国が策定した「海岸保全基本方針」に基づき、東京都界から三浦半島劔崎まで延長約280kmの神奈川県沿岸に係る東京湾沿岸について、「地域とともにあゆみ、人・自然・都市を育む、安全で、美しく、快適な海岸」をテーマとして海岸保全基本計画を策定した。この基本計画は、「海岸の防護」に加え、「海岸環境の整備及び保全」並びに海岸における公衆の海岸の適正な利用」の確保を図り、これらが調和した総合的な海岸の管理を実現していくための道しるべとなるものである。美しく、豊かで、活気のある神奈川県沿岸を次世代に引継いでいくためには、行政、県民、企業、団体等が手を携えていくことが不可欠である。

なお、東京湾沿岸海岸保全基本計画は、東京湾沿岸の特性を踏まえ千葉県、東京都及び神奈川県の1都2県共同により策定するものである。従って、この東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）は、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」の神奈川県の資料である。



川崎港（夜光運河）



柴漁港と海の公園（人工海浜）



横須賀港（ヴェルニー公園）



北下浦漁港海岸（利用状況）



三浦海岸（砂浜）



金田漁港（朝市）

目 次

第1編 海岸保全基本計画の策定にあたって	
1.1 海岸保全基本計画の策定にあたって	1-1
1.2 海岸法改正の趣旨	1-2
1.3 国が策定した海岸保全基本方針の概要	1-3
1.4 海岸保全基本計画で定めるべき事項	1-5
1.5 東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県）策定にあたって.....	1-7
第2編 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	
2.1 海岸の概要.....	2-1
2.2 自然的特性.....	2-4
2.2.1 気象・海象	2-4
2.2.2 地形・地質	2-4
2.2.3 漂砂特性.....	2-5
2.2.4 河川.....	2-5
2.2.5 水質.....	2-5
2.2.6 生物相	2-6
2.3 社会的特性.....	2-7
2.3.1 人口.....	2-7
2.3.2 産業.....	2-7
2.3.3 漁業.....	2-7
2.3.4 土地利用	2-8
2.3.5 歴史・文化.....	2-8
2.3.6 レクリエーション利用.....	2-8
2.3.7 沿岸利用	2-9
2.4 海岸防災とその実態.....	2-10
2.4.1 既往災害とその実態.....	2-10
2.4.2 海岸事業の実態	2-11
2.4.3 現在の整備レベル.....	2-12
2.5 関連する法規制・諸計画	2-13
2.5.1 関連する法規制.....	2-13
2.5.2 関連する諸計画	2-15
2.6 海岸への要請	2-17
第3編 海岸保全の方向性について	
3.1 海岸保全のための基本理念.....	3-1
3.2 海岸保全の方向性.....	3-2
第4編 海岸保全の目標と施策について	
4.1 海岸防護の目標.....	4-1
4.2 海岸の保全に関する施策	4-4
4.3 ゾーン毎の施策.....	4-8
第5編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項.....	5-1

第1編 海岸保全基本計画の策定にあたって

1.1 海岸保全基本計画の策定にあたって

平成11年に海岸法が改正され、その目的が「海岸の防護」に「海岸環境の整備及び保全」、「海岸における公衆の適正な利用」を加えたものとなった。

海岸法の改正、海岸保全基本方針、海岸保全基本計画との関係については、以下の図に示すとおりである。

また、海岸法改正の趣旨、海岸保全基本方針の概要、海岸保全基本計画において定めるべき事項について以下に示す。

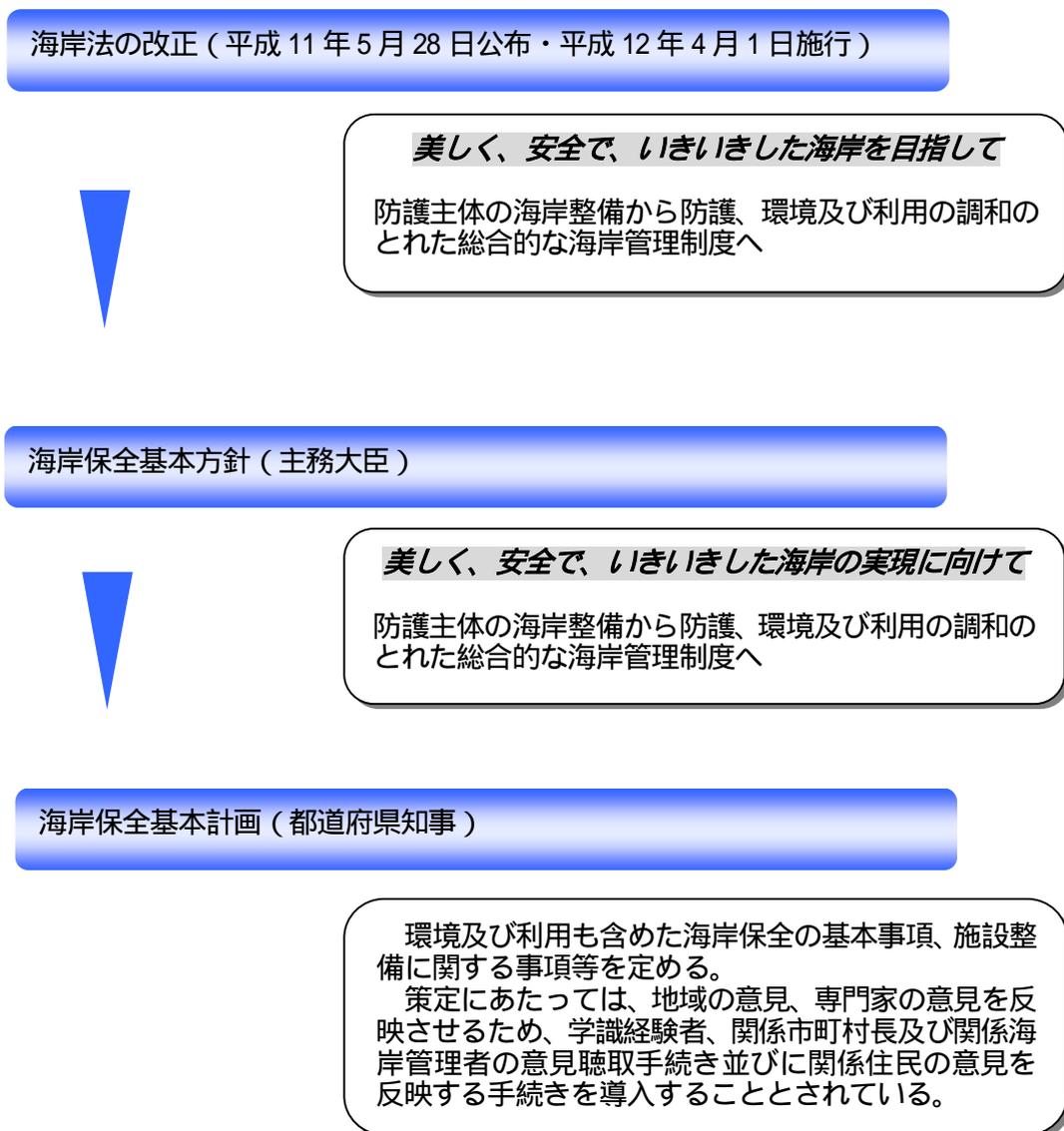


図 1.1-1 海岸法の改正、海岸保全基本方針、海岸保全基本計画の関係

1.2 海岸法改正の趣旨

海岸法改正の流れ、及び要点を、以下に示す。

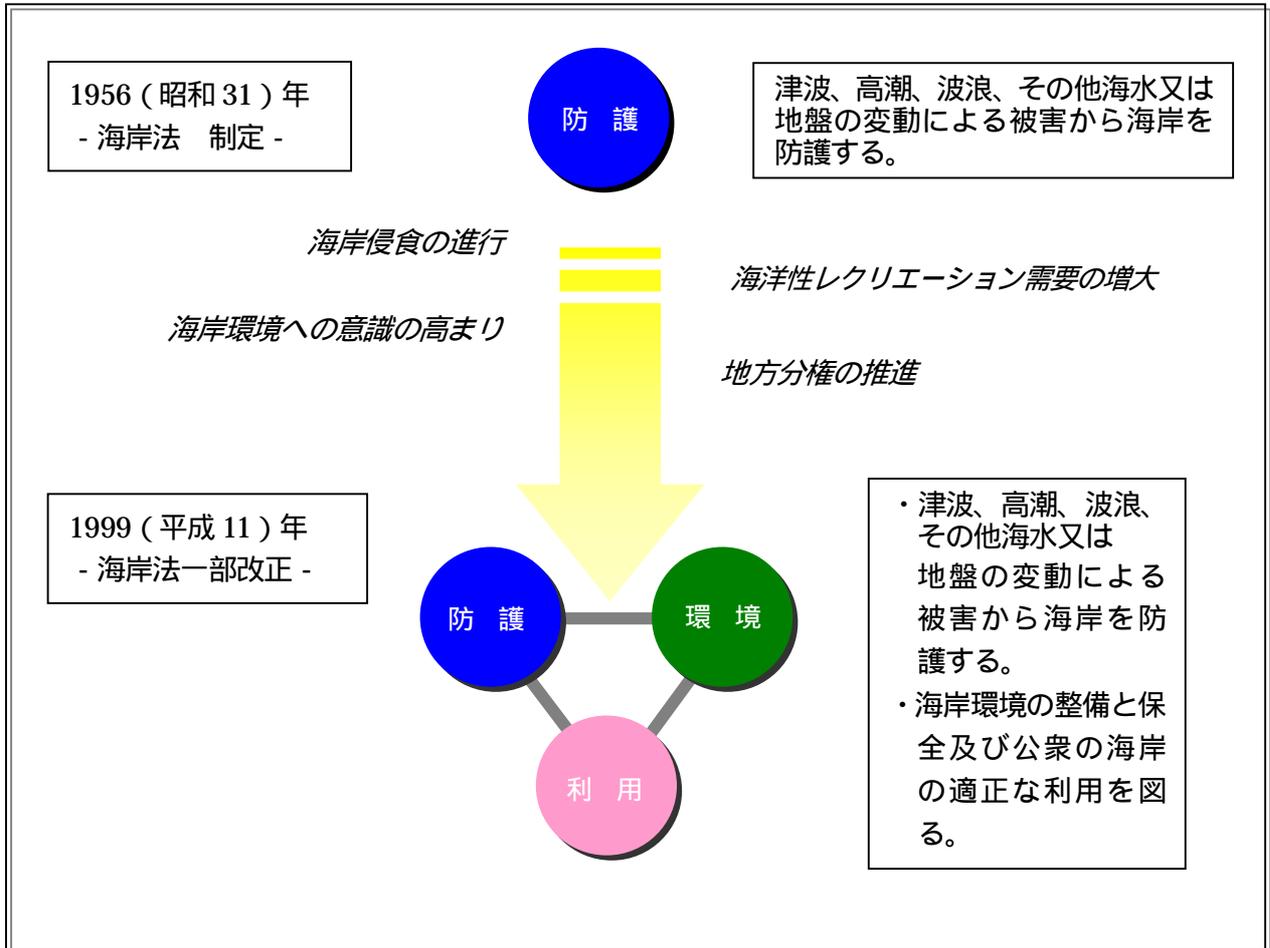


図 1.2-1 海岸法改正の流れ

- < 防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設 >
 - ・法の目的に「海岸の防護」に加え、「海岸環境の整備及び保全」、「海岸における公衆の適正な利用」を追加。
 - ・防護、環境、利用の調和のとれた海岸管理を推進。
- < 地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設 >
 - ・海岸保全基本計画策定時に、地域の意見や専門家の知見を反映するための手続きを導入。
- < 海岸法の対象となる海岸の拡張 >
 - ・海岸保全区域以外の公共海岸を一般公共海岸区域として位置づけ、管理を推進。
 - ・海岸の日常的な管理における市町村参画の推進。
- < 海岸の適正な保全のための措置の創設 >
 - ・指定区域において、みだりに行う一定の行為の禁止、簡易代執行制度の創設、海岸の維持に関する原因者負担制度を創設。

図 1.2-2 海岸法改正の要点

1.3 国が策定した海岸保全基本方針の概要

海岸保全基本方針は、防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸管理が適正に行われるよう、国が海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするための基本理念として定められた。海岸保全基本計画は、この海岸保全基本方針に基づき、各都道府県知事が定めるものである。

海岸の保全に関する基本理念

- 「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくこと -

現状

我が国は、四方を海に囲まれ、約三万五千キロメートルの入り組んだ海岸線を有する。背後に、人口、資産、社会資本等が集積しているため、海岸整備が進められてきた。

海岸は、陸域と海域の境界のみならず、多様な生物が生息・生育する貴重な場であるとともに、独特の自然景観を有し、我が国の文化・歴史等を形成してきた。しかし、沿岸部の開発等に伴い自然海岸が減少してきた。

海岸は、古くから漁業の場や港として利用され、また、近年ではレジャーやスポーツ、あるいは様々な動植物と触れ合う場としての役割も担ってきている。

このような中で、海岸保全施設の整備水準は未だ低く、依然として多くの被害が発生しており、加えて、施設の老朽化も進んでいる。また、海岸に供給される土砂の減少や海岸部での土砂収支の不均衡等の様々な要因により海岸侵食が進んでいる。

海岸の汚損や海岸への車の乗入れ等無秩序な行為等により、美しく、豊かな海岸環境が損われている。

価値観の多様化や少子・高齢化等が進む中で、今後海岸は、災害に対する安全の一層の向上と良好な海岸環境の整備と保全が図られ、さらに、人々の多様な利用が適正に行われる空間となることが求められている。

< 海岸の保全に関する基本理念 >

- ・ 国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを海岸の保全のための基本的な理念とし、この理念の下、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進する。
- ・ 海岸は、地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとする。

< 海岸の保全に関する基本的な事項 >

(1) 海岸の防護に関する基本的な事項

- ・ 自然条件や過去の災害の発生状況を分析し、背後地の人口・資産の集積状況、土地利用状況等を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定める。
- ・ 高潮・津波対策については、施設の整備によるハード面の対策だけでなく、適切な避難のための迅速な情報伝達などソフト面の対策を併せて講じる。
- ・ 侵食が進行している海岸にあっては、砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応を適切に行う。

(2) 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項

- ・自然と共生する海岸環境の保全と整備を図るとともに、特に優れた自然を有する海岸の保全や油流出事故等突発的に生じる環境への影響等に適切に対応する。
- ・良好な海岸環境の創出を図るため、必要に応じ、砂浜、植栽等を整備する。
- ・保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するよう努める。

(3) 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項

- ・海岸の利用の増進に資する施設の整備等を推進するとともに、景観や利便性を著しく損う施設の汚損、放置船等に適切に対処する。
- ・海との触れ合いの場の確保を図るとともに、利用者のマナーの啓発活動を推進する。

(4) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1) 安全な海岸の整備

- ・防護の必要な海岸において施設の計画的な整備を一層進めることとする。
- ・防護のみならず環境や利用の面からも優れた面的防護方式への転換をより一層推進する。
- ・既存の施設については、維持補修を行うことにより耐久性の向上を図るとともに、老朽化等により再整備が必要な施設については、環境や利用に配慮しながら順次更新していく。

2) 自然豊かな海岸の整備

- ・海岸の多様な生態系や美しい景観の保全を図るため、それぞれの海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を進める。

3) 親しまれる海岸の整備

- ・海岸保全施設の整備に当たっては、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与するため、これに配慮した施設の工夫に努める。

(5) 海岸の保全に関するその他の重要事項

1) 広域的・総合的な視点からの取組みの推進

- ・関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組みを推進する。
- ・レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進する。

2) 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発

- ・関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。
- ・海岸愛護の思想の普及を図るとともに、環境教育の充実にも努め、地域における愛護活動が推進されるような人材を育成する。

3) 調査

- ・研究の推進
- ・海岸に関する基礎的な情報に関する収集・整理を行いつつ、調査研究等を推進していく。
- ・地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇が懸念されているため、潮位、波浪等についての監視を行うとともに、それらの変化に対応すべく所要の検討を進める。

1.4 海岸保全基本計画で定めるべき事項

海岸保全基本計画を作成するにあたって、「定めるべき基本的な事項」と「留意すべき重要事項」は、以下のとおりである。（海岸保全基本方針より抜粋）

海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

都道府県においては、海岸保全基本方針に基づき、地域の意見等を反映して、海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分で定めた沿岸ごとに、整合のとれた海岸保全基本計画を作成し、総合的な海岸の保全を実施するものとする。

また、沿岸が複数の都府県にわたる場合は、原則として関係都府県が共同して計画策定体制を整え、一の海岸保全基本計画を作成するものとする。

海岸保全基本計画において「定めるべき基本的な事項」と「留意すべき重要事項」は、次のとおりである。

(1) 定めるべき基本的な事項

1) 海岸の保全に関する基本的な事項

海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として定めるものは、次の事項とする。

イ) 海岸の現況及び保全の方向に関する事項：自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。

ロ) 海岸の防護に関する事項：防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。

ハ) 海岸環境の整備及び保全に関する事項：海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。

ニ) 海岸における公衆の適正な利用に関する事項：海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。

2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域：一連の海岸保全施設を整備しようとする区域を原則として定める。

ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等：イの区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置等について定める。

ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況：海岸保全施設の整備によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。

(2) 留意すべき重要事項

海岸保全基本計画を作成するに当たって留意すべき重要事項は次のとおりである。

1) 関連計画との整合性の確保：国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画等に関連する計画との整合性を確保する。

2) 関連行政機関との連携調整：海岸に関する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。

3) 地域住民の参画と情報公開：計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。

4) 計画の見直し：地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。

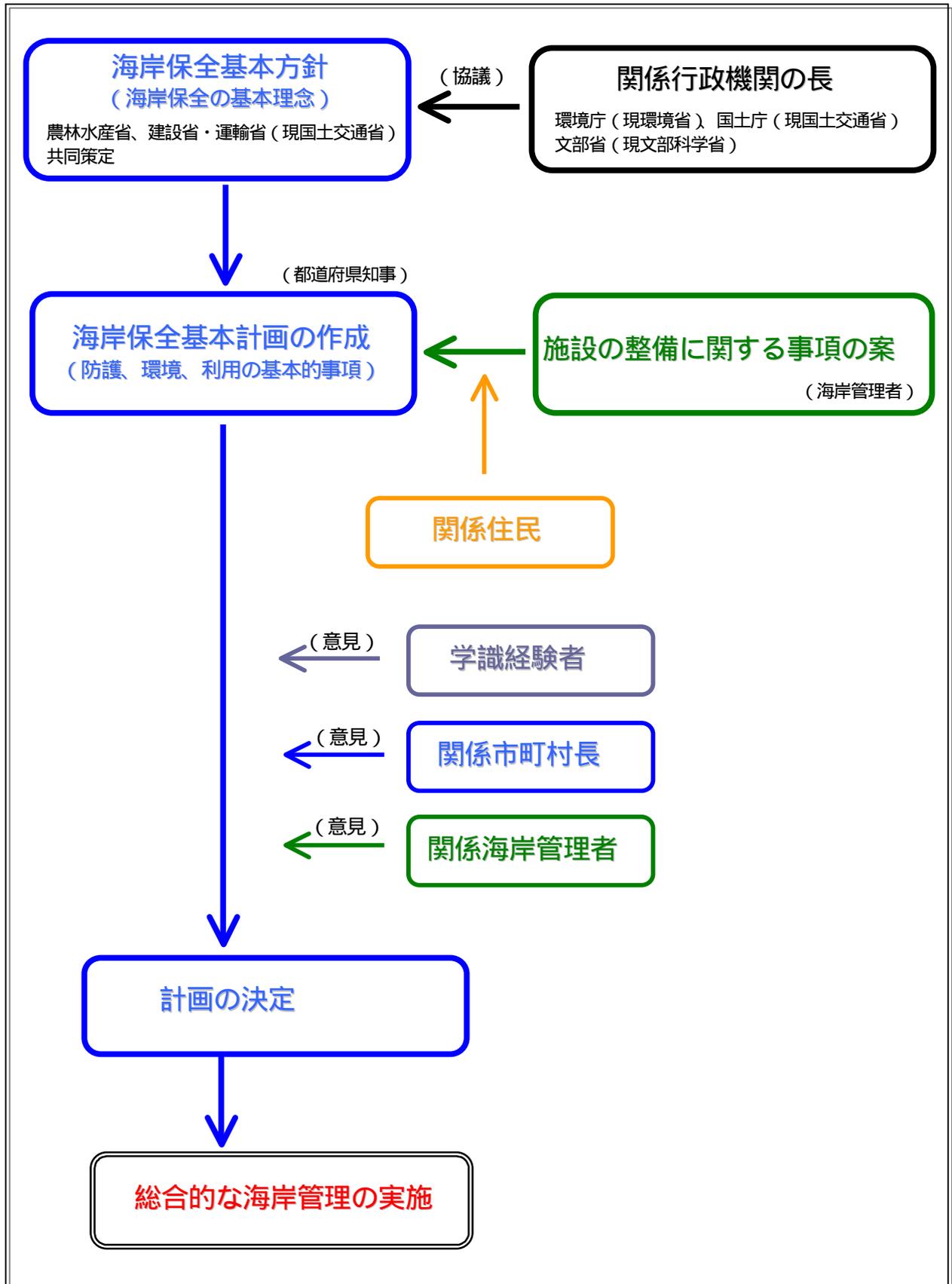


図 1.4-1 海岸保全の計画制度

1.5 東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）の策定にあたって

平成12年4月に改正された海岸法が施行され、その目的は海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、海岸における公衆の適正な利用をもって国土の保全に資することとされた。

国の定めた海岸保全基本方針においては、この基本計画に定める事項として、「海岸の保全に関する基本的な事項」と「海岸保全の施設に関する基本的な事項」の2つに大きく分けられている。さらに、この基本計画の策定にあたって留意すべき重要事項としては、「関連計画との整合性の確保」「関係行政機関との連携調整」「地域住民の参画と情報公開」「計画の見直し」が挙げられている。この実現に向けて、地域の意見を反映し、防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸の保全を計画的に推進するため、神奈川県に係る東京湾沿岸の海岸保全基本計画を策定した。

本沿岸の臨海部には古くから物流、交流、産業等の多様な機能が集積し、東京圏のみならず、我が国の経済社会を支えている。本沿岸には、横須賀港、横浜港や川崎港等日本の物流を担う重要港湾や特定重要港湾また東京圏の海の食材を担う漁港等が連なっているが、一步、外湾に出るとそこは別世界の自然と都市が共存した自然海岸が広がり、良好な住宅地であるとともに観光地や海洋レクリエーション利用の場となり、多様化した沿岸である。

こうした本沿岸のこれからの海岸整備の基本的な考え方となる基本理念、基本方針及び長期的な在り方並びに防護、環境及び利用に係る施策の内容は、国土の保全、水質の改善など環境問題への対応、レジャーの多様化等海岸をとりまく状況の変化を踏まえ、総合的な視点から定めていく必要がある。

こうしたことから、この基本計画の策定にあたっては、主に、現地調査と沿岸に係る自然的・社会的特性に係る既存資料によってまず現況を把握し、さらに、海岸工学、海岸環境等に関して学識経験者や海岸を利用している団体の代表者等から構成された懇談会、また、関係住民などから意見を伺うなど、さまざまな有為な意見を聴いて計画に反映してきた。基本理念と基本方針及び長期的な在り方等は、こうしてようやくここまで積み上げられてきたもので、関係者はこれらのプロセスを受け止め、実際の計画に反映する必要がある。

しかしながら、今後、時代が過ぎるにつれて、自然的・社会的特性の変化や世代交代に伴う価値観の変化が生じることが当然予想され、海岸保全基本計画の内容をそれらに適切に対処する必要がある。特に、施設整備にあたっては、この計画で示しているのは、あくまでも基本的な考え方であって、個別の施設の整備を実施する際には、改めて適切な対応を行うことが必要である。

第2編 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

2.1 海岸の概要

東京湾沿岸の概要

東京湾沿岸は、房総半島の洲崎から三浦半島の劔崎に至る区間の海岸線をいい、千葉県、東京都、神奈川県 の1都2県にわたっている。

東京湾沿岸地域は、湾奥の江戸に幕府が置かれた17世紀以降、我が国の中心的な地域へと発展した。江戸時代の東京湾は、干潟・浅場や人間活動による適度な栄養の流入が水産物の生産を支え、江戸前の海として豊かな水産物を江戸100万の住民に供給していた。

明治時代から工業集積のために埋立てが進み、高度経済成長期には、臨海部に工業地帯が発展した。さらに政治・経済の首都圏への一極集中に伴って、人口や都市機能が高度に集積し、都市住民の生活を支える埋立地造成が加速した。これらにより、東京湾沿岸地域は、我が国の経済成長と首都圏住民の生活を支えてきた。

東京湾は、富津岬・観音崎間の狭窄部を境とした内湾と外湾で、地形特性が大別できる。内湾は、閉鎖性が強く静穏であるとともに、荒川、多摩川などの大河川が流入し、浅く平坦である。また、南西に開口部をもった細長く浅い地形から、台風などによる高潮の影響が大きく、これに加え、地盤沈下に伴うゼロメートル地帯などの低地帯に、人口や都市機能が高度に集積していることから、高潮からの防護が極めて重要となっている。一方、外湾は、外海の影響を受けやすく、海底が急峻な地形であり、内湾に比べて波浪が大きく津波の危険性が高い。大規模地震の発生が想定されていることから、津波に対する安全性確保も急務となっている。

外湾の洲崎から富津岬、観音崎から劔崎にかけては、砂浜、岩磯、藻場が多く残されており、水質も比較的良好なため、生物の良好な生息環境や多くの人に親しまれる海水浴場が数多くある。一方、内湾は、高度成長期における都市活動の増大に伴い、首都圏からの汚濁負荷が流入し、水質悪化が進んだ。過去には、内湾にも海水浴場や潮干狩場などが広く分布していたが、高度成長期における水質悪化や臨海部の産業用地利用により減少し、人々と海岸との関わりも少なくなった。

これらの状況に対応するため、流域における排水規制や下水道整備などの対策が進んだため、昭和50年代以降水質は、昭和40年代の最も悪化した状態より改善されたが、近年は、ほぼ横ばい状態で、依然として赤潮や青潮が発生しており、汚泥の残存もある。しかし、減少していた水生生物の増加など、環境改善の兆しも見られ、貴重な干潟や浅場には、希少な動植物の生息が確認されている。

さらに、多様な社会ニーズに応え、昭和50年代から砂浜や干潟・浅場の再生・整備とともに、レクリエーション拠点、人工海浜、海釣り施設などの親水空間の整備も進められてきた。

東京湾の範囲は、千葉県館山市洲崎と神奈川県三浦市劔崎とを結ぶ線以北の水域である。また、富津岬と観音崎を結ぶ線以北の水域を「内湾」、それ以外の東京湾の水域を「外湾」と定義する。

東京湾沿岸（神奈川区間）（以下、“神奈川県沿岸”という）とは、東京都界である多摩川を北端として、相模灘との区域境である劔崎を南端とする範囲であり、川崎市、横浜市、横須賀市、三浦市の4市から構成されている。

海岸線延長は、東京湾全体で約770km、うち神奈川県沿岸は約280kmである。

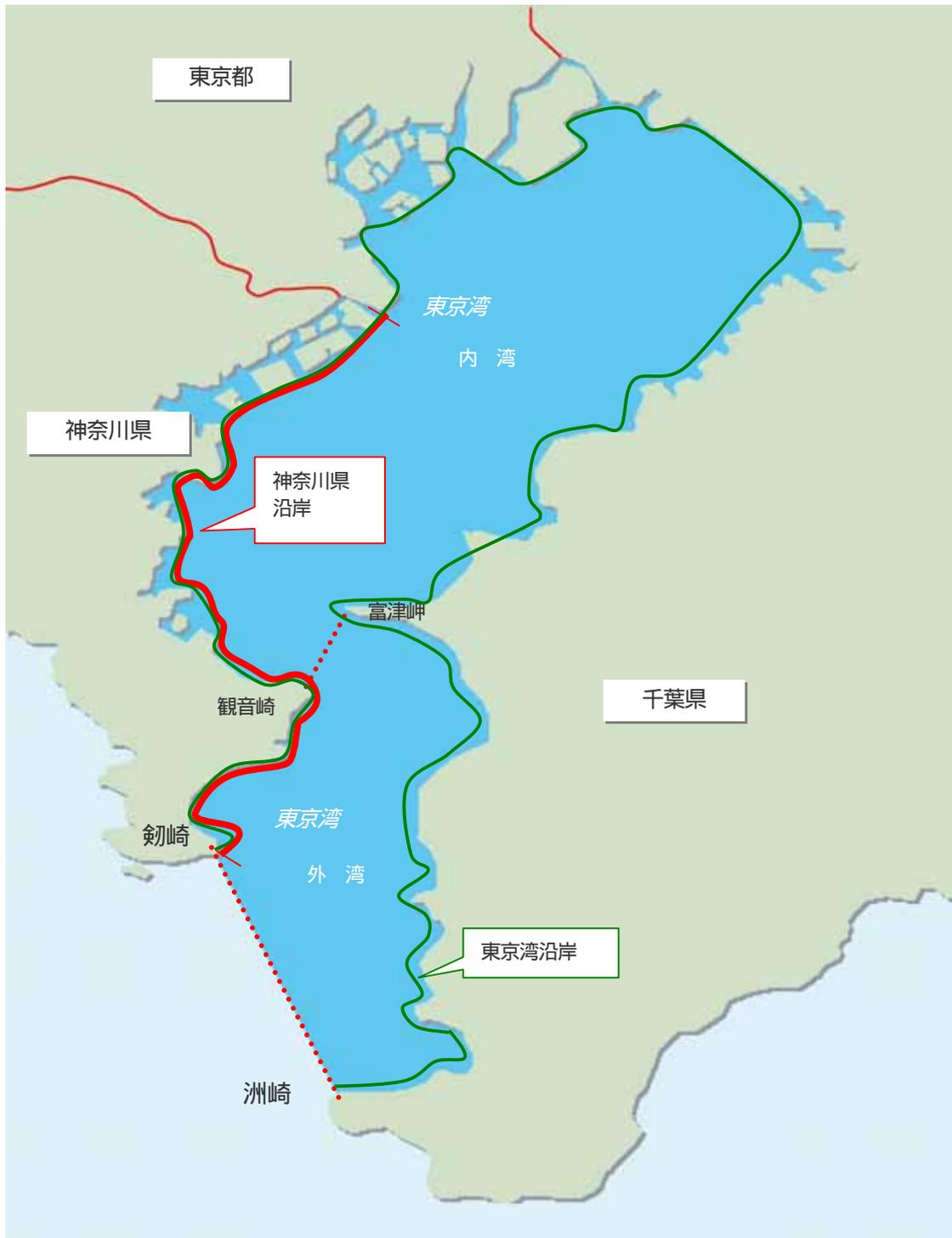


図-2.1-1 東京湾沿岸・神奈川県沿岸範囲



図-2.1-2 神奈川県沿岸管理区分図

2.2 自然的特性

2.2.1 気象・海象

(1) 気象

本県は、関東地方の南西部に位置し、北西部には関東山地を控え、東部及び南部は海に面している。このため、冬の季節風の影響が少なく、黒潮（暖流）の影響を受け温暖で湿潤な気候である。本県沿岸地域では、県西部より年平均気温は高く、年間降水量は低い。

平均気温は約 15 であるが、厳冬期（1、2月）の月別平均最高気温は 10 以下であり、月別平均最低気温は 1～2 度を記録している。一方、夏期（7～9月）の月別平均最高気温は、横浜で 30 、三浦で 29 を記録している。

年間降水量は、横浜で約 1,620mm、三浦で約 1,550mm、日吉で約 1,510mm であるが、時期別にみた降水量は、梅雨期の 6 月と台風期の 9 月にピークがあり、12～2 月は少ない。

横浜の風向は、9 月から翌 6 月までは北の風が卓越し、7 月は南西、8 月は南南西の風が卓越する。

(2) 海象

海水の流動は半日周期の潮流が最も卓越し、おおむね湾の主軸方向に沿っており、観音崎、富津岬間の狭窄した部分では 1.5 ノット以上の強い流れとなっている。恒流は冬期には北からの季節風の影響により、湾奥部で時計回りの循環流、夏期には西南からの季節風の影響により反時計回りの循環流となる。

また、湾奥部では北風の影響により上層の海水が沖へ移動し、それを補うために下層からの湧昇もおこっている。

「東京湾の内湾部は観音崎、富津岬間の狭窄した形状により、外海との海水交換が悪く、滞留時間は年平均で 1.6 ヶ月となっている。」（伊勢・三河湾の年平均滞留時間は、0.7 ヶ月。）

2.2.2 地形・地質

(1) 地形

神奈川県沿岸地域を含む本県東部地域では、北には関東ローム層で覆われた標高差の少ない細かな起伏を持った多摩丘陵（標高 70～90m）や、平坦な下末吉台地（標高 40～60m）があり、その東には多摩川の氾濫原として形成され、自然堤防が発達した多摩川低地が続いている。海岸部は埋め立てが進み、地形の人工改変が進んでいる。

南の三浦半島は、多摩丘陵が連続し南に突き出た半島で、相模湾と東京湾を分けており、その中部以北が丘陵地、南部が台地となっている。南北に細長く延びている半島であるが、南北に延びる脊稜山脈に相当するものはなく、大部分は三浦層群からなる丘陵部で覆われ、最も高い山でも大楠山の 242.5m である。南部には畑地に利用された平坦な地勢をなしていることが多い。また、海岸部は小湾が多く変化に富んだ複雑な海岸線を示している。

(2) 地質

三浦半島は、約 50 万年前に陸地になった若い大地である。三浦半島の地質は、古第三系～中新統の葉山層群（2,300 万～1,500 万年前）を基盤とし、その上に中新統～鮮新統の三浦層群（1,200 万～280 万年前）さらにその上位に更新統の相模層群が重なっている。半島中央部には、三浦層群が西北西から東南東方向に分布し、その北側と南側は断層によって区切られ葉山層群と接している。

一方、横浜市以北の多摩丘陵、下末吉台地は、鮮新統～下部更新統の上総層群（280 万～50 万年前）を基盤とし、その上に中部更新統以降の段丘堆積層とローム層が分布している。

また、沖積層は、多摩川をはじめとする大小河川及びその支流沿いと海岸低地などの沖積低地を構

成している。

(3) 東京湾の地形と底質

内湾の水深は70mより浅く、湾底には水深10～40mの平坦地が広がっている。湾岸には5m以浅の海底平坦面や干潟が連なり、それら浅海底と10m前後以深の平坦面との間は斜面で境され、ほぼその斜面下端を境に底質が砂から泥（シルト及び粘土）に変化する。すなわち、東京湾底は浅い砂質平坦地（州）と深い泥質底に分かれ、州はさらに干潮時に水面上に現れる干潟と現れない浅場に区別される。現在、州の大部分は埋立地や港湾に改変されている。

湾口部を大別すれば、次の三つの地形区よりなっている。

水深40～50m以浅の沿岸部で岩や砂底の多いところ。

中ノ瀬の西から南へと続く溝状をなし、水深50～100mの観音崎海底水道。

浦賀沖の水深100mの谷頭に始まり、相模湾底の1000m以深にまで続く東京海底谷。

2.2.3 漂砂特性

多摩川のみ河床勾配が1/1,000と河口部における河床勾配としては急勾配であるが、河床を構成する砂礫の粒径が大きく、移動しにくいいため、多摩川は流出量は多くない。

神奈川県沿岸における漂砂は、外洋に面した野比海岸から三浦海岸にかけての砂浜海岸のみ卓越方向が明確であり、南向きである。

2.2.4 河川

神奈川県内の東京湾に注ぐ一級河川、二級河川は、11河川であり、概要を以下に示す。

表-2.2-1 神奈川県内の東京湾に注ぐ一級河川

河川名	種別	水系	延長	流域面積	備考
多摩川	一級河川	多摩川水系	138km	1,240km ²	
鶴見川	一級河川	鶴見川水系	43km	235km ²	
帷子川	二級河川	帷子川水系	17.34km	57.9km ²	
大岡川	二級河川	大岡川水系	11.98km	27.3km ²	上流は準用河川
中村川	二級河川	大岡川水系	3km	-	大岡川の派川
掘割川	二級河川	大岡川水系	2.7km	-	"
大岡分水路	二級河川	大岡川水系	3.64km	-	"
宮川	二級河川	宮川水系	2.04km	7.98 km ²	
侍従川	二級河川	侍従川水系	1.96km	5.72km ²	
鷹取川	二級河川	鷹取川水系	0.57km	0.33km ²	
平作川	二級河川	平作川水系	7.07km	26.08 km ²	

出典：水系、延長、流域面積：河川大事典 1991年2月

2.2.5 水質

人の健康の保護に係る項目は、平成13年度、東京湾の全ての測定地点で環境基準を達成している。

生活環境の保全に係る環境基準項目のうち、CODは湾の奥にいくほど高い値を示しており、昭和53～55年と比較すると平成7～9年には湾全体の値が低下している。

神奈川県沿岸には、海の公園（横浜市金沢区）、走水、観音崎、猿島（以上、横須賀市）、三浦海岸、菊名、大浦（以上、三浦市）等の海水浴場がある。

国の「海水浴場水質保全対策要綱」に基づき、平成14年の海水浴シーズン前（第1回）及び海水浴シーズン中（第2回）に県が実施した海水浴場水質検査結果によれば、神奈川県沿岸の海水浴場の水質は、「適」（AまたはAA）と判定されている。

2.2.6 生物相

(1) 陸域植物相及び植生

県内の原自然植生は、現存する自然植生と気候データをもとに整理すると、海拔約700～800mを境に高海拔地はブナやミズナラを主とする夏緑広葉樹林で、低海拔地はスダジイ、タブノキ、ウラジロカシ、アカガシ、シラカシなどを主とする常緑広葉樹林で覆われていた。また、河川沿いにはヤナギ林、海岸風衝地では、土壌、風衝などの環境条件に適応したクロマツ、トラベ、シャリンバイなどの常緑低木林が生育していたと考えられる。

しかし、現在、これらの自然植生は人間によって変えられた代償植生に置き換えられ、局地的に残されているにすぎない。例えば、三浦半島では、比較的まとまった緑地がみられるが、その大部分はコナラなどを主体とする二次林やスギ・ヒノキ植林が占め、自然植生は社寺林と海岸断崖地などの環境条件の厳しい地域に限られている。また、川崎市、横浜市の沿岸地域の大部分は、市街地や工場地帯などに開発され、緑地部分は極めて狭く、僅かにクヌギ、コナラを主体とする二次林やスギ植林、アカマツ植林が広がり、その他には公園等に植栽された緑地、丘陵斜面の樹林が見られるにすぎない。

(2) 陸域動物相

三浦半島は入り江・岩礁・干潟が残されており、陸域動物の生息環境としての多様性を備えている。

しかし、近年の急速な市街化等による環境の変化は、これらの動物相の多様性を低める方向に作用し、従来の生息域を狭め、三浦半島の海岸動物も海岸線の人工化と海水の汚濁によって減少する傾向にある。

(3) 海域生物相

環境庁が実施した第2回及び第3回自然環境保全基礎調査（海域生物調査等）では、横須賀市走水において潮上帯（飛沫帯）及び潮間帯に生息する生物の調査が行われている。動物の優占種は潮上帯からアラレタマキビ・タマキビ・イワフジツボ・ムラサキガイで、中潮帯以下には岩表面にマガキ、ヒメクボガイ、レイシなどが、砂底部にはアサリが生息する。植物の優占種はボタンアオサ・ボタンアオサ・ヒモアオノリ・ボタンアオサ・フダラク・オキツノリ・フダラクで、中潮帯以上の植物相は貧しいが、低潮帯にはカイノリ、サクラノリなどの生育も多い。生物相については、第2回調査（1978年）と第3回調査（1985年）との大きな差はないが、第3回調査では中潮帯（転石区）において生息生物の種数及び量とも少なくなっている。

また、環境省が実施した海域自然環境保全基礎調査のウミガメ生息調査（調査期間1970～1999年）の結果によると、1975～1976年に北下浦海岸、1983年に南下浦海岸においてアカウミガメの上陸及び産卵の記録があるが、その後同種の上陸及び産卵は記録されていない。

魚類については、横浜市沿岸域で192種、横須賀市沿岸域で166種の魚類の記録がある。この中で東京湾内湾において産卵する周年定住種として、マハゼ等のハゼ科の魚類、アイナメ、ギンポ、ウミタナゴ、アミメハギ、サッパ、カタクチイワシ、コノシロ、マコガレイ、イシガレイなどがあげられる。出典：東京湾の生物誌（沼田眞・風呂田利夫編、1997）

(4) 干潟・藻場・石サンゴ類

環境庁が平成7年実施した第4回自然環境保全基礎調査（海域生物環境調査）によると、神奈川県沿岸における現存する干潟は2か所35ha、藻場は24か所1,122haであり、石サンゴの造礁については確認されていない。

また、藻場については、前回調査と比較して消滅したものはなく、その多くがアラメ場であり、一部アマモ場やガラモ場がある。

2.3 社会的特性

2.3.1 人口

神奈川県沿岸の市区人口データを表-2.2-2 に示す。

表-2.2-2 神奈川県沿岸域市区の人口（平成12年国勢調査）

市	区	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間人口比 (%)	人口密度 (人/km ²)
川崎市	(全市)	1,097,090	1,249,029	87.8	8,759.0
	川崎区	261,209	193,929	134.7	4,950.0
横浜市	(全市)	3,091,166	3,414,860	90.5	7,839.2
	鶴見区	241,897	253,241	95.5	7,637.6
	神奈川区	213,688	210,060	101.7	8,794.8
	西区	163,196	77,787	209.8	11,156.7
	中区	250,575	123,851	202.3	6,054.3
	磯子区	128,808	164,304	78.4	8,576.7
	金沢区	185,456	205,371	90.3	6,627.1
横須賀市	-	380,198	427,941	88.8	4,260.0
三浦市	-	43,122	52,235	82.6	1,624.8
4市計	-	4,611,576	5,144,065	89.6	7,218.6
県計	-	7,633,783	8,489,974	90.1	3,514.9

注) 昼夜間人口比 = (昼間人口 / 夜間人口) × 100

2.3.2 産業

神奈川県で最も事業所の多い産業は、「卸売・小売業・飲食店」、次いで「サービス業」である。「農林水産業」、「製造業」、「運輸・通信業」、「卸売・小売業・飲食店」、「不動産業」等は減少傾向にあり、特に県平均と比べ臨海部の「製造業」の落ち込みが大きい。

2.3.3 漁業

神奈川県沿岸地域の漁業経営体・漁業就業者数は減少傾向が続いており、魚価の低迷や水産資源減少、高齢化等の問題を抱え、厳しい状況が続いている。都市化や工業化の進行と共に東京湾沿岸の砂浜や干潟の多くが埋め立てられ、人工海岸が9割（東京湾全体）にも達する状況であるが、湾内には東京・千葉の記録を合わせ約400種類もの魚介類が生息すると言われる。

東京湾で行われている主な漁業は、小型機船底引き網漁業、刺網漁業、あなご筒漁業、たこつぼ漁業等である。また、湾口部の金田湾では定置網漁業も操業されている。干潟や浅場の減少に伴ってあさりやはまぐりといった貝類は少なくなったが、あなご・かれい・しゃこなどの内湾性の魚介類が漁獲され、収益性の高い漁業が行われている。また、横須賀市の沿岸を中心に区画漁業権による漁場区域が設定され、のり・わかめ・こんぶ等海藻類の養殖が盛んに行われている。

2.3.4 土地利用

神奈川県沿岸の各市ともに全域が都市計画区域となっているが、三浦市の市街化区域率は25.3%と他市に比べて低く、自然あるいは農地が多いことが伺える。横須賀市の森林も30.9%と多い。

川崎市川崎区の臨海部は京浜工業地帯であり、川崎港の商業地域を除き、ほぼ全域が工業専用地域に指定されている。これに隣接する横浜市鶴見区もほぼ全域が工業専用地域であり、神奈川区も同様に、大黒ふ頭を除いたほぼ全域が工業関連地域（工業専用地域、工業地域）に指定されている。

一方、西区及び中区の北側の臨海部は、みなとみらい21地区を中心にして、商業関連地域の指定がほとんどである。中区の南側臨海部から金沢区に至る南の沿岸部は、工業専用地域および工業地域に指定されているが、金沢区では「八景島シーパラダイス」、「海の公園」等が整備されている。

横須賀市の追浜・田浦地区は、工業専用地域あるいは工業地域がほとんどである。本港地区は米軍基地が臨海部の大勢を占める。新港地区は港湾関連施設のほか、商業・業務施設や住宅、さらに「うみかぜ公園」、「海辺つり公園」等の緑地が配置され、複合的な土地利用が見られる。馬堀地区から観音崎・鴨居地区にかけては住居地域および緑地が多い。浦賀・久里浜地区は工業地域、野比海岸から三浦市の三浦海岸までは住居地域である。金田漁港以南は、住居等の利用はほとんど見られず岩礁海岸が続く。その背後の丘陵地は農地がほとんどである。

2.3.5 歴史・文化

文化財は、縄文・弥生時代から明治時代のもので数多く存在し、漁労関係用具等民俗関連の文化財から、三浦一族や北条一族との関連を示す美術品・社寺等建造物等多岐にわたる。また、鎌倉幕府や江戸幕府との関連の文化財や、横浜港が開港し国内でも真っ先に近代化・文明化を謳歌した明治時代の文化財等、この地域の特性を示す文化財が数多い。

明治時代以降の近代化遺産、特に、土木関連遺産は、今尚、現役で使用されているものが多い。土木学会では、横須賀市・猿島の砲台等軍事要塞関連施設が推奨土木遺産として指定されている。

2.3.6 レクリエーション利用

近年、海洋性レジャーへの志向が高まり、ヨットやモーターボートを楽しむ人々の数が増えてきている。それに伴い、不法係留・事故等の問題も多く発生しているが、国土交通省関東運輸局、海上保安庁第三管区海上保安本部海洋情報部、社団法人日本マリナー・ビーチ協会等が、インターネットのホームページを通じてマリナーに関する情報を提供している。

川崎市は、港湾緑地をのぞいて海岸の利用と関連する施設等の立地は見られない。

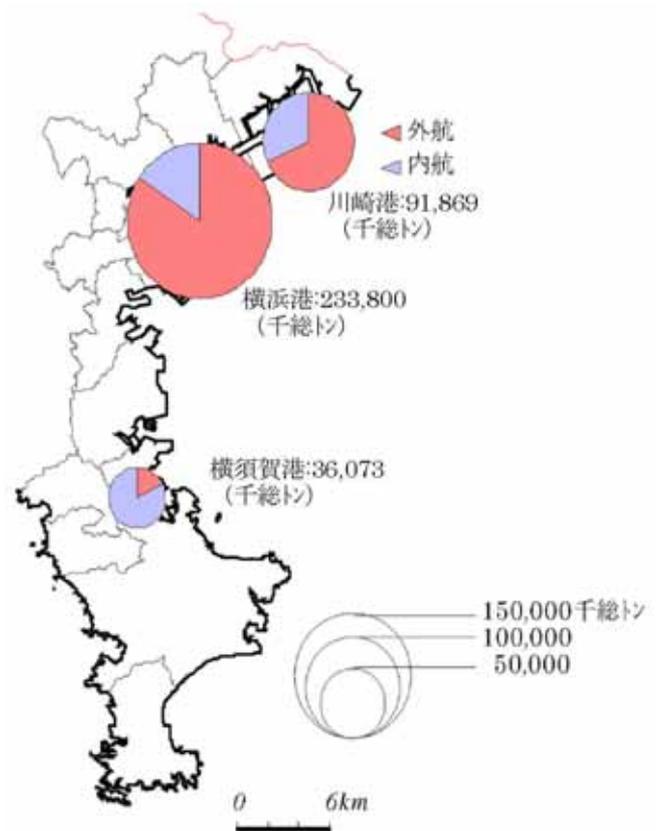
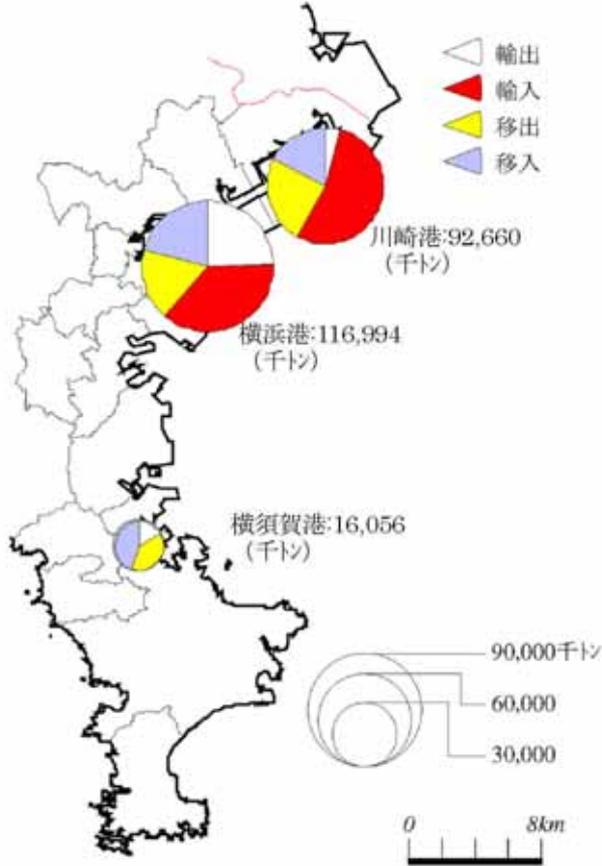
横浜市では、MM21地区を中心としてウォーターフロント空間整備が進められている。また、近年の海洋性レクリエーション嗜好に対応するマリナー等が横浜市内各地に分布している。

一方、三浦半島地域は、海水浴場や緑地が多く見られる。

2.3.7 沿岸利用

(1) 港湾関連

川崎港、横浜港、横須賀港の海上出入貨物量及び入港船舶を以下に示す。



(2) 海面占有（不法係留船舶）

運輸省・建設省・水産庁3省庁による平成8年度『全国プレジャーボート実態調査』によれば、神奈川県における不法係留船舶の隻数は、1,477隻である。

神奈川県では平成10年11月に「神奈川県プレジャーボート対策要綱」を定めて、不法係留艇の撤去に向けた対策を講じるとともに、平成14年4月から「神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例」が施行され、プレジャーボートの保管場所の確保を義務付けている。

また全国の市町村自治体における先進的な事例として、横浜市では平成7年に、市内全域の公共水面における船舶の放置及び移動について規定した『横浜市船舶の放置防止に関する条例』が制定され、平成8年4月より施行されている。

こうした動きを受け、平成13年、国土交通省は漁船を除くプレジャーボート・遊漁船等小型船舶(総トン数20t未満)の所有者特定化のため「小型船舶の登録等に関する法律」を制定した。

2.4 海岸災害とその実態

2.4.1 既往災害とその実態

明治中期以降、東京湾内において観測された異常潮位のうち、最大の高潮は大正6年の台風によるもので、潮位偏差は2m以上、ほぼ満潮時と重なったこともあり、東京湾北部沿岸一帯を未曾有の高潮が襲い、深川・品川等の沿岸一帯が浸水して大災害を起こし、多摩川以南の神奈川県沿岸も家屋倒壊・流出、浸水等の被害を被った。この大正6年台風の規模はその後の東京湾沿岸防災の目標となった。被害総数は、死者・行方不明1,301人、家屋全壊43,083戸、流出2,399戸、半壊21,010戸、床上浸水194,698戸、船舶流出・沈没8,220隻に達した。

昭和13年の台風では1.94mの最大偏差を記録しているが、東京湾付近を台風が通過したのがちょうど干潮時であったため、潮位偏差が大きい割には被害は少なかったが、台風中心が東京湾の西岸に接近して北上したため、東京湾周辺に強風が吹き荒れ、暴風による家屋倒壊等の直接的被害が目立った。

昭和24年のキティ台風の最大偏差は1.41mと昭和13年のものに比べて50cmほど小さかったものの、満潮時と重なったことに加え、第2次大戦の戦中から戦後にかけての海岸施設の老朽荒廃が重なったため、甚大な高潮被害が生じた。高潮以外による被害も含めると、神奈川県における被害は死者17人、傷者92人、家屋全壊529戸、半壊1,262戸、流出97戸、床上浸水799戸、床下浸水15,721戸、道路・堤防・橋梁の損壊168、船舶の沈没・流出134、破損84であった。

1985(昭和60)年の6号台風では千葉で最大瞬間風速SSW32.9m/sを記録し、最大偏差1.63mの高潮が起こったが、被害は軽微であった。これは、キティ台風以降、沿岸施設の整備や防災体制の確立等の高潮対策が進捗した効果であるといえる。

横須賀港馬堀海岸は、平成7・8年と2年連続して台風による高潮のため大規模な越波により甚大な被害が発生した。特に、平成8年9月の台風17号では、背後の国道16号が2日間にわたり通行止めになり、市民の生活や経済活動が麻痺するとともに、被害は浸水面積約70ha、冠水した自動車388台に上った。



平成7年9月の台風12号による越波
(写真：神奈川新聞社)



平成8年9月の台風17号越波による
浸水被害状況(写真：神奈川新聞社)

2.4.2 海岸事業の実態

神奈川県沿岸の海岸保全施設等の現況の施設断面の事例を下表に示す。

表-2.4-1 施設断面の事例

	断面図の例
<p>川崎市 (千鳥運河防潮堤)</p>	
<p>横浜市 (本牧地区)</p>	
<p>横須賀市 (馬堀海岸)</p>	
<p>三浦市 (三浦海岸)</p>	

2.4.3 現在の整備レベル

(1) 海岸災害に対する防災レベル

各自治体で進められてきた海岸保全施設等の現在の整備レベルと新防護レベルを以下に示す。

表-2.4-2 現在の整備レベルと新防護レベルの比較

自治体	管理者	現在の整備レベル			新防護レベル	
		堤防標準 天端高	計画 高潮位	計画 沖波波高	レベル -2 潮位 ¹ (計画高潮位)	沖波波高 (50年再現確率)
川崎市	川崎市	T.P.+3.27m	T.P.+2.67m	(不明)	T.P.+2.666m ~ T.P.+2.890m	4.12m
横浜市	横浜市	T.P.+2.71m	T.P.+2.32m	(不明)	T.P.+2.643m	4.06m
横須賀市	横須賀市	T.P.+3.0m ~ 5.0m	T.P.+0.964 ~ 1.564m	3.4 ~ 10.6m	T.P.+1.742 ~ 2.245m	3.16 ~ 7.19m
三浦市	神奈川県	T.P.+5.0m	T.P.+1.45m	11.79m	T.P.+2.159m	7.19m

: 山内地区の数値

現在の整備レベルと新防護レベルを比較すると、現在の計画潮位は大部分の地域で、新防護レベルの計画高潮位を満足していない。

しかし、現況の堤防標準天端高は、レベル -2 潮位を満足しているため、浅水変形、屈折、回折など地形や構造物の影響を考慮した堤前波の推算を行った後、越波流量や波の打ち上げ高により照査する必要がある。近年、馬堀海岸以外では大きな海岸災害は発生していない。

(2) 津波に対する防災レベル

津波に関しては、南関東地震を対象としたシミュレーション調査結果が、平成 11 年 3 月に報告されていることから、この結果を用いて検討を行った。

津波高は 30 年・50 年再現確率に対応する波高よりも小さく、また、東京湾の内湾においては津波は減衰するため、高潮に対する対応ができていれば、相対的に津波に対する防災は問題ない。

¹ レベル : 既往最大潮位, レベル -1: 朔望平均満潮位 + 既往最大潮位偏差, レベル -2: 朔望平均満潮位 + 想定最大潮位偏差 (想定台風・高潮偏差) 参考資料: 平成 11 年度東京湾高潮対策検討報告書 (運輸省第二港湾建設局企画課)

2.5 関連する法規制・諸計画

2.5.1 関連する法規制

(1) 自然公園法等に基づく地域地区の指定状況

神奈川県沿岸における自然環境保全法に基づく自然環境保全地域、首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区、都市緑地保全法に基づく緑地保全地区、都市計画法に基づく風致地区の指定状況は図-2.5-1 に示す通りである。尚、自然公園法等に基づく自然公園地域の指定はない。

(2) 鳥獣保護及狩猟に関する法律に基づく鳥獣保護区の指定状況

神奈川県沿岸地域における鳥獣保護及狩猟に関する法律に基づく鳥獣保護区の指定状況は、図-2.5-2 に示すとおりである。なお、神奈川県沿岸地域においては、鳥獣保護区特別保護地区の指定はない。



出典：かながわの公園緑地 2002 (神奈川県、2002)

図-2.5-1 自然環境保全地域等



出典：鳥獣保護区等位置図 (神奈川県、2001)

図-2.5-2 鳥獣保護区

(3) 森林法に基づく保安林の指定状況

神奈川県沿岸における森林法に基づく保安林の指定状況は、図-2.5-3 に示す通りである。

(4) 文化財保護法に基づく天然記念物の指定状況

神奈川県沿岸の文化財保護法に基づく天然記念物の指定状況は、図-2.5-3 に示す通りである。



出典：神奈川県土地保全図（国土交通省、2001）
 神奈川県文化財図鑑（神奈川県、1978）
 ふるさとの文化財（神奈川県、1983）
 横浜市、横須賀市資料

図-2.5-3 保安林及び天然記念物指定状況

2.5.2 関連する諸計画

国、県、市の関連する総合計画は以下に示すとおりである。

- ・国第五次全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」(目標年次：H22～H27年)
- ・「神奈川力構想・プロジェクト51」(目標年次：H16～H27年)
- ・各市
川崎市の総合計画(『川崎新時代2010プラン』)(計画期間：H5～H22年度)
横浜市の総合計画(横浜市中期政策プラン)(計画期間：H14～H18年度)
横須賀市の総合計画(計画期間：H10～H22年度)
三浦市の総合計画(第4次三浦市総合計画『三浦ニュープラン21』)
(計画期間：H13～H22年度)

表2.4-3 ゾーン特性一覧

ゾーン区分	川崎ゾーン	横浜ゾーン							横須賀ゾーン					浦賀・三浦ゾーン				
エリア区分	川崎	横浜							長浦	本港	馬堀	浦賀	北下浦	三浦	間口			
境界	行政界	行政界					南本牧	行政界	行政界		馬堀海岸直轄区間	観音崎	観音崎	火力発電所	行政界	行政界	港金田漁	
海岸概況	行政範囲	川崎市	横浜市							横須賀市					横須賀市			
	地区区分	川崎区	鶴見区	神奈川区	西区	中区	磯子区	金沢区	追浜	長浦	本港	新港	馬堀	走水	浦賀	久里浜	北下浦	南下浦
	海岸保全区域	海岸保全区域								海岸保全区域			海岸保全区域	海岸保全区域	海岸保全区域		海岸保全区域	
	管理者	川崎市	横浜市							横須賀市			国土交通大臣	横須賀市	横須賀市		神奈川県知事(漁港は三浦市管理)	
	港湾	川崎港	横浜港							横須賀港					横須賀港			
	漁港							柴魚港 金沢漁港								北下浦漁港	金田漁港 間口漁港	
	東京湾	内湾	内湾							内湾					外湾			
	海岸形態	人工海岸	人工海岸							人工海岸			砂浜岩礁	リブ式海岸	砂浜	岩礁		
	地形形態	埋立	埋立					人工干潟	埋立	湾(浦)	埋立	崎	湾(浦)	湾	浜	崎		
	漂砂特性														流出	流入		
環境特性	河川	(多摩川)	鶴見川		帷子川	大岡川		堀割川		侍従川	鷹取川				平作川			
	水質(T-N)	目標超過	目標超過	環境基準超過			目標超過	基準超過		目標超過				暫定目標超過				
	水質(TP)	基準超過	環境基準超過			目標超過	基準超過						基準超過	目標超過				
	動植物												観音崎/テグ群	観音崎/テグ群		アカガメ		
藻場												藻場			藻場			
自然資源											海成段丘	海成段丘				波蝕台(劔崎)		
自然環境保全区域											鳥獣保護区	鳥獣保護区		武山近郊緑地特別保全地区		風致地区	近郊陸地保全地区	
利用特性	漁業	小型底引き網漁業、刺し網、あなご筒等の漁業							区画漁業権区域 養殖	共同区画漁業権区域 海苔わかめ、昆布養殖					共同区画・定置漁業権区域 わかめ、昆布養殖			
	土地利用	工業	工業	商業・業務	工業	住居	住居	工業	軍港	複合	住居	工業	住居	自然				
	港湾計画	生産	生産・IHP	港湾管理中枢・商取引	生産・IHP	物流	物流	生産	物流	交流拠点	緑地	緑地	生産	農地				
	レクリエーション	マリナ		MM21	マリナ		マリナ					海水浴	マリナ		海水浴			
	観光等	マリナ	釣り公園		MM21	釣り公園	八景島			散策路(10,000mプロムナード)	散策路(同左)	観音崎	燈明崎	ペリー公園		三浦海岸	劔崎	
		釣り公園		山下公園		海の公園						三笠公園	愛宕山公園	くりはま花の国				

2-16

2.6 海岸への要請

東京湾沿岸は、世界的に見ても人口と資産が集中し高度な沿岸利用がなされている地域である。1997年に台北市で30ヶ国以上からの専門家が参加して開催された国際会議において、総合的沿岸管理が強く打ち出された。東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県沿岸分）を立案するにあたり、国際的な動向を参考に、神奈川県沿岸の特性を反映した計画を立案することが肝要である。

(1) 沿岸域管理の原理と理念

国際的な合意を得られている原理には、以下のものが挙げられる。

開発と環境に関する原理

沿岸域と海洋の特性に係わる原理

(a) 沿岸域の生物的特性に関する原理

(b) 海洋の公共性と沿岸域・海洋資源と空間の利用に関する原理

開発と環境に関する原理

全般的に、以下の項目をつなぐ役割を果たすのは、“持続可能な開発と発展”という目標と“総合化”の原理である。総合化の原理とは、課題間や経済発展と環境保全といった相互の関係、相互の依存性を示す。

- ・世代間の公平に関する原則
- ・開発の権利に関する原則
- ・予防原理
- ・汚染者負担の原則
- ・公開性と透明性に関する原則

沿岸域と海洋の特性に係わる原理

この原理の根本には、沿岸域は資源システム（Resource System）であり、また外界からの力に対して緩衝帯としての役割を持っているということを重要視している。

資源システムとは、沿岸域が人間にとって何らかの利用価値（機能）を潜在的に有する資源であるとする考え方である。ただし、そうした資源としての潜在的価値は、人間が沿岸域の利用を図ったり、逆に間違った利用によってダメージを与えたりした場合に顕在化することになる。この考え方は、沿岸域や海洋の管理政策を立案する上での基本的原理として用いられている。

(2) 海岸保全基本計画を立案するにあたっての要請事項

海岸保全施設の整備に関する事項

現況の海岸保全施設の整備水準を適切に把握するとともに、背後地の土地利用状況等を勘案した適切な整備水準を定め、海岸保全基本計画等に位置付けるとともに、計画的かつ段階的な海岸保全施設の整備を促進する。また、関係者間の連携を図り、海岸保全施設の整備水準の連続性を確保する必要がある。

海岸保全区域の変更に関する事項

沿岸域の土地利用状況等を適切に把握し、防護機能を確保する必要がある地区については、新たな海岸保全区域に指定するとともに、海岸保全基本計画の中に位置付け、計画的かつ段階的な整備を推進する必要がある。

背後施設等との連携に関する事項

背後地の土地利用状況等を適切に把握し、環境や利用、親水性等を考慮した多目的利用を促進するとともに、背後施設等と連携した一体的な高潮防護を推進する必要がある。

地球温暖化対策に関する事項

海岸関係者は、地球温暖化に伴い懸念される潮位上昇等について、検潮記録等による監視を行い、状況の把握と適切な対応に努める必要がある。

第3編 海岸保全の方向性について

3.1 海岸保全のための基本理念

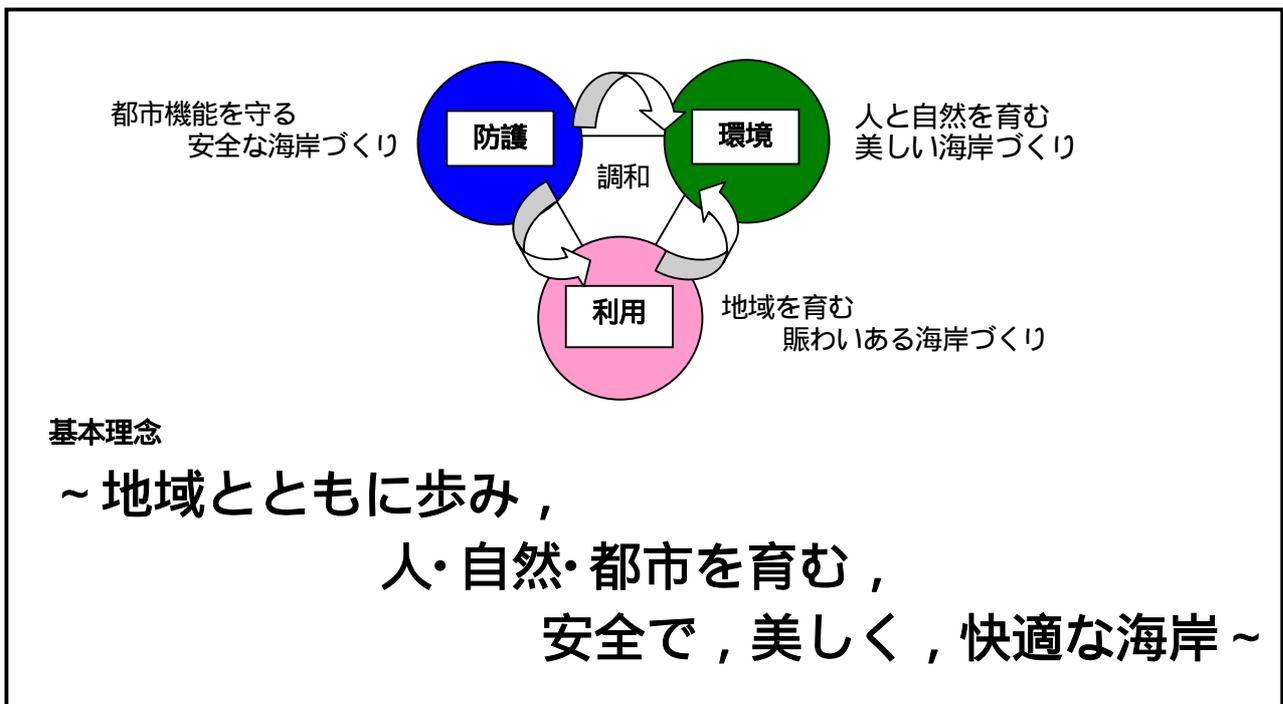
沿岸域とは“資源システム”(沿岸域と海洋の特性に係わる原理^{注)})であり、外界からの力に対する緩衝帯としての役割を持っている。神奈川県沿岸には、低平地に高度に開発された都市域と、急峻な崖地が海岸に迫り比較的自然的な多く残る地域とが存在し、沿岸域の防護資産や利用状況等が大きく異なる。したがって、現況の海岸保全施設の整備水準を適切に把握するとともに、背後地の土地利用状況等を勘案した適切な整備水準を定め、海岸保全基本計画に位置付け、計画的かつ段階的な海岸保全施設の整備を促進することが必要である。

このような状況を鑑み、「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」(海岸保全基本方針)にあるように、背後地の状況や自然・社会特性等の地域(都市)特性に応じた柔軟な計画とする。

東京湾沿岸は、世界的に見ても人口と資産が集中し高度な利用がなされている地域(都市)である。1997年に台北市で30ヶ国以上からの専門家が参加して開催された国際会議では、総合的沿岸管理が強く打ち出された。神奈川県沿岸の海岸保全基本計画の立案に当たっては、国際的な動向を参考に、海岸の管理形態や利用の高度化等の神奈川県沿岸の事情を反映した計画を立案することとする。

国際的には、開発と環境に関する基本理念として“持続可能な開発と発展”(Sustainable Use and Development)という目標がある。目標達成のためには、世代間の公平に関する原則に則り、開発の権利、予防、汚染者負担、公開性と透明性といった点に配慮して計画を立案する必要がある。

神奈川県沿岸の地域特性を考慮し、地域住民が誇りと愛着を持てる「地域とともに歩み、人・自然・都市を育む、安全で、美しく、快適な海岸」を育て継承していくことを、今後の神奈川県に係る東京湾沿岸の海岸保全基本計画(以下「本基本計画」という)のための基本理念とする。



注) この原理の根本には、沿岸域は資源システム(Resource System)であり、また外界からの力に対して緩衝帯としての役割を持っているということを重要視している。資源システムとは、沿岸域が人間にとって何らかの利用価値(機能)を潜在的に有する資源であるとする考え方である。ただし、そうした資源としての潜在的価値は、人間が沿岸域の利用を図ったり、逆に間違った利用によってダメージを与えたりした場合に顕在化することになる。この考え方は、沿岸域や海洋の管理政策を立案する上での基本的原理として用いられている。

3.2 海岸保全の方向性

東京湾沿岸は、湾奥の江戸に幕府がおかれて 17 世紀以降、我が国の中心的な地域へと発展した。江戸時代の東京湾は、干潟・浅場や人間活動による適度な栄養の流入が水産物の生産を支え、江戸前の海として豊かな水産物を江戸 100 万の住民に供給していた。

明治時代から工業集積のために埋立てが進み、高度経済成長期には、臨海部に工業地帯が発展した。さらに首都圏への一極集中に伴って、人口や都市機能が高度に集積し、都市住民の生活を支える埋立地造成が加速した。これらにより、東京湾沿岸地域は、一貫して我が国の経済成長と首都圏住民の生活を支えてきた。特に、神奈川県沿岸は、背後に大都市を抱え、都市・港湾・産業機能の中心的位置を占める。しかし、このような沿岸利用形態が人々を海や水辺から遠ざけ、身近な海の利用を疎遠にする一因ともなった。

東京湾は、富津岬・観音崎間の狭窄部を境とした内湾と外湾で、地形特性が大別できる。内湾は、閉鎖性が強く静穏であるとともに、荒川、多摩川などの大河川が流入し、浅く平坦である。また、南西に開口部をもった細長く浅い地形から、台風などによる高潮の影響が大きく、これに加えて、地盤沈下に伴う低地帯に、人口や都市機能が高度に集積しているため、高潮からの防護が極めて重要となっている。一方、外湾は、外海の影響を受けやすく、海底が急峻な地形であるため内湾に比べて波浪が大きく、津波の危険性も高い。特に、大規模地震の発生の切迫性が指摘されていることから、津波に対する安全性確保も急務となっている。これまで、高潮や津波から人々の暮らしを防護するため、これまでも海岸保全施設や都市施設の整備が進められてきたものの、まだまだ大型台風などが来襲すると甚大な被害を被ることとなる。これらの対応のため、災害に対して全てを海岸保全施設等のハード面に対応していくだけでは不十分であり、警戒・避難等のソフト面の対策の役割は大きい。

本基本計画で対象とする神奈川県沿岸の内湾は、なすび型をした東京湾に位置する閉鎖された水域であることから干満差が大きく、また、湾口幅は約 20km と狭いため、湾口部で速い潮流が発生している。この湾口部を通り、多くの海生生物が出入りしている。外湾の観音崎から劔崎にかけては、砂浜・磯・藻場が多く残されており、水質も比較的良好なため、動植物の良好な生息地となっているとともに、多くの人に親しまれる海水浴場がある。

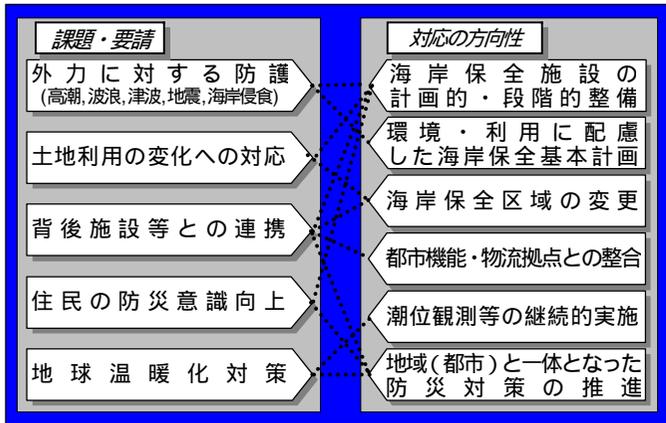
内湾は、高度成長期における都市活動の増大に伴い、首都圏からの汚濁負荷が流入し、水質悪化が進んだ。過去には、内湾にも、海水浴場や潮干狩場など広く分布していたが、高度成長期における水質悪化や臨海部の産業用地利用により減少し、人々と海岸の関わりも少なくなった。

これらの状況に対応するため、流域における排水規制や下水道整備などの対策が進んだため、昭和 50 年代以降水質は、昭和 40 年代の最も悪化した状態より改善されたが、近年は、ほぼ横ばい状態である。依然として赤潮や青潮が発生しており、汚泥の残存もある。しかし、減少していた水生生物の増加など、環境改善の兆しも見られ、貴重な干潟や浅場には、希少な動植物の生息が確認されている。さらに、多様な社会ニーズに応え、昭和 50 年代から砂浜や干潟・浅場の再生・整備とともに、レクリエーション拠点、人工海浜、海釣り施設などの親水空間の整備も進められてきた。また、湾岸道路、東京湾横断道路の開通などにより広域的なアクセス性も向上し、観光やレクリエーション活動の地域間交流も進んできている。余暇時間の増加、少子高齢化社会の到来、健康や環境への関心の高まりの中で、神奈川県沿岸に求められる役割は多様化し、年間を通じて開放された優しい海辺が要求されている。このような社会環境の変化を受けて、自然環境の保全と再生、人々に開放された海岸利用、歴史的資産との関連を考慮して、今後の方針を立案することが重要である。

神奈川県沿岸では、まず、人々の生命や財産を守ることを基本とし、人と生き物とが共生できる環境づくりを進めていくことを海岸保全の方向性として明確に打ち出すこととする。

防 護

課題と対応の方向性



- ・海岸災害からの総合的な安全の確保
- ・地域(都市)の特色を反映した海岸
- ・官民・官官の連携による海岸づくり

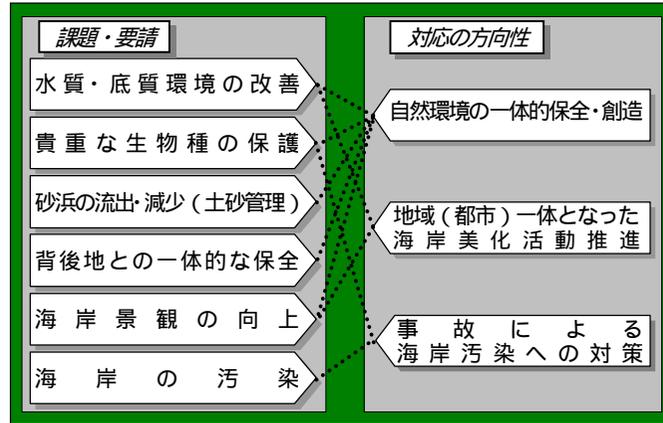
海岸の目指す方向性



都市機能を守る安全な海岸づくり

環 境

課題と対応の方向性



- ・自然と文化の調和する海岸
- ・生き物を育む豊かで美しい海岸

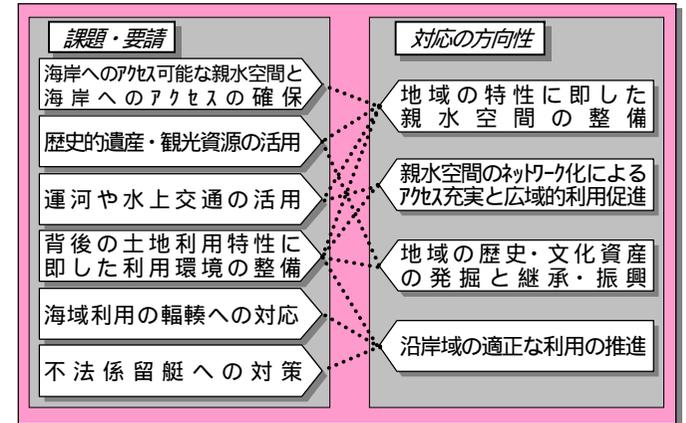
海岸の目指す方向性



人と自然を育む美しい海岸づくり

利 用

課題と対応の方向性



- ・地域の特性を活かした地域を育む海岸
- ・交流・賑わいを生む海岸

海岸の目指す方向性



地域を育む賑わいある海岸づくり

海岸保全のための基本理念

地域とともに歩み, 人・自然・都市を育む, 安全で, 美しく, 快適な海岸

第4編 海岸保全の目標と施策について

4.1 海岸防護の目標

海岸保全の方向性、海岸保全のための基本理念を踏まえ、防護すべき地域、防護水準など海岸防護の目標を以下に定める。

(1) 防護すべき地域

本基本計画において防護すべき地域とは、海岸保全施設が整備されていない場合に、海岸背後の人命や財産に対して被害の発生が予想される以下の地域とする。

高潮・波浪からの防護

防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の浸水区域とする。

津波からの防護

地域防災計画で想定される津波（南関東地震津波）が来襲した場合の浸水区域とする。

侵食からの防護

現在と同じ速度で50年間侵食が進むと想定した場合の影響区域とする。

港湾・漁港施設等について

港湾（ふ頭）や漁港などの施設では、荷役作業などに常時利用していることから、その機能を確保するための施設天端が定められており、海岸保全区域の指定外である。

なお、上記以外にも土地利用の状況等から防護対象としない地域も存在する。

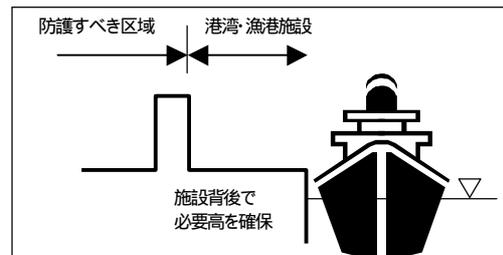


図4.1-1 防護すべき区域

(2) 防護水準

海岸に作用する高潮や波浪などの外力は、想定外のものが発生するなど、大きさに幅があり、また、その対応方法にもソフト・ハード対策など種々考えられるが、防護の目標とすべき外力水準は、以下のとおりとする。

高潮

“朔望平均満潮位”に“想定される最大の偏差¹”を加えた計画高潮位に対して防護することを目標とする。

波浪

港湾海岸は、原則として50年再現確率に対応する波浪に対して防護することを目標とする。一般及び漁港海岸は、原則として30年再現確率に対応する波浪に対して防護することを目標とする。ただし、背後の土地利用の状況等に応じて、柔軟に対応していく。

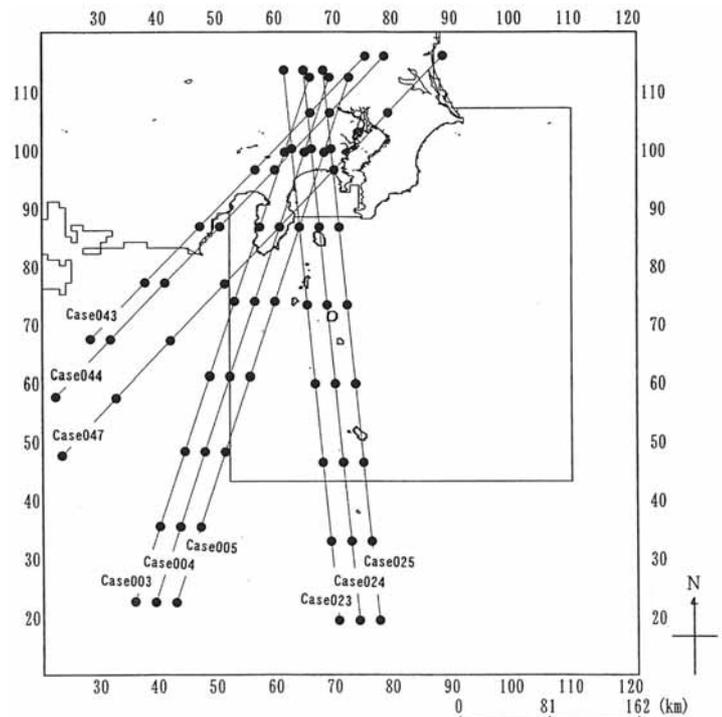


図4.1-2 台風の想定コース

¹ 東京湾において高潮偏差が高くなる想定コースを9コース（台風7920号コース、伊勢湾台風コース、キティ台風コース等）設定し、台風規模を伊勢湾台風級として高潮予測シミュレーションを行った結果より得られる、海岸毎に最大となる高潮偏差

津波

地域防災計画で想定される津波（南関東地震津波）に対して防護することを目標とする。

海岸侵食

現状の汀線を保持することを基本的な目標とし、必要に応じて、適切な勾配の維持を含めて、砂浜海岸全体の回復を図る。

その他

長期的には、地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化も今後想定されるが、潮位観測等の継続的实施による影響把握を基本目標とし、国や沿岸自治体との連携を図り、必要に応じて防護水準に加味していく。

< 神奈川県沿岸 海岸保全施設の防護水準の考え方について >

海岸保全施設の天端高の考え方

本計画では、海岸保全施設の天端高等の計画条件は、高潮や波浪への防護機能の確保に主眼をおき設定する。これら施設の計画天端高の設定は、一般に以下の式に表される。この計画天端高の考え方は、朔望平均満潮位（H.W.L）時に、設計対象の高潮と波浪が同時に発生することを想定している。

$$\text{計画天端高} = \text{朔望平均満潮位} () + \text{高潮偏差} () + \text{打上高} () + \text{余裕高} ()$$

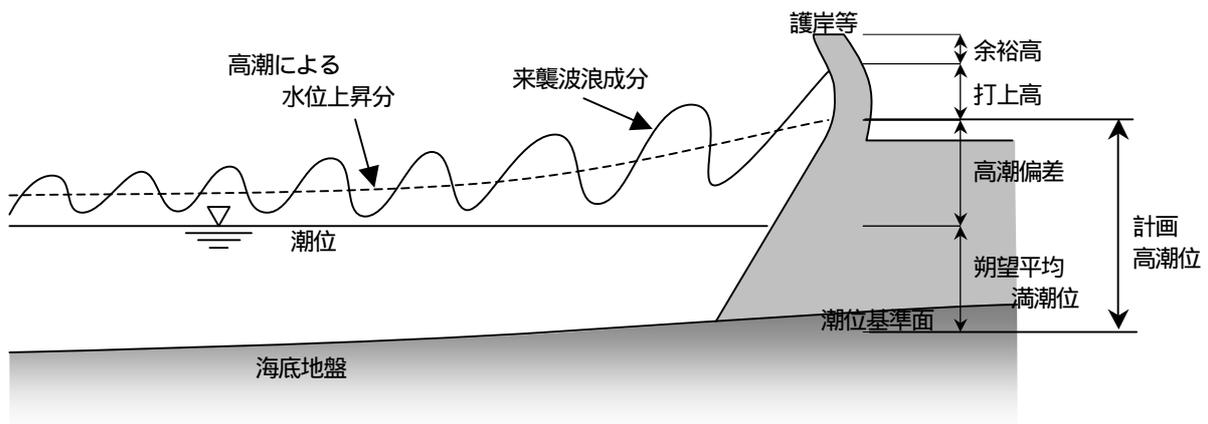


図-4.1-3 計画天端高の設定方法の模式図

- 朔望平均満潮位 : 沿岸の各潮位観測地点における潮位観測記録を基に設定する。
- 高潮偏差 : [平成11年度東京湾高潮対策調査報告書(平成12年8月)運輸省第二港湾建設局企画課]の成果より、各海岸に対して最悪となる偏差を抽出し、地形的特性等を考慮し区間毎に計画値を設定する。
- 打上高 : 原則として、[平成14年度東京湾海岸保全基本計画検討調査報告書(平成15年3月)国土交通省関東地方整備局港湾空港部海域環境・海岸課]より、波浪変形シミュレーション等を行い、海岸毎に護岸の整備形態(直立式 or 緩傾斜+養浜工など)を考慮し、打上高を算出する。
但し、N系の波が設計条件となる海岸、既往の波浪推算資料の方が波の大きい海岸等については、照査の上、波浪条件を設定する。

なお、計画天端高の設定方法については、越波流量にて決定する方法、余裕を見込んだ偏差量にて決定する方法等もある。また、背後地の安全性を確保しつつ、「環境」、「利用」へ配慮すれば、その他の設定方法も考えられる。

4.2 海岸の保全に関する施策

海岸防護の目標を達成する目的から、「海岸の防護のための施策」を以下に示す。また、基本理念を踏まえ、「海岸環境の整備及び保全のための施策」、「海岸における公衆の適正な利用を促進するための施策」についても、併せて示す。

(1) 海岸の防護のための施策

海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくために、関係住民、漁業者、海岸利用者など地域の意向を十分配慮し、地域との連携が図れるよう努めるものとする。

海岸保全施設の計画的・段階的整備

県民生活の安全を確保する目的から、高潮・波浪や侵食等の海岸災害からの防護に重点をおいた対策が必要であり、沿岸の海象特性や地形特性等に応じて、適切な対策を検討し、計画的・段階的に整備を進めることが肝要である。既存の堤防や護岸等の海岸保全施設については、老朽化対策を検討する必要がある。特に、背後地に多くの資産を抱える地区については、地震・水害（高潮、地下空間への浸水等）に対する防護の観点から、施設の老朽化対策に加え、施設の耐震補強についても長期的に取り組んでいく。また、三浦海岸の砂浜やリアス式海岸に点在する砂浜等においては、長期的かつ広域的な視点より、侵食対策を検討する必要がある。

なお、海岸保全は、地区海岸毎の、防災上あるいは利用、環境の多様性を十分に考慮して検討を行うとともに、費用とそれから生まれる効果などを踏まえて計画・実施するものとする。

環境及び利用に配慮した海岸保全基本計画

海岸災害からの防護に当たっては、「海岸環境の整備及び保全」及び「海岸における公衆の適切な利用」を図り、これらが調和した総合的な海岸の管理を実現することであるが、今後、計画・実施に当たっては関係住民、漁業者、海岸利用者などの意見を聴き、海岸保全の多様な面のバランスを考慮し、策定していくものとする。

都市機能の拡充、港湾施設としての利用や海岸環境の保全などをバランスさせつつ、可能な限り自然の営力の活用も含めて検討することとする。特に海岸堤防は、嵩上げにより産業活動への影響や利用上の制約、海岸へのアクセスの分断、景観への影響なども懸念されるため、防災面のみならず、環境及び利用にも配慮していく。

海岸保全区域の変更

神奈川県沿岸は、約 280km の延長に対して 44km の海岸保全区域が設定されている。背後地の資産状況や開発計画の進捗に合わせ、適宜、海岸保全区域の変更を行っていくことが必要である。

現在、海岸保全区域を設定していない自治体については、必要に応じて海岸保全区域の設定について検討する。参考までに、海岸法の改正により一般公共海岸区域が新設されたが、現在、神奈川県沿岸では約 4km の一般公共海岸区域が設定されている。

都市機能・物流拠点との整合

都市機能、物流拠点が臨海部に集積している神奈川県沿岸では、防災を目的とする面的整備を推進する上で、港湾施設の維持管理が今後、重要な位置づけとなる可能性がある。

港湾のみならず海岸保全施設の維持・管理・更新は、都市基盤整備の重要課題であり、利用や景観上も神奈川県沿岸のイメージを形成する重要な要素であるため、環境・利用面からの配慮も必要である。

潮位観測等の継続的实施

長期的な視点から見た地球温暖化による海面上昇への対応のため、気象・海象や水質等に関するモニタリングデータを継続的に収集していく。モニタリングの結果、ならびに国内外の研究機関の動向に基づき、必要に応じて温暖化による海面上昇量を防護水準に加味していく。

地域（都市）と一体となった防災対策の推進

海岸保全施設の整備などハード面の対策の他に、災害発生時の避難経路や避難場所の確保、緊急時支援物資の貯蔵などソフト面の対策も必要であり、県及び各市で作成されている地域防災計画の充実を図ると共に、市町村間の広域的連携を図っていく。

また、将来的には高潮や津波に対するハザードマップの作成等も視野に入れて、住民の防災意識の高揚を図っていく。

(2) 海岸環境の整備及び保全のための施策

自然環境の一体的保全・創造

神奈川県沿岸には、日本でも有数の工業地帯やその産業活動を支える港湾が立地し、その発展の経緯から沿岸域の多くが埋め立てによる人工的な海岸となり、生物の生息環境として重要な干潟・藻場等の浅場は減少している。しかし、三浦半島先端部の帯状に発達した砂浜・岩礁地帯の海岸植生、観音崎のイノデ・タブ群集等の特定植物群落、観音崎から劔崎周辺にかけて帯状に分布する藻場、アカウミガメの生息・繁殖地等、貴重な動植物やその生息環境が現在でも確認されている。また、県指定天然記念物である叶神社や白髭神社の社叢林など海岸背後地の自然環境は、生息環境としてのみならず沿岸域の文化的環境としても重要な存在であり、海岸はこうした背後地と一体的に捉えられるべきである。

こうした観点から、背後地を含めた沿岸域の自然環境の保全に努めるとともに、土地利用の再編に伴う海岸事業等の際には、周辺の土地利用特性や自然特性等を考慮しながら、砂浜や干潟の回復・再生や藻場の造成、海岸緑地の再生・創造等を研究機関やNPO等との調整・連携・支援を図っていく。

また、東京湾に流入する汚水による環境負荷は、富栄養化による赤潮の発生等、生物環境にも大きなダメージを与える他、漁業等の生産活動にも大きな影響を与える。特に、工場等の事業系の排水とともに、一般家庭から排水される生活系の排水による水質の汚染が懸念される。

したがって、海域のみならず、下水道や水処理施設の高度化など河川流域や内陸部との連携による水質・底質環境の維持・改善に努め、海岸美化活動や海岸域でのイベント活動等の機会を通じて、住民の生活と海岸環境との関わりについての理解と協力を積極的に推進していく。

地域（都市）一体となった海岸美化活動推進

河川等からの東京湾への汚水の流入のほか、漂着ごみや海岸利用者によって放置されたゴミや釣り糸・針等は、沿岸域の生物環境に大きな影響を及ぼすのみならず、海岸の美的環境を著しく損なう原因となっており、神奈川県沿岸域の利用者や海岸利用者のモラルの向上が望まれている。

このような状況下、東京湾においては国土交通省関東地方整備局や港湾管理者による東京湾クリーンアップ大作戦等の海岸美化活動が行われているが、県としてもバックアップする立場で海岸の清掃活動を推進し、こうした活動やイベント等を通じて海岸利用者のモラル意識向上を図るとともに、住民主体による日常的な海岸美化活動等を積極的に支援していく。

事故による海岸汚染への対応

環境庁では大規模油流出事故への対応を目的とした「1990年の油汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」(OPRC条約)を受けて1995年12月に閣議決定された「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」の円滑な推進を図るため、油汚染事件発生時の環境保全の観点から脆弱性沿岸海域図を作成・公開している。

海上保安庁では官民一体となった対処が必要との認識から、官民合同の調整・防除機関である協議会の設置、民間の防除機関である海上災害防止センターの指導・育成等、関係機関相互の協力体制の強化を進めている。東京湾沿岸においては、「東京湾排出油防除協議会」、「三浦半島排出油防除協議会」、油防除の専門家らからなる「横浜機動防除基地」等が設置されており、油汚染事故発生時に甚大な影響を受ける自然環境の把握に努めるとともに、国や東京湾沿岸自治体等関係各所との連携を図り、このような広域災害時の協力体制を強化し、事故時の迅速・適切な対応について検討していく。

(3) 海岸における公衆の適正な利用を促進するための施策

地域の特性に即した親水空間の整備

京浜工業地帯として工業的な土地利用が卓越する川崎市や、港とともに歩んできた都市の歴史と現代的都市空間が水辺と融合する横浜市の都心臨海部、リアス式の複雑な海岸地形を有し、自然環境の多く残る横須賀市や三浦市等、神奈川県沿岸の海岸地形特性や水際線の利用特性、周辺の土地利用特性は非常に多様性に富んでいる。

港湾施設や工場が集積する地域等は、今後も引き続き物流や生産活動を通じて地域の発展を支える重要な地域である。こうした地域については、土地利用の再編等に応じて水際線の開放、親水空間の拠点的整備に取り組むほか、運河を利用した水上交通等による沿岸域利用の促進を図っていく。

海水浴利用等により多数の利用者が訪れる砂浜海岸等については、誰もが水際線にアクセス可能なユニバーサルデザインに配慮した海岸保全施設等の整備・充実を図っていく。この際、砂浜海岸や背後地の自然との調和を損なわないよう海岸保全施設等の設計・配置に十分配慮する。

親水空間のネットワーク化によるアクセスの充実と広域的利用の促進

港湾や工業地域等の埋立地前面の土地利用状況、海岸の地形的条件等を考慮すると、アクセス可能な水際線を増やすことが現実的には困難な場所が存在する。また、三浦半島先端の一部は、地理的にアクセスの利便性が必ずしも満足できるものではない状況にある。

このような観点から、土地利用再編や交通体系の見直し等の関連計画に対応・連携してアクセスルートを整備するとともに、海上ルートや海上クルーズ等の既存の海上交通網を活用した新たな広域的な「海遊ルート」の形成、運河の活用、神奈川県「三浦半島ぐるり一周プロムナード」構想等と連携し水辺を結ぶ散策路の整備等、海陸交通網の連携によって各地の拠点を結ぶ親水空間のネットワーク化を図り、広域的な利用・交流と各拠点の活性化を促進していく。また、海陸交通網を基盤に、海洋性レクリエーションや漁業・地場産業・観光・商業・サービス業等の多様な連携によって地域の活性化を促進し、広域的に多様な親水の場を提供していく。

「ユニバーサルデザイン」とは、できるだけ多くの人々が利用可能なように製品・建物・空間をデザインすることである。障害の部位や程度によってもたらされるバリア(障壁)に対処するのが「バリアフリーデザイン」であるのに対し、「ユニバーサルデザイン」は“全ての人が人生のある時点で何らかの障害を持つ”ということを発想の起点とし、障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等に関わらず多様な人々が気持ちよく使えるようあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方である。

地域の歴史・文化資産の発掘と継承・振興

神奈川県東京湾沿岸には地域の歴史や文化にまつわる数多くの文化財が存在し、それにまつわる祭り等の海岸を利用したイベントも開催されている。

住民の地域に対する誇りと愛着、海岸に対する意識の向上を図るため、地域が一体となって地域独自の歴史・文化資産や観光資産の掘り起こしを図るとともに、散策ルートの提案、海岸利用マップの作成、イベントの開催等による広報活動を通じて広くその普及に努め、広域的な海岸利用の促進、地域の活性化を図っていく。

沿岸域の適正な利用の推進

東京湾には、首都圏の経済活動を支える物資輸送用の船舶が多数出入りしているほか、漁業利用、遊漁、海上クルーズ、海洋性レクリエーション利用等、沿岸域は高密度に利用されている。

沿岸域の適正で安全・快適な利用を図るため、海洋性レクリエーション参加者への法令・条例遵守の呼びかけ、監視体制の構築、係留施設の整備等により、総合的な不法係留対策を推進していく。また、プレジャーボート等海洋性レクリエーション利用に供する沿岸域の設定や海岸利用のルールづくりを検討し、海岸利用者への情報提供・普及を推進していく。

4.3 ゾーン毎の施策

(1) ゾーン区分

神奈川県沿岸について、海岸の特性、環境特性、利用状況、行政区域等から、以下のように9つのエリアに区分し、これを4つのゾーンに区分した。

表-4.3-1 神奈川県沿岸のゾーニング

行政界	ゾーン	エリア	備考
川崎市	川崎ゾーン	川崎エリア	川崎区 (川崎港)
横浜市	横浜ゾーン	横浜エリア	鶴見区、神奈川区、西区、中区、磯子区、金沢区 (横浜港)
横須賀市	横須賀ゾーン	長浦エリア	深浦、長浦
		本港エリア	米軍基地、横須賀本港、新港
		馬堀エリア	大津・馬堀海岸(一部国整備中)、走水、観音崎
	浦賀・三浦ゾーン	浦賀エリア	鴨居、浦賀、川間東、久里浜
北下浦エリア		野比、北下浦漁港	
三浦エリア		三浦海岸(県管理)	
三浦市		間口エリア	金田漁港～劔崎

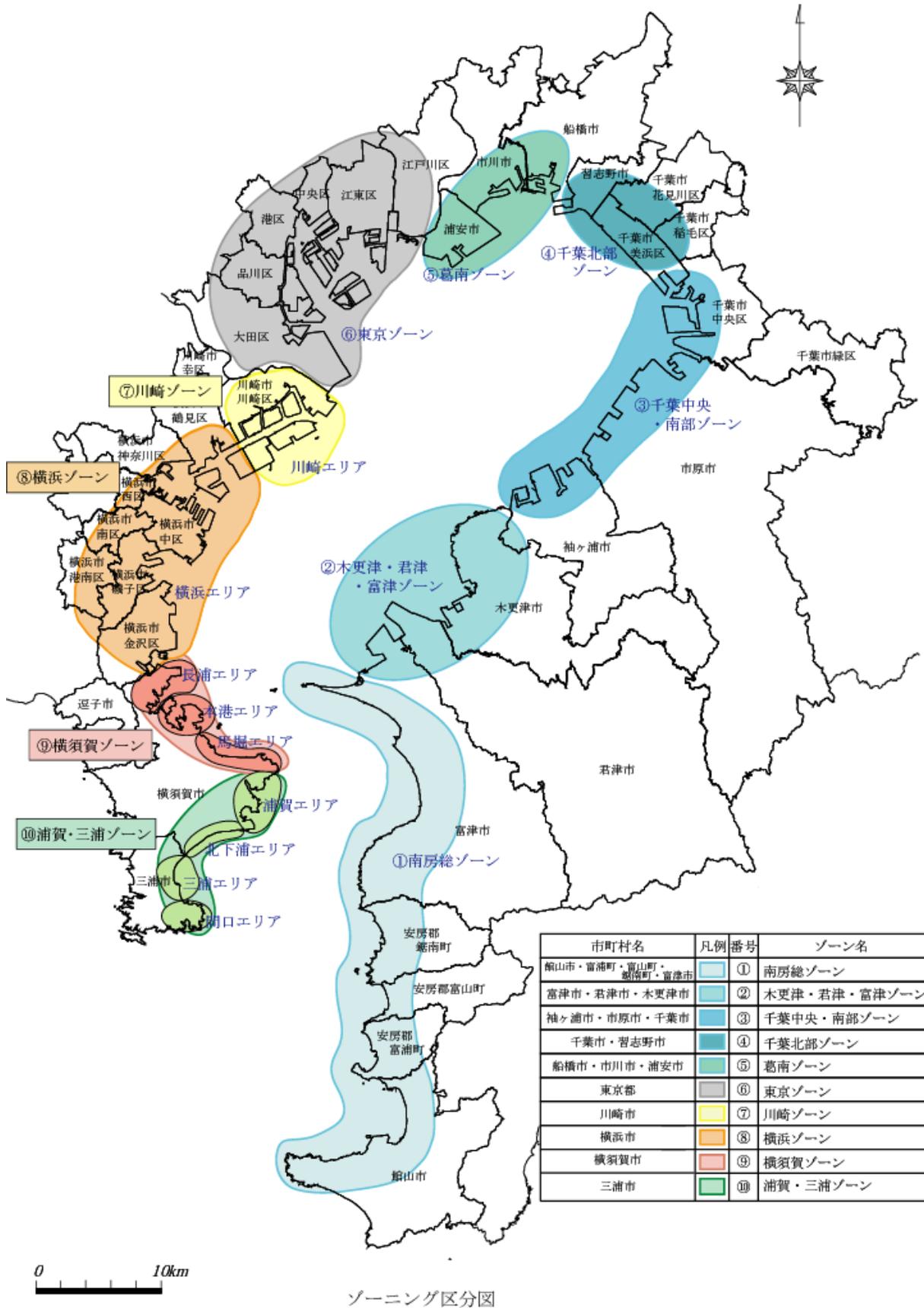


図-4.3-1 東京湾沿岸のゾーン区分図

【各ゾーンの特性】

川崎ゾーン

川崎ゾーンは、東京都界の多摩川から横浜市との行政界までの海岸線区間とする。

元々の地形は、多摩川の沖積平野に位置し、海域は遠浅の海岸であったが、現在は前面に埋立地が張り出して、その人工地盤上に日本有数の工業地帯である京浜工業地帯の工場群が立地している。海岸保全施設は最奥部に位置しており、その前面には工場や港湾施設が立地する埋立地が存在するため、波浪の影響は受けにくい地域である。陸域は、京浜工業地帯の中核地区であり、その土地利用は、東扇島、千鳥町及び夜光等の商業地域を除き、臨海部のほぼ全域が工業専用地域となっている。

土地利用上海岸利用の観点での制約はあるが、工業地帯の呈する独特の景観を有しており、この工業景観や運河を積極的に再評価・活用していくことが望まれる。

この区間は、埋立地最奥部の白石町から小島町(旧末広町)に至る海岸線 13,515m が川崎市管理の海岸保全区域に指定されている。

横浜ゾーン

横浜ゾーンは、川崎市との行政界から横須賀市との行政界までの海岸線区間とする。

元来の地形は、鶴見川やその他の河川がつくる沖積低地上に発展した都市であり、海岸は比較的遠浅の海岸であったが、現在の沿岸地域の陸域は、ほぼ全域が埋立造成によって形成された海岸線である。この埋立地に日本を代表する中核国際港湾としての港湾施設と工業地帯が形成されており、用途地域上も商業地域(港湾地区)及び工業地域がほぼ全域を占めている。しかし、一方で、みなとみらい地区や新港地区などは港と共に発展した横浜市の歴史・文化と現代の都市の機能・賑やかさ華やかさを併せ持つ都市と水域とが融合した現代的な水辺空間を形成しており、また、金沢区ではベイサイドマリーナや海の公園、八景島等のレクリエーション空間が形成されるなど、これらは横浜の沿岸域の新しい大きな魅力となっている。

横浜市の沿岸は、大部分が横浜港港湾区域であり、既定の計画高さまではこれまでの港湾整備等によって確保されており、海岸保全区域は指定されていない。

横須賀ゾーン

横須賀ゾーンは、横須賀市夏島町地先(横浜市との行政界)から横須賀市鴨居地先の観音崎までの海岸線区間とする。

陸域は、標高 100m以下の丘陵地をバックにし、その丘陵地と海岸に挟まれた細長い平坦地に市街地・住宅地が形成されている。この区間の原海岸地形は、リアス式海岸、岩礁・砂浜海岸であるが、走水・観音崎地区を除くほぼ全域が埋立による人工海岸となっている。

海岸は、観音崎を境に比較的静穏な水域である東京湾内湾部に位置するが、特に馬堀地区の海域は東京湾の海底谷から発する幾つかの支谷が伸びる比較的急深な海域で、高波浪が発生しやすい性質を持っており、現在、国土交通省(京浜港湾事務所)直轄の高潮対策事業が実施されている。

米軍基地及び関連する米軍関連施設、海上自衛隊関連施設が存在する特異な地域を有し、その周辺の横須賀本港・新港地区臨海部は、横須賀市の拠点として商業・業務系の機能が集中する他、様々な都市機能や物流機能、居住機能等が集中する複合的土地利用が進んでいる。こうした機能とともに「ヴェルニー公園」、「三笠つり公園」、「うみかぜ公園」、「海辺つり公園」が整備され、これらを結びながら観音崎に至る「海と緑の 10,000m プロムナード」が海岸沿いに整備されている。一方、走水・観音崎地区の岩礁・砂浜は、海水浴、釣り、磯遊びの場として多くの人々に利用されており、追浜・深浦・長浦地区は大部分が生産系の産業が多く立地する工業地域である。

全区間が横須賀港港湾区域であり、米軍基地などを除く海岸の大部分は、横須賀市管理の海岸保全区域に指定されている。なお、馬堀海岸は国土交通省が海岸管理者になっている。

浦賀・三浦ゾーン

浦賀・三浦ゾーンは、三浦半島の南東部に位置し、横須賀市鴨居地先の観音崎から東京湾沿岸の終点である劔崎までの海岸線区間とする。

陸域の大部分を丘陵地・台地とし、海岸は、横須賀市野比海岸から三浦市の金田漁港以北まで続く、大きく緩やかな曲線を描く浜地形を中心に、その南北に複雑な地形の出入を持つリアス式地形を有した、自然海岸の原地形形態を特徴とする海岸である。

海岸は観音崎を境とする東京湾外湾部に当たり、波浪の影響を受けやすい地域であり、海岸と背後の丘陵・台地に挟まれた細長い低平地に、住居地域を主とした市街地、あるいは工業地域が形成されている。

沿岸域は、砂浜海岸やリアス式の岩礁海岸等の自然的海岸地形を活かした海水浴、釣り、磯遊び等の利用が盛んで、その他ボードセーリングや遊漁、漁業利用等による沿岸利用の輻輳が進んでいる。風致地区や近郊緑地保全地区に指定される丘陵地・台地や自然海岸を背景として、随所に観光名所、公園、散策路等を配しながら、漁港や住宅地等の生活の風景が溶け込んだゾーンである。

横須賀市の海岸の大部分が横須賀市管理の海岸保全区域に、金田漁港以北の三浦市の海岸が神奈川県知事管理の海岸保全区域に指定され、金田漁港以北の三浦市の海岸が漁港を除き一般公共海岸区域となっている。

【各エリアの特性】

-1 川崎エリア

川崎エリアは、東京都界の多摩川から横浜市との行政界までの海岸線区間とする。
 元々の地形は、多摩川の沖積平野に位置し、海域は遠浅の海岸であったが、現在は前面に埋立地が張り出して、その人工地盤上に日本有数の工業地帯である京浜工業地帯の工場群が立地している。海岸保全施設は最奥部に位置しており、その前面には工場や港湾施設が立地する埋立地が存在するため、波浪の影響は受けにくい地域である。陸域は、京浜工業地帯の中核地区であり、その土地利用は、東扇島、千鳥町及び夜光等の商業地域を除き、臨海部のほぼ全域が工業専用地域となっている。

土地利用上海岸利用の観点での制約はあるが、工業地帯の呈する独特の景観を有しており、この工業景観や運河を積極的に再評価・活用していくことが望まれる。

この区間は、埋立地最奥部の白石町から小島町（旧末広町）に至る海岸線 13,515m が川崎市管理の海岸保全区域に指定されている。

-1 横浜エリア

横浜エリアは、川崎市との行政界から横須賀市との行政界までの海岸線区間とする。

元来の地形は、鶴見川やその他の河川がつくる沖積低地上に発展した都市であり、海岸は比較的遠浅の海岸であったが、現在の沿岸地域の陸域は、ほぼ全域が埋立造成によって形成された海岸線である。この埋立地に日本を代表する中枢国際港湾としての港湾施設と工業地帯が形成されており、用途地域上も商業地域（港湾地区）及び工業地域がほぼ全域を占めている。しかし、一方で、みなとみらい地区や新港地区などは港と共に発展した横浜市の歴史・文化と現代の都市の機能・賑やかさ華やかさを併せ持つ都市と水域とが融合した現代的な水辺空間を形成しており、また、金沢区ではベイサイドマリーナや海の公園、八景島等のレクリエーション空間が形成されるなど、これらは横浜の沿岸域の新しい大きな魅力となっている。

横浜市の沿岸は、大部分が横浜港港湾区域であり、この中に柴漁港、金沢漁港があり既定の計画高さまではこれまでの港湾整備等によって確保されており、海岸保全区域は指定されていない。

-1 長浦エリア

長浦エリアは、横須賀市真島町地先（横浜市との行政化界）から横須賀市新港町地先までの海岸線区間とする。海岸は、追浜地区と箱崎半島とに挟まれた長浦湾沿岸で、大小の入り江を持つリアス式海岸を形成している。

追浜地区を中心とした沿岸部は埋立により開発が進み、臨海部の大部分は生産系の産業が多く立地して工業地帯を形成しており、一部に米軍・海上自衛隊関連施設が立地する。都市計画の用途地域上は、追浜地区は工業専用地域、その他大部分が工業地域（一部、準工業地域）である。

深浦湾及び長浦湾奥部（田浦港町・長浦町）に面する海岸が、海岸保全区域に指定されている。

-2 本港エリア

本港エリアは、横須賀市田浦港町地先から横須賀市新港町地先までの海岸線区間とする。

陸域沿岸部は、標高 50～60m の台地をバックにし、崖地形の下部前面に広がった隆起平磯部と島々の間を繋いだ埋立地である。海岸は、東京湾の内湾部に位置し、東京湾の西南に面したリアス式の人工海岸である。海域はやや遠浅であるが、東京湾の海底谷から伸びる海底谷が存在する。

物流拠点や官公庁等の他、横須賀本港・新港地区には、米軍基地及びそれに関連する米軍関連施設及び海上自衛隊関連施設が多く立地する特異な地区であり、更にその背後には、業務系の機能が集積する横須賀市臨海部の都市的拠点となっている。

沿岸には、「記念艦三笠」が停泊する「三笠公園」、 「うみかぜ公園」や「海辺つり公園」が整備され、遠足、見学、散策や釣りを楽しむ人々で賑わっており、公園、都市機能、住宅、物流、米軍など様々な分野の業務が集中した地域である。

本区間は、全区間が横須賀市管理の横須賀港港湾区域であり、米軍基地などを除く区間が海岸保全区域に指定されている。

-3 馬堀エリア

馬堀エリアは、横須賀市新港町地先から横須賀市鴨居地先の観音崎までの海岸線区間とする。

陸域は、宅地造成に伴う埋立地である馬堀地区と標高 100m 以下の丘陵地をバックにした崖地形の下部に発達する走水地区に区分される。海岸は、観音崎から西方へ折れ東京湾の内湾部に入り、東京湾の南に面するリアス式の岩礁海岸と砂浜海岸と人工海岸からなっている。海域は、東京湾の海底谷から発する幾つかの支谷が伸び、比較的急深で高波浪を発生し易い性質を持っている。

馬堀地区は、埋立造成地上に人家が密集し、一方、走水地区は海岸と崖地との間に発達する狭い隆起平坦地へ細長く住宅等が建ち並んでいる。

沿岸には、走水神社や走水隧道、横須賀市風物 100 選に選ばれている走水の「水道水源地」などの珍しい名所があり、海岸沿いには「海と緑の 10,000 メートルプロムナード」も整備されている。また、走水地区には砂浜があり海水浴場として利用され、閑静な住宅地等と背後の豊かな自然とが調和した風景美を持つエリアである。

全区間が横須賀市管理の横須賀港港湾区域内にあって、これらの区域は海岸保全区域に指定されている。馬堀海岸は、埋立・宅地造成に伴って昭和 44 年に護岸が築造され、背後の平坦地には閑静な住宅地区（第 1 種住宅専用地域）が形成されている。しかしながら、平成 7 年・8 年の台風による高潮のために背後の住宅地が浸水被害を受け、現在、国土交通省（京浜港湾事務所）直轄事業による高潮対策事業が実施されている。

-1 浦賀エリア

浦賀エリアは、横須賀市鴨居地先から横須賀市野比地先（東京電力久里浜発電所）までの海岸線区間とする。

三浦半島が東京湾に突き出した地区に位置する。陸域は、標高 50～100m の丘陵地・低山地とそれらが侵食されて形成された平野や谷地形を成し、その最大の平坦地は平作川河口部である。海岸は、一様に東京湾浦賀水道の北西側に面し、浦賀湾、久里浜湾を有するリアス式の岩礁海岸であり、一部岬部の突端部は埋め立てられかもめ団地や横須賀火力発電所等へと変貌している。海域は比較的急深で、高波浪を発生し易い性質を持っている。

比較的広い平野を形成する平作川河口部背後には資産が集中しているが、それ以外は、埋立地又は海岸と崖地との間に発達する狭い隆起平坦地に細長く住宅等が建ち並んでいる。沿岸には、観音崎、東叶神社、愛宕神社の樹蒼、横須賀市風物 100 選に選ばれている観音崎灯台や燈明堂等の名所がある。資産の集中する区域と美しい自然が残る区域が混在し、リアス式地形の海岸沿いに住宅地が調和した風景を呈するエリアである。

地形的に良港が多く、全区間横須賀市管理の横須賀港港湾区域内に位置し、浦賀港、東京湾フェリーの基地である久里浜港等が存在する。これらの区域は一部地域を除き海岸保全区域に指定されている。

-2 北下浦エリア

下北浦エリアは、横須賀市野比地先（東京電力久里浜発電所）から横須賀市津久井地先までの海岸線区間とする。陸域の南西側は、なだらかに傾斜する段丘地形を呈し、北東側は丘陵地形を呈している。海岸は、一様に金田湾の北西側に面し、やや幅の狭い砂礫海岸と一部には岩礁が露出し、緩やかにカーブを描く形態が特徴である。

比較的平坦地であり、国道134号の背後は三浦市の市街地が全体的に形成されており保全対象は多い。また、県道久里浜港線に沿った区間は、やや地形的にも高いため、住宅は少ないが、気候と風景がよく、国立久里浜病院等の療養施設等が設置されている。

沿岸には、白髭神社の樹蒼や、長岡半太郎記念館や若山牧水夫婦歌碑などの名所もあり、北下浦海岸の長く続く汀の景観は横須賀風物100選の一つに選ばれており、農地と住風景がミックスし、自然と保養地の香りを残すエリアである。

全体的に遠浅な海岸であるが、ゾーン南西端の北下浦漁港付近の沖合は、東京湾の海底谷から伸びてくる支谷が存在し、波の拡散・収れんを受け易い場所に位置する。相対的には侵食傾向にある海岸である。

本区間は横須賀市管理の横須賀港湾区域と北下浦漁港区域内に位置し、全区間が海岸保全区域に指定されており、T.P.+5m以上の護岸が整備されている。北下浦漁港海岸では、環境整備事業に取り組んでいる。

-3 三浦エリア

三浦エリアは、三浦市上宮田地先の北下浦漁港南側端から三浦市南下浦町金田地先にある金田漁港の北側端までの海岸線区間とする。陸域は、なだらかに傾斜する段丘地形を呈している。海岸は、一様に金田湾の西側に面し、比較的幅の広い緩やかにカーブを描く砂浜海岸が特徴である。全体的に遠浅な海岸であるが、本区間北端の北下浦漁港付近の沖合は、東京湾の海底谷から伸びてくる支谷が存在し、波の拡散・収れんを受け易い場所に位置する。

比較的平坦地であり、国道134号や県道上宮田金田三崎港線の背後等は三浦市の市街地が全体的に形成されており保全対象は多い。また、全区間が堆積傾向にある砂浜であり、遠浅海岸でもあるため海水浴場の適地となっている。そして、海岸には「三浦一族歴史めぐり」の一つである「琴音磯」などの岩礁が海上に露出した特異な地形や古墳などもあり、田園と住風景がミックスし、自然と歴史の香りを残すエリアである。

全区間が神奈川県知事管理の海岸保全区域に指定されており、T.P.+5m以上の護岸が整備されている。

-4 間口エリア

間口エリアは、三浦市南下浦町金田地先にある金田漁港を含む区間から東京湾沿岸の終点である劔崎までの海岸線区間とする。

三浦半島の南東部に位置し、陸域は一様に標高30m前後の台地である。海岸は、東京湾へ突き出しており、三浦市雨崎より南側は東京湾西側に面し、北側は金田湾の南側に面する平磯隆起海岸地形を呈し、入り組んだリアス式の海岸線が特徴である。沖の海底地形は、海脚部の尾根地形を呈しており、波の収れんを受け易い場所に位置する。

背後地は、間口漁港、大浦海岸、金田漁港周辺の低平坦地で小集落が形成されているのみで保全対象は少ない。全区間が近郊緑地保全区域に指定され、磯伝いに「三浦・岩礁のみち」が通り、また、岩礁海岸の間に砂浜の残る大浦海岸はポケットビーチとなっており、原海岸風景と漁港風景を兼ね備え持つ手つかずの自然が残るエリアである。

本区間は、海岸保全区域には指定されていないが、間口漁港、金田漁港の他は、一般公共海岸区域となっている。

(2) ゾーンごとの施策

各ゾーンおよびエリアごとの「海岸の防護」、「海岸環境の整備及び保全」、「海岸における公衆の適正な利用促進」に関する施策を、以下に示す。

表4.3-2 ゾーン毎の施策一覧表（防護）

施策	川崎ゾーン	横浜ゾーン	横須賀ゾーン			浦賀・三浦ゾーン			
			長浦 エリア	本港 エリア	馬堀エリア	浦賀エリア	北下浦エリア	三浦エリア	間口エリア
海岸保全施設の計画的・段階的整備	海岸保全施設の適切な維持・管理を実施する。	海岸保全施設はないが、高潮による被害から市民を守るため、施設整備や避難誘導対策など必要な取組を実施していく。	防波堤などの外郭施設が比較的整っているため、波浪からの遮蔽効果が期待でき、高潮からの防護に主眼を置いた対策が重要である。	高潮や波浪からの防護に主眼を置いた対策が重要である。馬堀地区では、国直轄事業で景観や親水性に配慮した面的防護方式で海岸事業が行われている。走水地区では、侵食対策を検討していく。	防波堤などの外郭施設が比較的整っているため、波浪からの遮蔽効果が期待でき、相対的に津波より高潮が高いので、高潮からの防護に主眼を置いた対策が重要である。	相対的に津波より高潮が高いので、高潮や波浪からの防護に主眼を置いた対策が重要である。北下浦漁港地区及び野比海岸では、砂浜の侵食対策を検討していく。	相対的に津波より高潮が高い箇所は、高潮や波浪からの防護に主眼を置いた対策をほぼ満足しているため、海岸保全施設の適切な補修・維持・管理を実施する。また、相対的に高潮より津波が高い箇所は、津波に対して適切な対処をする。	相対的に津波より高潮が高い箇所は、高潮や波浪からの防護に主眼を置いた対策をほぼ満足しているため、海岸保全施設の適切な補修・維持・管理を実施する。また、相対的に高潮より津波が高い箇所は、津波に対して適切な対処をする。	海岸保全施設は無いが、高潮や津波に対しては背後地の利用状況等を考慮しながら必要な防護を検討していく。
環境・利用に配慮した海岸保全基本計画	背後地の土地利用転換等に合わせ、環境や利用にも配慮した海岸保全施設を検討する。	地域の土地利用状況に応じて、環境や利用に配慮した計画を検討していく。	自然環境や現在の港湾利用、市民利用に配慮する。 将来計画に当たっては、港湾の開発、利用を規定する港湾計画、環境のあり方を規定する港湾環境計画と一体的に策定する。さらに、背後地域のまちづくりに資するよう配慮していく。				自然環境や利用に配慮する。		現況の自然環境の保全に努めていく。
海岸保全区域の変更	将来的な土地利用動向等を見ながら、適宜、検討していく。	将来的な土地利用動向や防護対策のあり方を検討し、適宜海岸保全区域を設定していく。						将来的な土地利用動向、海岸保全の必要性等を見ながら、適宜、検討していく。	
都市機能・物流拠点との整合	港湾・産業機能の維持・発展を基本的な目標とする。 土地利用転換等に応じて、利用や環境に配慮した検討を行う。	地域特性に応じて、利用や環境に配慮した検討を行う。							
潮位観測等の継続的実施	潮位等のデータ収集を継続的に実施し、その影響の把握に努める。	潮位等のデータ収集を継続的に実施し、その影響の把握に努める。	横須賀市環境基本計画に基づき、潮位・水質環境等に関するデータ収集を継続的に実施し、その影響の把握に努める。					潮位等のデータ収集を継続的に実施し、その影響の把握に努める。	
地域（都市）と一体となった防災対策の推進	地域防災計画との連携を図っていく。	横浜市防災計画との連携を図っていく。 情報の公開により住民の防災意識の高揚を図っていく。	地域防災計画に基づき、防災当局との連携をとっていく。					地域防災計画との連携を図っていく。	

表4.3-3 ゾーン毎の施策一覧表（環境）

施策	川崎ゾーン	横浜ゾーン	横須賀ゾーン			浦賀・三浦ゾーン			
			長浦エリア	本港エリア	馬堀エリア	浦賀エリア	北下浦エリア	三浦エリア	間口エリア
自然環境の一体的保全・創造	<ul style="list-style-type: none"> 背後地の土地利用転換等に合わせ、他事業との連携を図りながら、緑地の創造 水と緑のネットワークの形成等について検討していくとともに、海岸施設の整備の際には水生生物に配慮した構造を可能な限り取り入れるよう検討していく。 水質等に関する継続的なモニタリングを実施していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 水質の改善や環境負荷の低減対策を関係諸機関と連携して推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 防衛庁、米軍の拠点が沿岸部に点在し、沿岸の多くが石積やコンクリートの人工的海岸域である。環境モニタリングを実施することにより、水質環境等を監視していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 馬堀海岸の直轄事業では、両端部において生物生息に配慮した親水性施設を検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然海岸が残っており、侵食対策により砂浜の保全に努める。走水、観音崎のアマモ場や磯場、砂浜など、生物生息に適した場の保全に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸部に自然海岸が残っているので、海岸事業実施時において、海域環境への負荷を軽減できるよう、十分に配慮していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 藻場等の海域生物相や陸域の生物相、緑地環境に配慮し、背後地を含めた沿岸域の自然環境の一体的な保全に努めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 背後地の自然や海域の自然との調和の取れた施設整備を検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 海浜植生等、貴重な生物の生息が確認されており、現況の自然環境の保全に努めていく。
					<ul style="list-style-type: none"> NPO や市民による自主的な海岸清掃活動等を支援していく。 イベント等による海岸利用の促進を図りつつ、公共財産としての海岸の美化への意識の高揚を図っていく。 				
地域（都市）一体となった海岸美化活動推進	<ul style="list-style-type: none"> イベント等の機会を活用して、公共財産としての海岸の美化への意識の高揚を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> NPO や市民による自主的な海岸清掃活動等を支援していく。 イベント等による海岸利用の促進を図りつつ、公共財産としての海岸の美化への意識の高揚を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 人工的な護岸が大部分であるが、水際線に公園等が点在しており、施設管理者と連携をとって沿岸部の景観・美化活動を推進していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸におけるマナーの向上やボランティア等による環境美化を推進する。（里親制度） <p>里親制度とは、1985 頃にアメリカのテキサス州で始められた制度で、海岸、道路や河川など行政の管理する公共施設の一定区間を「養子縁組」し、公共施設の維持管理を住民等から構成されるボランティア団体に任せるシステムである。Adopt system（アドプトシステム）と呼ばれ、近年、世界中に広まりつつある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> NPO や市民による自主的な海岸清掃活動等を支援していく。 イベント等による海岸利用の促進を図りつつ、公共財産としての海岸の美化への意識の高揚を図っていく。 				
事故による海岸汚染への対応	<ul style="list-style-type: none"> 国や沿岸自治体と連携し、油汚染や漂着ごみへの対応・防止策について引き続き実施していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 国や沿岸自治体と連携し、油汚染や漂着ごみへの対応・防止策について検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 国や沿岸自治体と連携し、油汚染や漂着ごみへの対応・防止策について検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 国や沿岸自治体と連携し、油汚染や漂着ごみへの対応・防止策について検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 国や沿岸自治体と連携し、油汚染や漂着ごみへの対応・防止策について検討していく。 				

表4.3-4 ゾーン毎の施策一覧表（利用）

	施策	川崎ゾーン	横浜ゾーン	横須賀ゾーン			浦賀・三浦ゾーン			
				長浦エリア	本港エリア	馬堀エリア	浦賀エリア	北下浦エリア	三浦エリア	間口エリア
利用	地域の特性に即した親水空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインに配慮した施設の導入について検討していく。 背後地の土地利用転換等に合わせ、他事業との連携を図りながら、水際線の開放について検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性に応じ、水際線の開放や親水空間の整備について検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 防衛施設の点在している沿岸部の水際線にアクセスが可能となるよう検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 「海と緑の10,000m プロムナード」の区間に当る為、環境部局と連携して検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 造船所跡地利用計画と一体的に検討していく。 自然海岸が残る部分は、その保全に配慮していく 	<ul style="list-style-type: none"> 自然海岸の保全に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 遊歩道等、利用に配慮した親水空間の整備を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 漁業拠点とレクリエーション拠点との連携のあり方につき、関係諸機関と連携しながら検討していく。 	
	親水空間のネットワーク化によるアクセスの充実と広域的利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 京浜臨海部再編計画や都市計画、港湾事業等と連携しながら、それらの動向に併せて、運河空間の活用について検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 京浜臨海部の再編計画や都市計画、港湾事業等と連携しながら、検討していく。 		<ul style="list-style-type: none"> 自然海岸が残る部分は、その保全に配慮していく。 					
		<ul style="list-style-type: none"> 他事業・他市との連携を図りながら、親水空間のネットワーク化、海陸アクセスのあり方等について検討していく。 								
	地域の歴史・文化遺産の発掘と継承・振興	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民やNPO等と連携しながら、イベント等を通じた地域資産の発掘と普及を進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> NPO や地域住民と連携しながら、歴史や文化の保存に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各地区に残された歴史・文化遺産の保全及び自然、景観に配慮する。 			<ul style="list-style-type: none"> 利用マップの作成等を視野に入れ、NPO や地域住民と連携しながら、散策ルートの提案、イベントを通じた地域資産の発掘と普及を積極的に進めていく。 NPO や地域住民によるガイドボランティア等を支援していく。 			
	沿岸域の適正な利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な対策を検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 船舶の放置防止に関する条例の活用などにより、沿岸域の適正な水域利用を進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 港湾内の船舶航行や一般公衆の港湾・海岸利用等に障害となる不法係留艇等に対し規制し、その受け皿となる係留・保管施設を整備する。 			<ul style="list-style-type: none"> 一般公衆の海岸利用等に障害となる不法係留艇の総合的対策を検討していく。 			

第5編 海岸施設の整備に関する基本的事項

第5編では、第2編に示した自然的・社会的特性や目標等に基づき、海岸の保全のために実施する海岸保全施設の整備計画及びこれによる受益の地域について示す。

5.1 施設整備の意義

神奈川県沿岸は、首都圏に位置し、背後地に人口や都市機能が高度に集積している。

第2編で述べたように、東京湾は南西に開口部をもった細長く浅い地形であるため、内湾部では、台風などによる高潮の影響が大きく、風向きによっては、例外的に波浪が大きくなる。これに加え、地盤沈下に伴うゼロメートル地帯などの低地帯に生命・財産が集積していることから、高潮・波浪等による浸水の危険性が高い。

神奈川県沿岸の海岸保全施設は、伊勢湾台風を契機に集中的に整備されたため、建設後30～40年経過したものもあり、老朽化が進展しているものや耐震性が十分確保されていないものが存在する。南関東地震など大規模地震の発生も想定されているため、施設の耐震性を確保することや、外湾部における津波対策が重要となっている。

また、神奈川県沿岸に残された貴重な砂浜等では、河川からの流出土砂の減少や、土砂動態の変化などにより、侵食が進行している箇所が見られる。このため、国土の保全とともに、首都圏住民の憩いの場や生物の生息環境を保全する観点から、砂浜等の侵食を防止することが重要である。



H.8年 台風17号による浸水
(神奈川県横須賀市)



H.7年 台風12号による越波
(神奈川県横須賀市)

神奈川県沿岸は、背後に首都圏の多くの人口や都市機能を抱えているため、計画的な施設整備を進め、高潮や津波、侵食などの自然災害に対する安全性を確保していく必要がある。

このため、海岸に作用する外力や地域特性に応じて、ソフト対策なども含め、適切な防護方式や施設配置などを検討し、効果的な施設整備を行っていく。加えて、既存の施設について、適切な維持管理を行い、必要に応じて老朽化対策や耐震性の向上を図ることなどにより、首都圏の安全で安心できる暮らしを守っていく。

また、整備にあたっては、防護だけでなく、水生生物への配慮や景観の形成、水際へのアクセス確保など、環境や利用面にも十分配慮して、首都圏の暮らしと活力をささえる、快適で美しい海岸や水辺を創造していく。

5.2 整備計画の位置づけ

整備計画では、ゾーン毎の目標等に基づき、各海岸において実施しようとする整備の対象区域及び整備方針を示す。

各海岸における整備計画は、現時点での海岸の現況特性、地元住民の意向や現地の実態に即した基本的な実施内容及び実施箇所を示している。そのため、今後の地元住民との調整、背後や水域利用の状況等の変化に応じて、適切な整備を推進していく。

また、整備予定となっていない箇所や既に整備が終わっている箇所についても、今後、新たに整備が必要となる場合も予想され、部分的な変更が生じることも考えられるので、整備計画は、今後の状況の変化に応じて見直しを行うなど、適切な措置を行っていく。

表5.1-1 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項（その1）

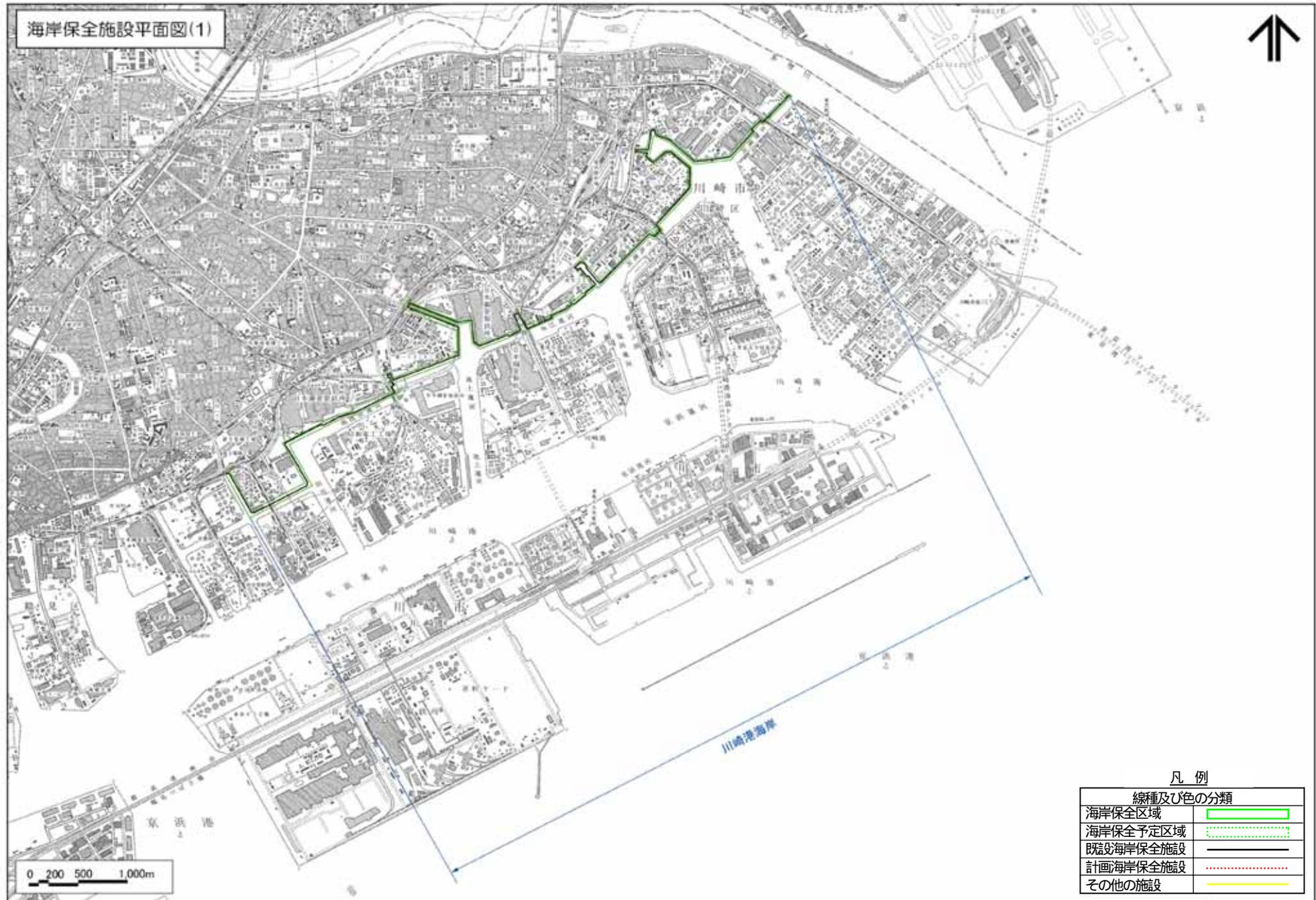
ゾーン名	番号	海岸名・地区名等	区市町村 (管理者)	所管	整備方針	平面図	受益の地域
ゾーン 川崎	1	川崎港	川崎市(市)	港湾局	安全で快適な海岸づくりに向けて海岸保全施設の適正な機能維持を図り、背後地の土地利用転換等に 合わせて海岸保全施設の見直しを行い、運河等を活用した親水空間や緑地の創出に努め、水と緑のネ ットワークの形成を図る。	1	工業・住宅・商業
ゾーン 横浜	2	横浜港(鶴見地区)	横浜市(市)	港湾局	高潮による被害から市民を守るため、施設整備や避難誘導対策など、必要な取組を実施していく。	2	住宅・商業
	3	横浜港(内港地区)					
	4	横浜港(山下・本牧地区)					
	5	横浜港(根岸湾周辺地区)					
	6	横浜港(金沢地区)					
	7	金沢漁港(平潟湾周辺地区)	横浜市(市)	水産庁	高潮による被害から市民を守るため、施設整備や避難誘導対策など、必要な取組を実施していく。	2	住宅・商業
ゾーン 横須賀	8	横須賀港(追浜地区)	横須賀市(市)	港湾局	工業専用地域としての土地利用を尊重しつつ、隣接する横浜市との連携を図りながら、水際線の開放 や生物生息、水質浄化等の向上を図る。	3	工業
	9	横須賀港(深浦地区)	横須賀市(市)	港湾局	水際線を開放し、地域住民のレクリエーションや憩いの場として親水空間の機能向上を図る。	3	住宅地
	10	横須賀港(長浦地区)	横須賀市(市)	港湾局	横須賀港らしい景観と親水性を創出し、水とのふれあいの楽しめる親水空間を整備する。	3	工業・防衛
	11	横須賀港(本港)	横須賀市(市)	港湾局	防衛関連施設による独特の景観を生かした親水空間を整備する。	3	公園・防衛
	12	横須賀港(新港地区)	横須賀市(市)	港湾局	三笠公園などの自然、歴史資産を保全、活用しつつ、親水空間の充実を図り、海を資源とする観光・ レクリエーション空間を整備する。	3	公園・港湾
	13	横須賀港(平成地区)	横須賀市(市)	港湾局	海釣り公園などの親水空間の充実を図り、海を資源とする観光・レクリエーション空間を整備する。	3	港湾

所管：河川局（国土交通省河川局所管）、港湾局（国土交通省港湾局所管）、水産庁（農林水産省水産庁所管）

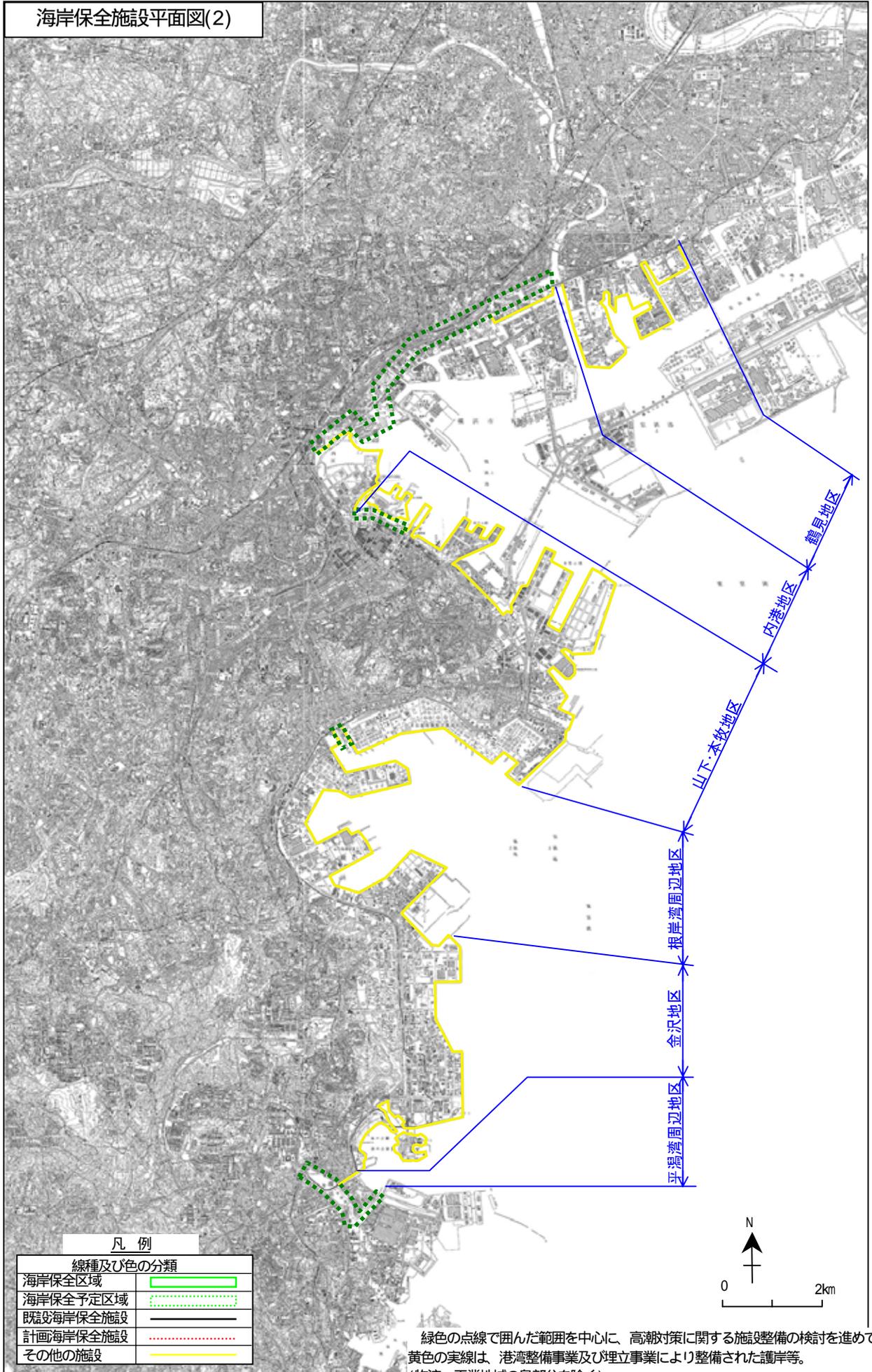
表5.1-2 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項（その2）

ゾーン名	番号	海岸名・地区名等	区市町村 (管理者)	所管	整備方針	平面図	受益の地域
横須賀ゾーン	14	横須賀港(大津・馬堀地区)	横須賀市(市)	港湾局	高潮越波に対する防護施設を整備する共に、市民の憩いの場として、港湾利用と環境景観、親水、生物生息の調和した施設とする。	3	住宅地
	15	横須賀港(走水地区)	横須賀市(市)	港湾局	自然海浜を保全するとともに、海岸侵食を防止する施設を整備する。	3	住宅地
	16	横須賀港(観音崎地区)	横須賀市(市)	港湾局	良好な自然環境を有しており、これらを活用、保全する一方、市街地が迫る地域においては高潮、越波から防護する施設を整備する。	3	住宅地・森林
浦賀・三浦ゾーン	17	横須賀港(鴨居地区)	横須賀市(市)	港湾局	良好な自然環境を有しており、これらを活用、保全する一方、市街地が迫る地域においては高潮、越波から防護する施設を整備する。	4	住宅地
	18	横須賀港(浦賀地区)	横須賀市(市)	港湾局	造船所跡などを中心とした再開発計画に沿った市民の交流、憩いの空間として活用するとともに、市街地が迫る地域においては高潮、越波から防護する施設を整備する。	4	住宅地・港湾
	19	横須賀港(久里浜地区)	横須賀市(市)	港湾局	良好な自然環境の保全と既住の港湾利用との共生を図り、調和のとれた魅力ある臨海部空間を整備する。	4	住宅地・港湾・工業
	20	横須賀港(野比地区)	横須賀市(市)	港湾局	隣接する漁港区域と連携して、侵食が進む砂浜を広々とした海が眺望できる空間として維持・再生できる施設を整備する。	4	住宅地・道路
	21	北下浦漁港(長沢地区)	横須賀市(市)	水産庁	隣接する三浦市と連携して、侵食が進む砂浜を広々とした海が眺望できる空間として維持・再生できる施設を整備する。	4	住宅地・道路
	22	北下浦漁港(津久井地区)	横須賀市(市)	水産庁	隣接する三浦市と連携して、侵食が進む砂浜を広々とした海が眺望できる空間として維持・再生できる施設を整備する。	4	住宅地・道路
	23	三浦海岸(三浦地区)	三浦市(県)	河川局	全区間が堆積傾向にある砂浜であり、海水浴場の適地となっている。そして海岸には「三浦一族歴史めぐり」の一つである「琴音磯」などの岩礁が海上に露出した特異な地形や古墳などもあり、田圃と住風景がミックスし、自然の香りを残している。そのため整備する場合はこうした資源を活用していく。	5	住宅地・森林

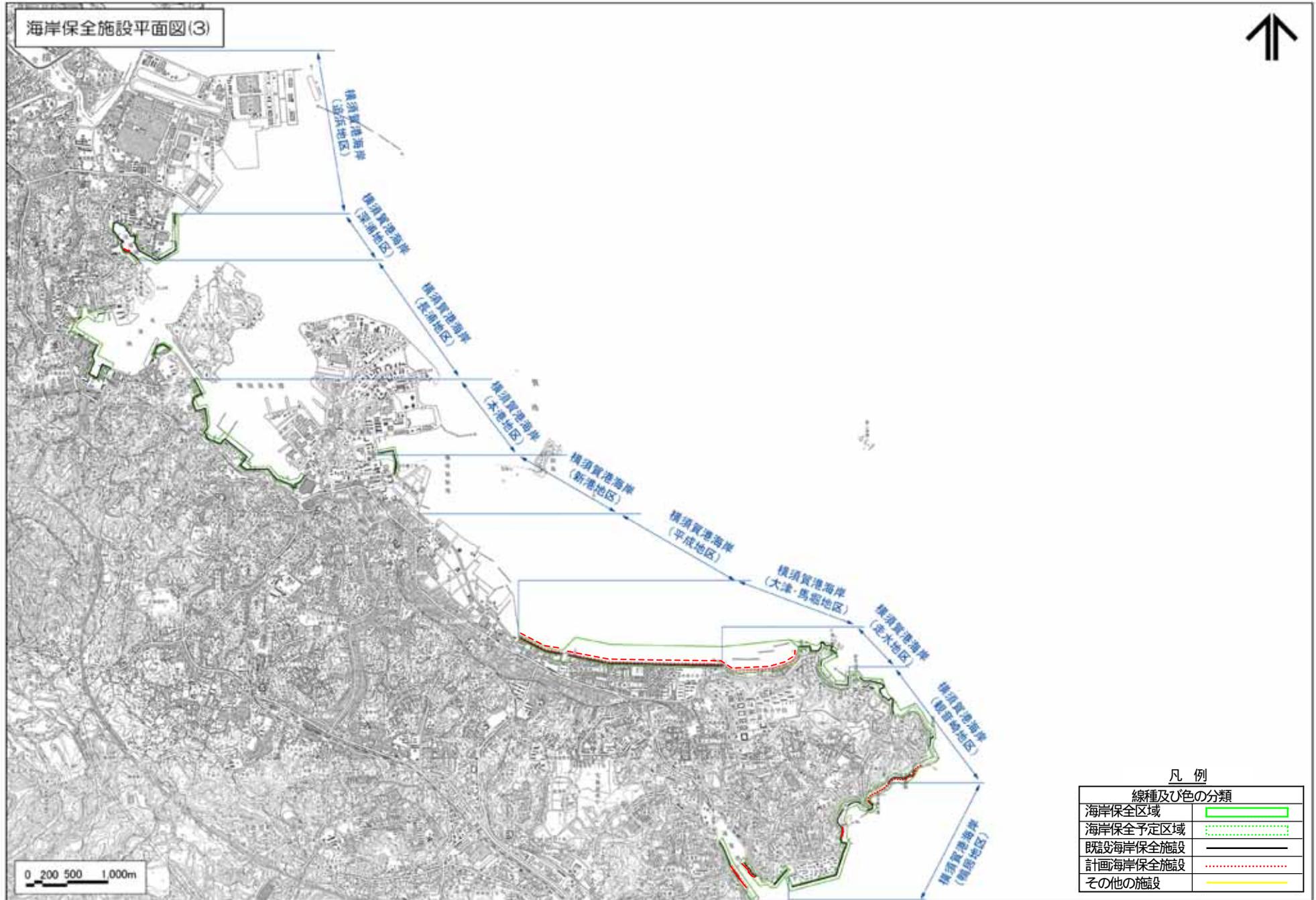
所管：河川局(国土交通省河川局所管)、港湾局(国土交通省港湾局所管)、水産庁(農林水産省水産庁所管)



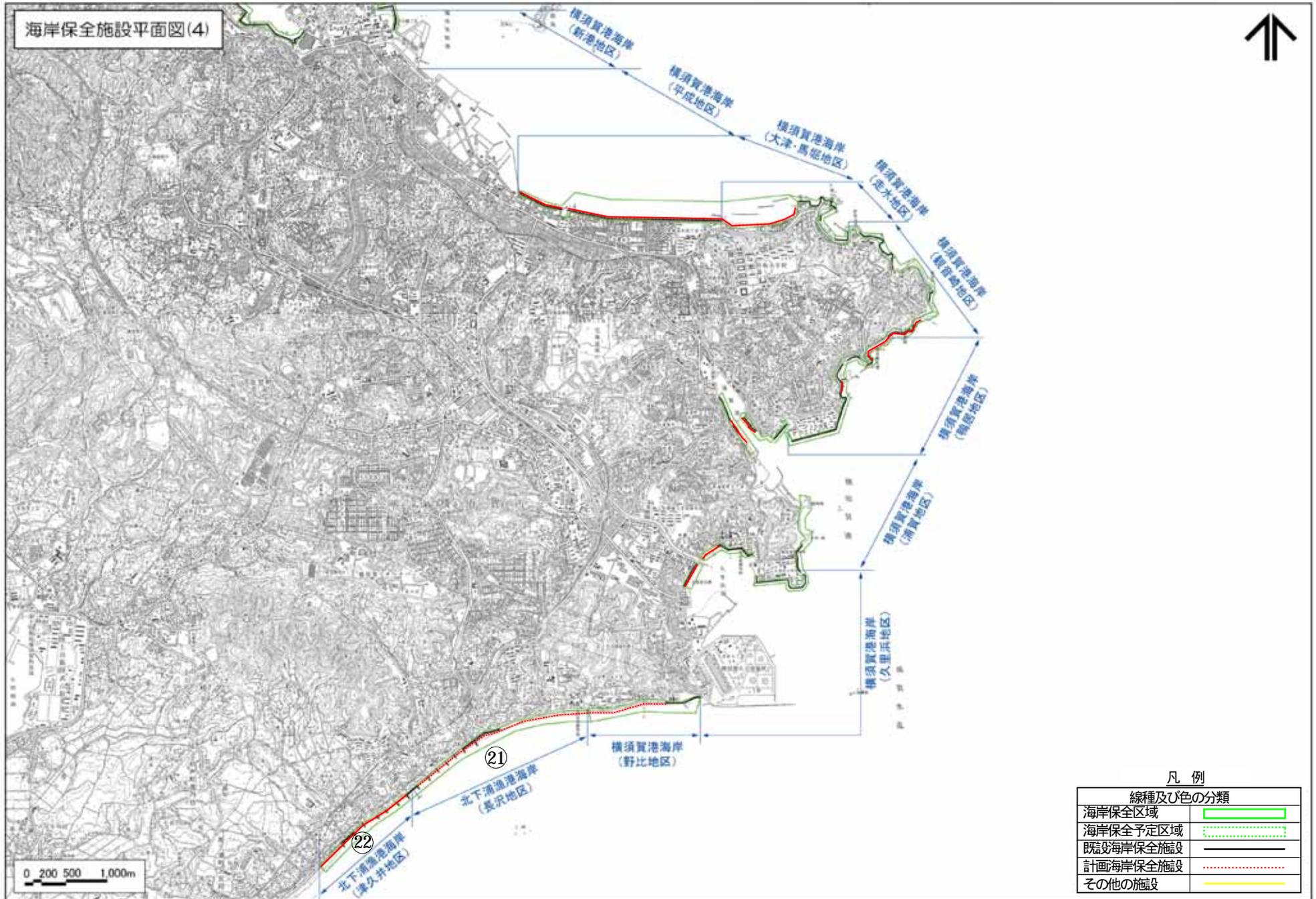
海岸保全施設平面図(2)



緑色の点線で囲んだ範囲を中心に、高潮対策に関する施設整備の検討を進めていく。
 黄色の実線は、港湾整備事業及び埋立事業により整備された護岸等。
 (物流、工業地域の島部分を除く)



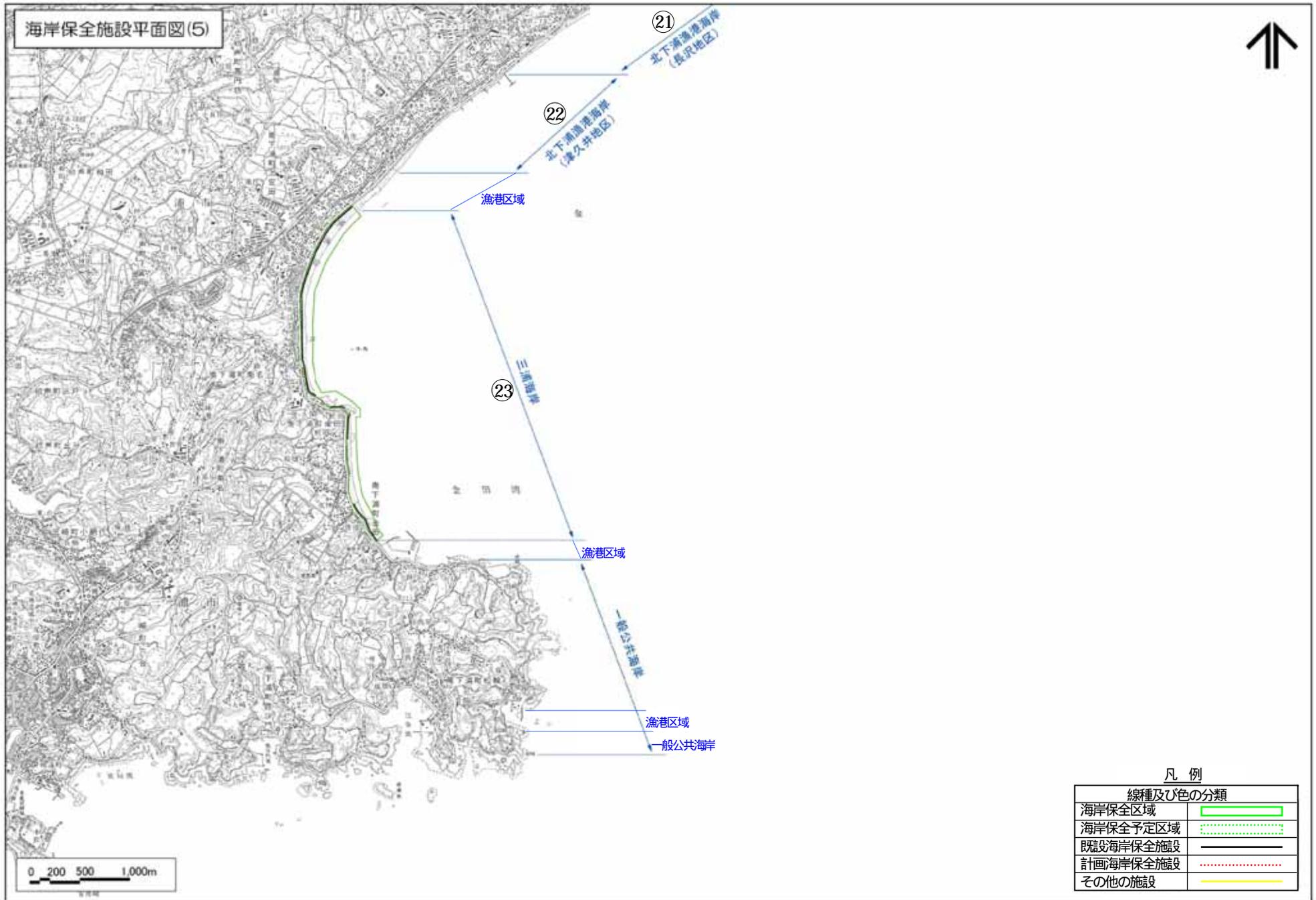
海岸保全施設平面図(4)



凡例

線種及び色の分類

海岸保全区域	
海岸保全予定区域	
既設海岸保全施設	
計画海岸保全施設	
その他の施設	



神奈川県区間（東京都界～三浦劔崎）

（資料編）

目次

(資料編)

第2編 海岸の現況及び保全の方向に関する事項(資料)	1
2.1 海岸の概要	1
2.2 自然的特性	7
2.2.1 気象・海象	7
2.2.2 地形・地質	9
2.2.3 漂砂特性	13
2.2.4 河川	13
2.2.5 水質	14
2.2.6 生物相	20
2.2.7 海岸景観	27
2.3 社会的特性	28
2.3.1 人口	28
2.3.2 産業	29
2.3.3 漁業	30
2.3.4 土地利用	32
2.3.5 歴史・文化	34
2.3.6 レクリエーション利用	36
2.3.7 沿岸利用	41
2.4 海岸防災とその実態	42
2.4.1 既往災害とその実態	42
2.4.2 海岸事業の実態	44
2.4.3 現在の整備レベル	46
2.5 関連する法規制・諸計画	47
2.5.1 関連する法規制	47
2.5.2 関連する諸計画	51
第4編 海岸保全の目標と施策について(資料)	53
4.1 海岸防護の目標	53
第5編 海岸保全施設の整備について(資料)	56
第6編 参考資料	64

資料編は、計画書の目次と一致させている。

2.1 海岸の概要

(1) 管理と区分

自治体別海岸管理延長(m)

	川崎市	横浜市	横須賀市	三浦市	合計
海岸延長(m)	(61,983) 61,983	(140,939) 154,315	(64,438) 65,500	(14,355) 14,355	(281,715) 296,153
海岸保全区域(m)	13,515	-	28,498	4,036	46,049
一般公共海岸(m)	-	-		3,670	3,670
港湾区域(m)	50,380	146,983	61,070	-	258,433
漁港区域(m)	-	7,332	4,430	2,509	14,271
その他					

() は H13 年度版海岸統計

川崎市の港湾区域は護岸延長

三浦市の海岸保全区域，一般公共海岸は，神奈川県知事管理

(2) 施設整備の実績

海岸保全区域の概要

海岸保全施設	川崎市	横浜市	横須賀市	三浦市	合計
施設延長(m)	11,084	-	19,789	3,695	34,568
施設形式	防潮堤	-		直立護岸	-
天端高 (T.P.)	3.27	-	標準 3.00(3~5)	5.0	-
築造年	S36~S40	-	S55~H14	S49~H6	-
指定年月日	S37.8.21 告示 456 号 (川崎港湾海岸)	-	S35.4.1 告示 175 号(北下浦漁港海岸) S35.3.29 告示 167 号(横須賀港湾海岸) S37.9.18 告示 515 号(" H8.11.29 告示 972 号(" H10.4.28 告示 404 号("	S34.4.9 告示 213 号 (三浦海岸)	-

海岸保全施設の整備の実績

高さ:T.P.(m) , 延長:m

自治体名	海岸・地区名	海岸管理者	所轄官庁	海岸線延長 (m)	海岸保全区域						備考	
					延長 (m)	施設延長 (m)	計画天端高 (m)	既設天端高(m)				
								標準	最高	最低		
川崎市	川崎港海岸	川崎市長	国土交通省	61,983	13,515	11,084	3.27	3.27	3.27	3.27	防潮堤	
横浜市	横浜港・金沢漁港	**	国土交通省	(140,939) 154,315	**	**	**	2.71		2.31	参考値 山内地区	
横須賀市	横須賀港海岸	追浜	横須賀市長	国土交通省	5,574	0	0	***				臨港地区であり海岸保全区域はない。
		深浦	横須賀市長	国土交通省	2,197	2,197	1,745	3.0	3.0	3.5	2.0	民有護岸 150m は天端高不足。
		長浦	横須賀市長	国土交通省	11,253	2,364	1,741	3.0	****	****	****	大部分が防衛庁所管
		本港	横須賀市長	国土交通省	13,165	2,709	1,957	3.0		3.6	2.3	大部分が防衛庁所管, 背後地は公園で, ボードウォーク。背後の道路は T.P.+4.0m で浸水の恐れはない。
		新港	横須賀市長	国土交通省	1,611	471	512	3.0	2.3	2.3	2.3	天端高不足の部分は公園で, 背後の地盤は T.P.+4.0m あり浸水の恐れはない。
		平成	横須賀市長	国土交通省	2,793	0	0	***				臨港地区であり海岸保全区域はない。
		馬堀	横須賀市長 (国土交通大臣)	国土交通省	1,650	1,650	1,650	4.5	3.564	3.564	3.564	直轄事業で整備中で, 面的整備を行っている。水理実験で基準 0.0002m ³ /m/s 以下の越波流量を満足している。
		大津・馬堀 (直轄以外)	横須賀市長	国土交通省	1,074	1,074	877	3.0	3.0	3.8	3.0	
		走水	横須賀市長	国土交通省	2,500	2,500	1,328	3.0		6.0		T.P.+6.0m は延長 271m
		観音崎	横須賀市長	国土交通省	2,783	2,783	1,345	3.0	3.0	7.0	3.0	T.P.+7.0m の部分は, 延長 197m で県管理の道路護岸
		鴨居	横須賀市長	国土交通省	3,154	2,739	1,693	3.0	3.0	3.9	3.0	
		浦賀	横須賀市長	国土交通省	5,038	2,655	1,423	3.0			2.6	背後の道路は T.P.+3.0m であり浸水の恐れはない。
		久里浜	横須賀市長	国土交通省	6,821	2,082	1,798	3.0	****	****	****	防衛庁, 国交省所管護岸
		野比	横須賀市長	国土交通省	1,457	1,394	479	5.0		5.9	4.1	T.P.+4.1m の部分は, 延長 162m で H14 に整備完了。実験式で基準 0.02m ³ /m/s 以下の越波流量を満足し, 浸水の恐れはない。
	北下浦漁港	横須賀市長	水産庁	4,430	3,880	3,241	5.0	5.0	5.0			
	横須賀市計			(64,438) 65,500	28,498	19,789						
三浦市	三浦海岸	神奈川県知事	国土交通省	14,355	4,036	3,695	5.0	5.0	6.5	5.0		
合計				(281,715) 296,153	46,049	34,568						

2

注) ()は H13 年度版海岸統計

海岸線の延長には河口等は含まない

現在、海岸保全区域の指定が行われていないことから、法律上の管理者・諸元はない。 *臨港地区であり海岸保全区域はない。 ****計画が存在しない。

(3) 港湾施設の概況

港湾施設の概況

港湾施設	川崎港	横浜港	横須賀港	三浦市	合計
施設延長(防波堤) (m)	11,084(*)	8,140	6,437	-	25,661
施設延長(護岸) (m)	50,380	146,983	37,247	-	234,610
護岸天端高 (T.P.) (m)	3.27(*)	2.71	3.00(標準部)	-	
築造年	不明	安政6年~	明治4年~	-	

*防潮堤

(4) 漁港施設の概況

漁港の概要

漁港の種類	第2種	第1種			
	間口漁港	柴漁港	金沢漁港	北下浦漁港	金田漁港
漁港名	間口漁港	柴漁港	金沢漁港	北下浦漁港	金田漁港
管理者	三浦市	横浜市	横浜市	横須賀市	三浦市
管理者指定	S30.8.19	S31.10.26	S31.10.26	S 30.8.17	S 30.8.19
漁港の所在地	三浦市南下浦町松輪	横浜市金沢区	横浜市金沢区	横須賀市長沢 (管理は一括横須賀市)	三浦市南下浦町金田
漁港指定年月日	S 27.12.29	S 27.1.12	S 27.12.29	S 27.12.29	S 31.7.6

漁港施設の概況

漁港施設	川崎市	横浜市		横須賀市	三浦市		合計
		柴	金沢	北下浦	金田	間口	
名称	-						
防波堤延長 (m)	-	114 (0)	782 (0)	200 (231)	282 (282)	283 (283)	1,661 (796)
岸壁, 護岸延長 (m)	-	484 (0)	304 (0)	1,794 (2,014)	340 (340)	680 (680)	3,602 (3,034)

H10 神奈川県漁港, 神奈川県漁港協会

()は H13 年度版海岸統計

(5) 神奈川県沿岸の港湾漁港の分布図

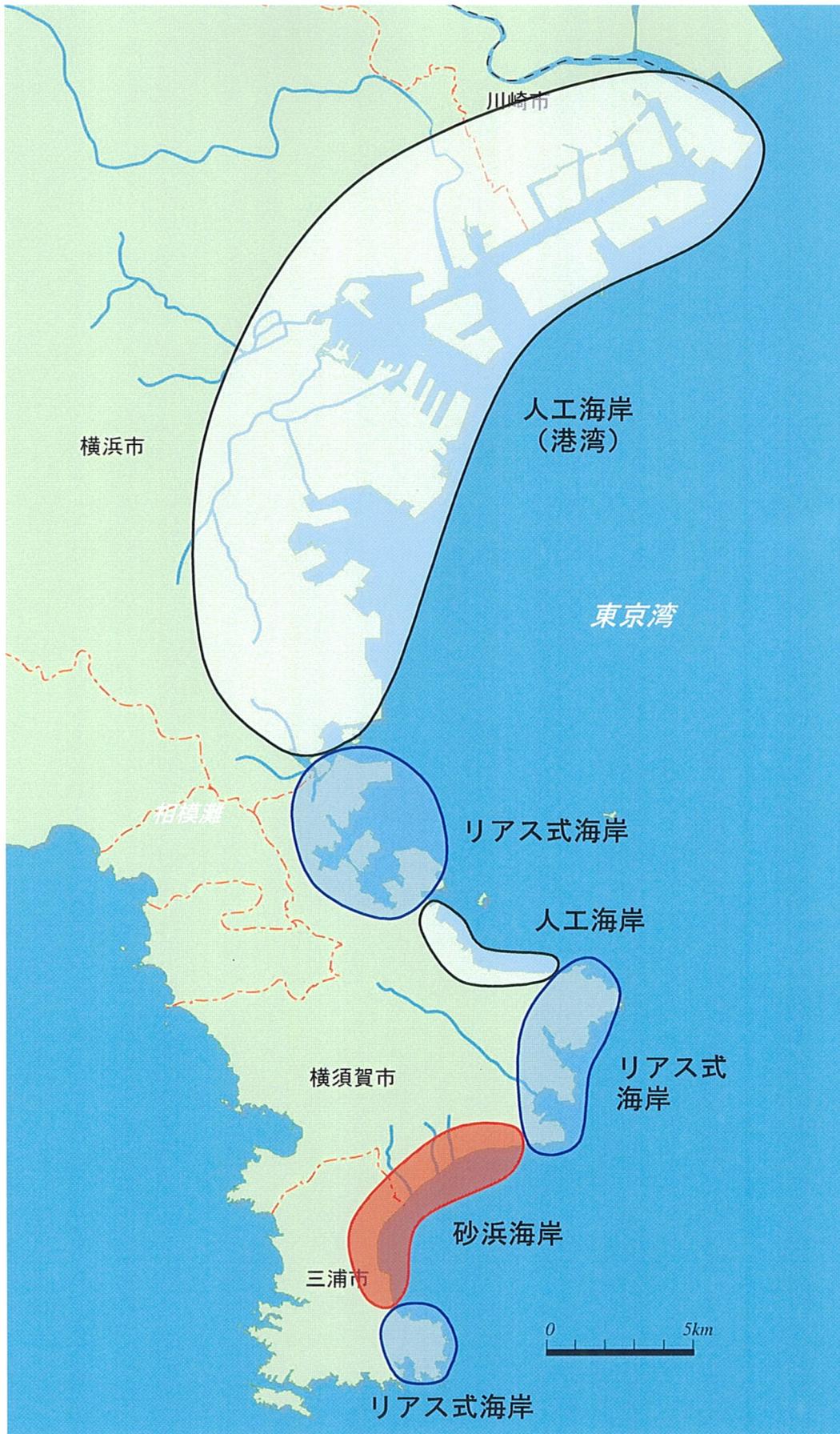


(6) 神奈川県沿岸の海岸線の変遷

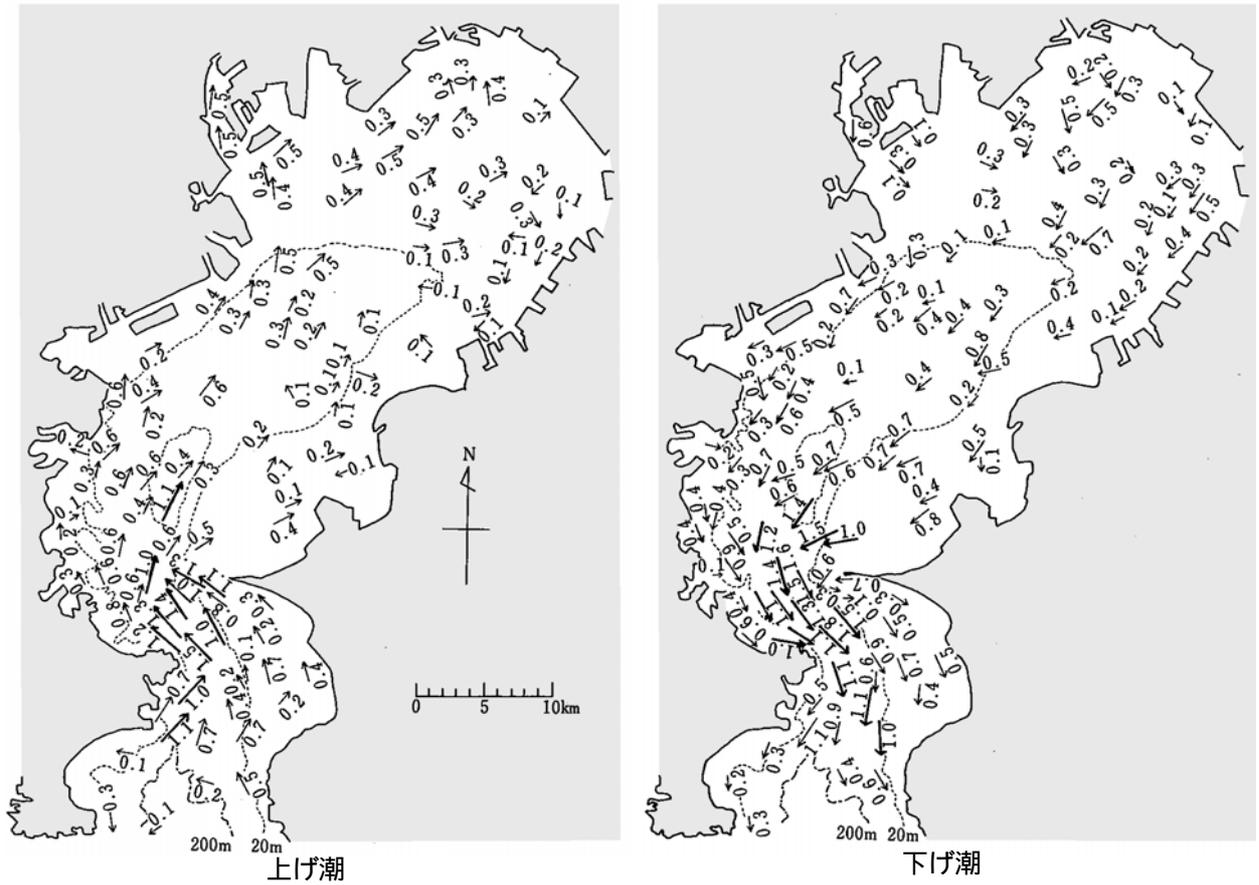


出典：国土地理院（大日本帝国陸地測量部，内務省地理調査所）発行5万分の1地形図より作図

(7) 海岸の形態区分



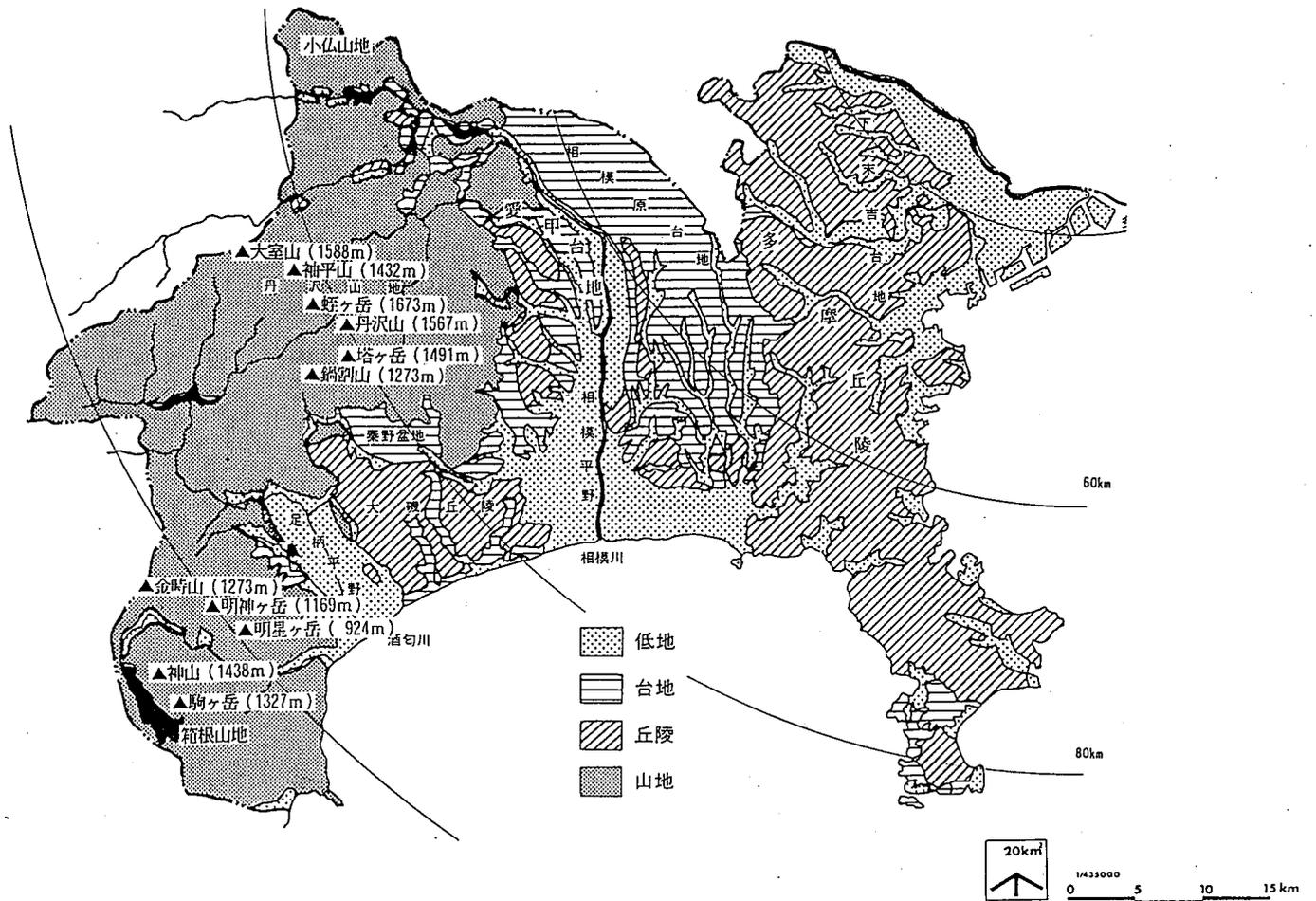
(2) 海象



出典：東京湾の地形・地質と水（貝塚爽平編，1993）
東京湾の潮流（湾口最強時，単位ノット）

2.2.2 地形・地質

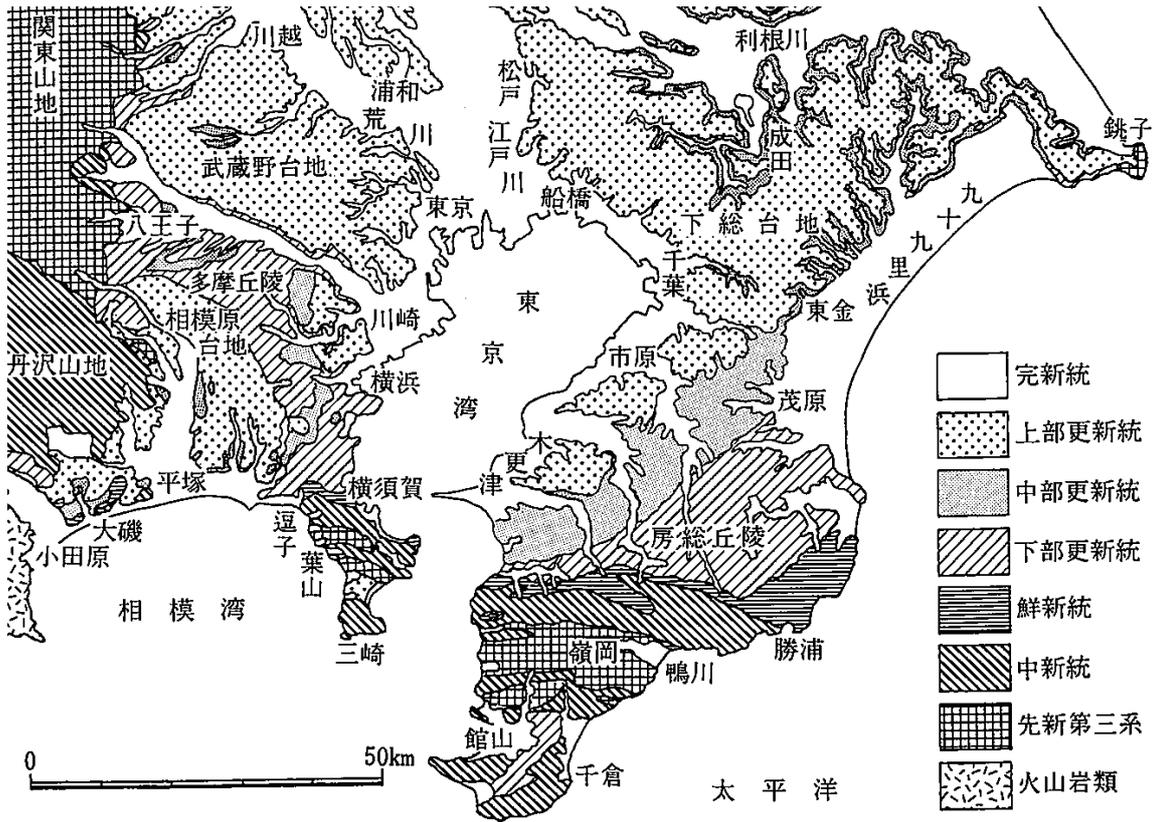
(1) 地形



出典：かながわの土地（神奈川県，1997）

神奈川県地形

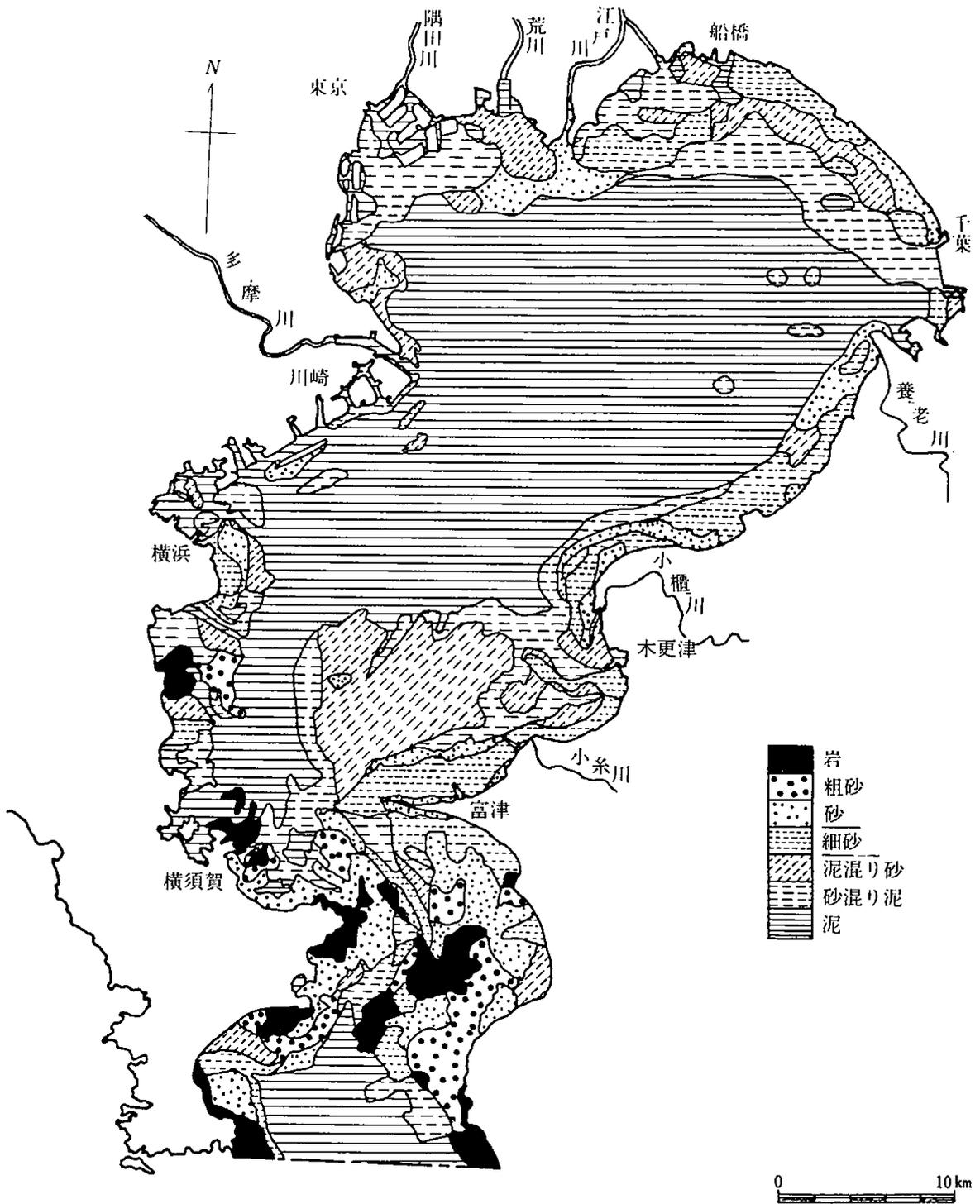
(2) 地質



出典：東京湾の地形・地質と水（貝塚爽平編，1993）
 神奈川県土地保全図付属資料（国土交通省，2001）

時代区分	統年代	三浦半島・多摩丘陵地域	
第四紀	更新世	後期	立川面 武蔵野面
		前期	下末吉面
	鮮新世	中期	多摩面
		前期	上総層群
新第三紀	後期	三浦層群	
	前期	葉山層群	
古第三紀			
白堊紀			

神奈川県の地質



注：原図は5万分の1東京湾底質図（首都圏整備委員会事務局，1959～61）
 出典：東京湾の地形・地質と水（貝塚爽平編，1993）

東京湾の底質

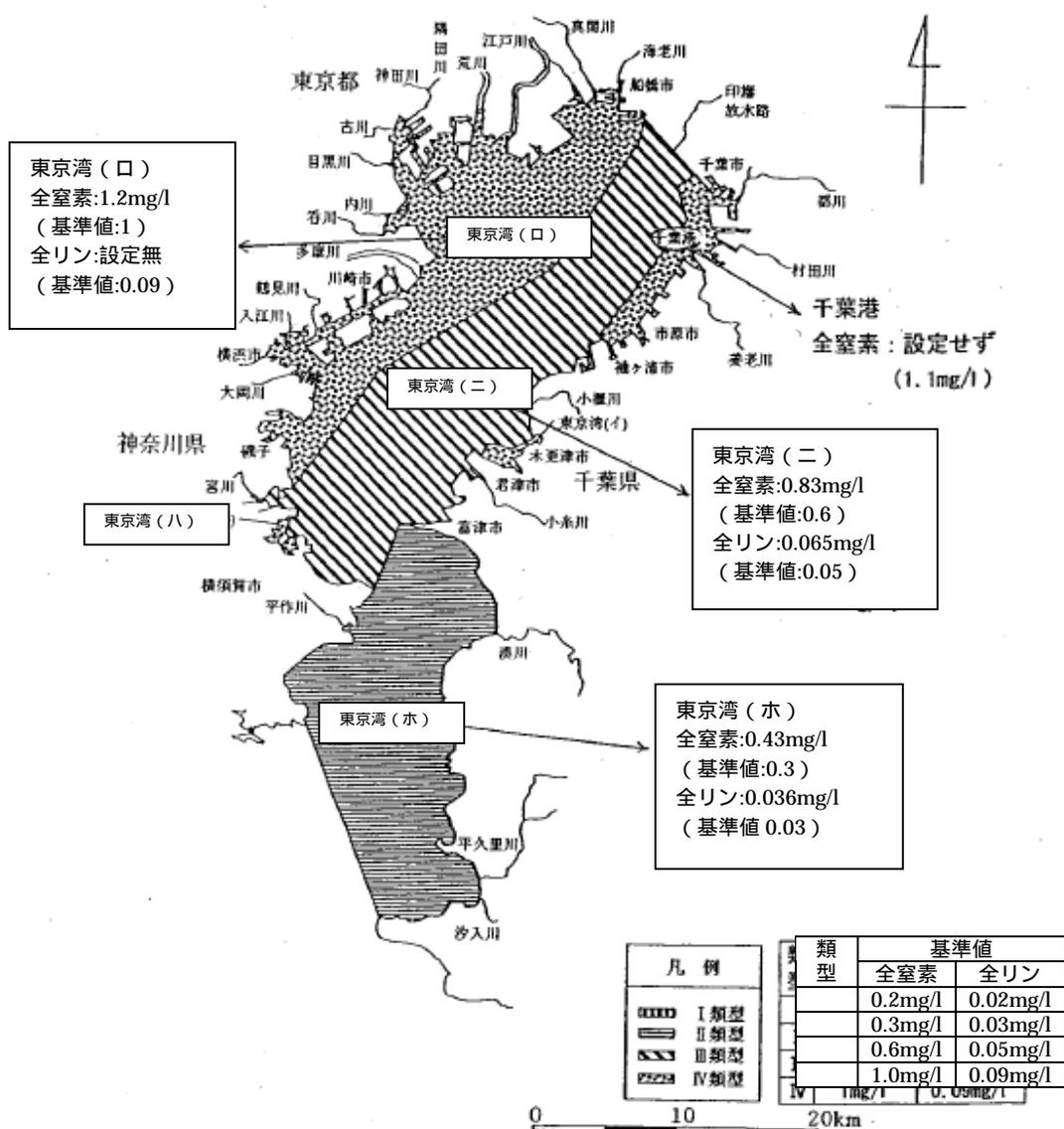
2.2.5 水質

(1) 環境基準

東京湾における全窒素・全リンに係る水質基準の暫定目標

水域	該当類型	達成期間	暫定目標(mg/l)		環境基準(mg/l)	
			全窒素	全リン	全窒素	全リン
東京湾(口)		段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	1.2	設定無	1 以下	0.09 以下
東京湾(八)		直ちに達成	設定無	設定無		
東京湾(二)		段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	0.83	0.065	0.6 以下	0.05 以下
東京湾(ホ)		段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	0.43	0.036	0.3 以下	0.03 以下

出典:水質汚濁に係る環境基準について(全窒素・全リンの暫定目標)(平成14年環境省告示第19号)

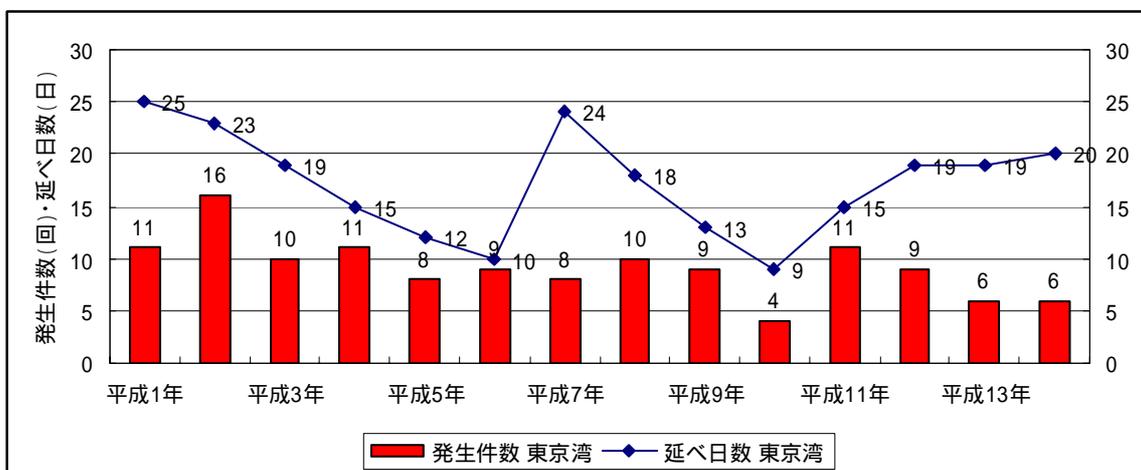


全窒素・全リンに係る水質基準の類型指定及び数値目標

(2) 水質の現況

神奈川県沿岸における赤潮の発生件数・延べ日数を以下に示す。

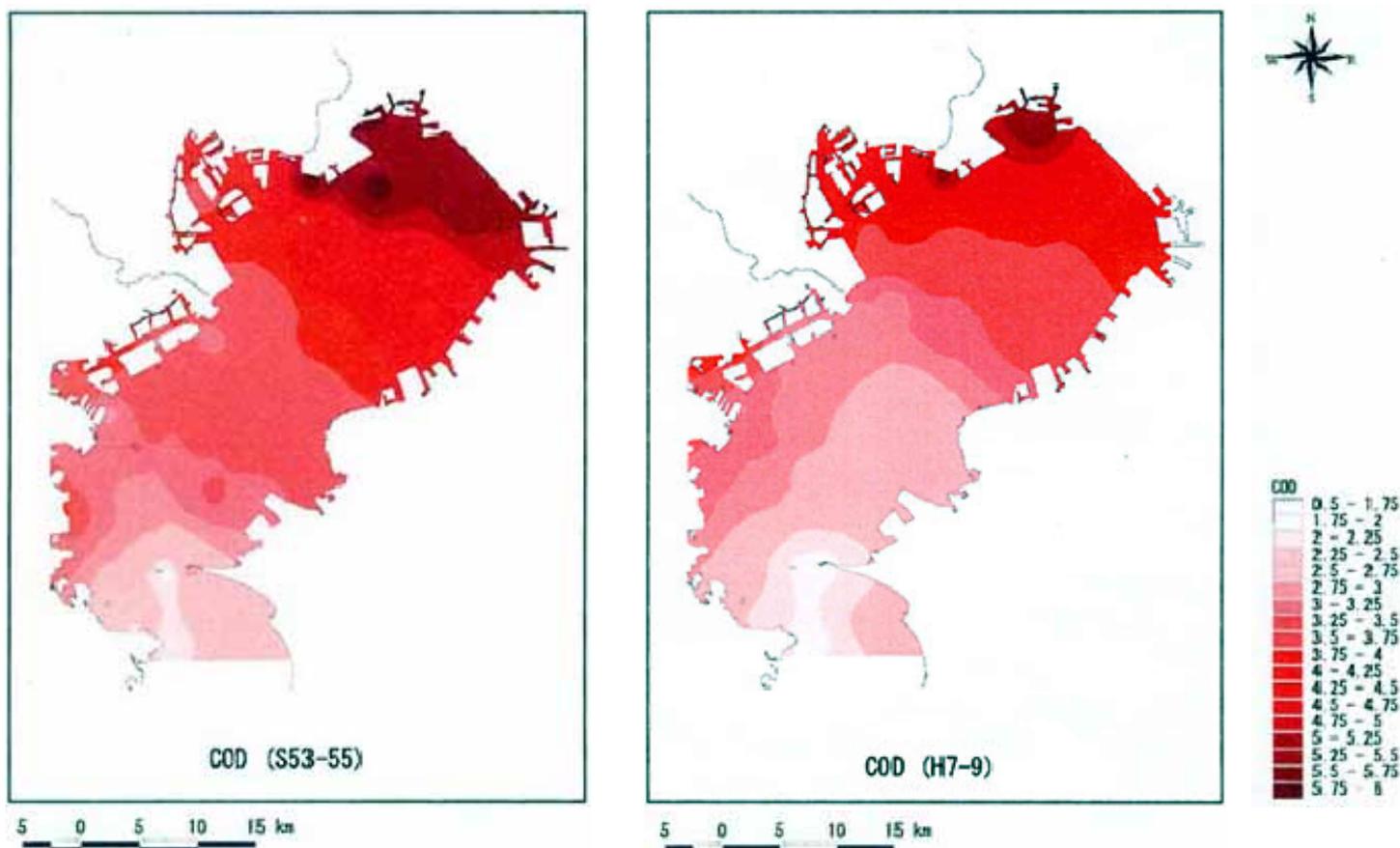
赤潮の発生件数・発生延べ日数は年によって差があるが、平成1年からの赤潮の発生はほぼ横ばいの状況である。なお、下記に示した期間神奈川県沿岸では青潮の発生は確認されていない。



出典：神奈川県水産総合研究所提供資料

赤潮の発生状況

東京湾におけるCOD75%値の推移を以下に示す。



出典：日本の閉鎖性海域の環境保全 2001（財団法人国際エメックスセンター）

東京湾におけるCOD75%値の推移

平成 13 年度水質調査結果(COD, T-N, T-P)

番号	測定地点	類型	COD(mg/l)			T-N(mg/l)			T-P(mg/l)		
			COD	T-N, T-P	75%値	環境基準	平均値	環境基準	暫定目標	平均値	環境基準
1	川崎航路	C		2.6	8 以下	1.3	1 以下	1.2 以下	0.096	0.09 以下	-
2	京浜運河千鳥町	C		2.8	8 以下	1.5	1 以下	1.2 以下	0.11	0.09 以下	-
3	川崎港防波堤沖	C		2.8	8 以下	1.4	1 以下	1.2 以下	0.093	0.09 以下	-
4	京浜運河扇町	C		3.3	8 以下	1.7	1 以下	1.2 以下	0.14	0.09 以下	-
5	鶴見川河口先	C		4.5	8 以下	2.4	1 以下	1.2 以下	0.20	0.09 以下	-
6	横浜港内	C		3.4	8 以下	1.2	1 以下	1.2 以下	0.095	0.09 以下	-
7	磯子沖	C		3.1	8 以下	0.78	1 以下	1.2 以下	0.058	0.09 以下	-
8	夏島沖	C		2.8	8 以下	0.66	1 以下	-	0.052	0.09 以下	-
9	浮島沖	B		2.7	3 以下	1.5	1 以下	1.2 以下	0.095	0.09 以下	-
10	平潟湾内	B		4.0	3 以下	0.87	0.6 以下	0.83 以下	0.080	0.05 以下	0.065 以下
11	千鳥町沖	B		2.5	3 以下	1.2	1 以下	1.2 以下	0.084	0.09 以下	-
12	扇島沖	B		2.8	3 以下	1.2	1 以下	1.2 以下	0.083	0.09 以下	-
13	本牧沖	B		2.7	3 以下	0.96	1 以下	1.2 以下	0.068	0.09 以下	-
14	富岡沖	B		2.8	3 以下	0.80	1 以下	1.2 以下	0.060	0.09 以下	-
15	平潟湾沖	B		2.6	3 以下	0.75	0.6 以下	0.83 以下	0.061	0.05 以下	0.065 以下
16	大津湾	B		2.6	3 以下	0.62	0.6 以下	0.83 以下	0.047	0.05 以下	0.065 以下
17	浦賀港内	B		2.5	3 以下	0.45	0.3 以下	0.43 以下	0.035	0.03 以下	0.036 以下
18	久里浜港内	B		2.5	3 以下	0.71	0.3 以下	0.43 以下	0.059	0.03 以下	0.036 以下
19	中の瀬北	A		2.8	2 以下	0.79	0.6 以下	0.83 以下	0.054	0.05 以下	0.065 以下
20	中の瀬南	A		2.7	2 以下	0.66	0.6 以下	0.83 以下	0.048	0.05 以下	0.065 以下
21	第三海堡東	A		2.1	2 以下	0.49	0.3 以下	0.43 以下	0.039	0.03 以下	0.036 以下
22	浦賀沖	A		2.1	2 以下	0.48	0.3 以下	0.43 以下	0.038	0.03 以下	0.036 以下
23	劔崎沖	A		1.6	2 以下	0.30	0.3 以下	0.43 以下	0.026	0.03 以下	0.036 以下

出典：平成 13 年度水質汚濁の状況について（神奈川県，2002）

注：■は環境基準を超過。■は環境基準及び暫定目標を超過。



水質測定地点

(3) 海水浴場の水質

水質判定基準（環境省）

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出（検出限界 2 個 / 100ml）	油膜が認められない	2mg / l 以下	全透（水深 1m 以上）
	水質 A	100 個 / 100ml 以下			
可	水質 B	400 個 / 100ml 以下	常時は油膜が認められない	5mg / l 以下	水深 1m 未満 ～ 50cm 以上
	水質 C	1,000 個 / 100ml 以下		8mg / l 以下	
不適	不適	1,000 個 / 100ml を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg / l 超	50cm 未満

出典：神奈川県ホームページ（平成 14 年 8 月 2 日記者発表資料）

平成 14 年度海水浴場水質調査結果

市	海水浴場	第 1 回 （5 月 7 日～16 日の間の 2 日間。1 日 2 回実施。）		第 2 回 （7 月 1 日～22 日の間の 2 日ないし 3 日間。1 日 2 回実施。）	
		適・可・不適	水質区分	適・可・不適	水質区分
横浜市	海の公園	適	A	適	A
横須賀市	猿島	適	AA	適	A
	走水伊勢町	適	A	適	AA
	観音崎	適	AA	適	A
三浦市	三浦海岸	適	A	適	A
	菊名	適	A	適	A
	大浦	適	AA	適	A

出典：神奈川県ホームページ（平成 14 年 8 月 2 日記者発表資料）

2.2.6 生物相

(1) 陸域植物相及び植生

特定植物群落

番号	件名	選定基準	内容
1	多摩川河口の塩生植物群落	D	県内では塩生植物群落の生育地はほとんどなく、小面積ながら貴重。前回、全面に生育していたウラギク群落は消滅。シオクス群集とアイアシ群集はわずかに残り、淡水性のサンカクイ群落がとって代わっている。
2	大岡のイロハモミジ - ケヤキ群集	E	住宅地の密集する横浜市内にあって残された丘陵地斜面の自然植生。
3	観音崎のイノデ - タブ群集	A	海岸近くに発達した自然植生としての常緑広葉樹林。
4	叶神社の社叢林	A	自然度の高い常緑広葉樹林。三浦半島の中で残り少ない自然林。県指定天然記念物。
5	愛宕山のイノデ - タブ群集	A	山頂部に発達した常緑広葉樹林。三浦半島の中で残り少ない自然林。
6	三浦半島の海浜植生	D	砂丘及び岩礁地帯に海岸植生が帯状に発達。半島先端部沿岸に残された自然植生。海岸へのオートバイ乗り入れ等により前回より面積が約1/4に。
7	大松寺林	E	樹齢100～200年生のタブノキやアカガシをはじめとして多くの大木が生育し、半島の郷土樹林として貴重な歴史を経た沿海性の常緑広葉樹。県指定天然記念物。石垣の建設や伐採された枝・枯死木の放置等により前回より林床が荒れている。
8	白髭神社の社叢林	E	スダジイを主とする自然林。県指定天然記念物。
9	池田町のスダジイタブノキ林	A	横須賀周辺では数少ない半自然林。林内にタブノキとスダジイの大径木が生育。
選定基準の理由		A：原生林もしくはそれに近い自然林 D：砂丘，断崖地，塩沼地，湖沼・河川，湿地，高山，石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で，その群落の特徴が典型的なもの E：郷土景観を代表する植物群落で，特にその群落の特徴が典型的なもの	

出典：第2回自然環境保全基礎調査 日本の重要な植物群落 南関東版（環境庁，1980）

第3回自然環境保全基礎調査 日本の重要な植物群落 南関東版（環境庁，1988）



出典：第3回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図（環境庁，1989）

特定植物群落

(2) 陸域動物相

鳥類の集団ねぐら

番号	種名等	環境種類	面積 (m ²)	地勢	個体数 (羽)
-	サギ類	広葉樹 (湿地以外)	300	丘陵	20~99

出典：第4回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図 (環境庁, 1995)

貴重な両生類・は虫類

記号	種名
Ug	トウキョウサンショウウオ
Ca	アカウミガメ
Rb	ダルマガエル

出典：第2回自然環境保全基礎調査 神奈川県動植物分布図 (環境庁, 1981)

貴重な昆虫類

番号	種名	選定基準	番号	種名	選定基準
1	ハルゼミ	指標昆虫	13	ヒルハルゼミ	C
2	ゲンジボタル	指標昆虫	14	アオバセセリ	G
3	アオマツムシ	B・G	15	モンキアゲハ	C
4	クチキコオロギ	C	16	オナガアゲハ	G
5	オニヤンマ	D・G	17	ミヤマカラスアゲハ	G
6	オツネトンボ	D・G	18	オオミドリシジミ	G
7	タカネトンボ	D・G	19	スミナガシ	G
8	チョウトンボ	D・G	20	アサギマダラ	G
9	ウチワヤンマ	D・G	21	ヒラタクワガタ	D
10	コシアキトンボ	D・G	22	アヤムナピロタマムシ	C
11	ウシカメムシ	B	23	ホシベニカミキリ	C
12	クマゼミ	C			

選定基準の理由

指標昆虫：わが国に生息する10万種以上の昆虫類のうち分布域が広く、比較的なじみのあり、かつ全体として山地から平地までの良好な自然環境の指標となる昆虫として指定されている種
 B：分布域が国内若干の地域に限定されている種
 C：普通種であっても北限・南限など分布界になると思われる産地に分布する種
 D：当該地域において絶滅の危機に瀕している種
 G：環境指標として適当であると考えられる種

出典：第2回自然環境保全基礎調査 神奈川県動植物分布図 (環境庁, 1981)



出典： [両生類・は虫類・昆虫類]第2回自然環境保全基礎調査 神奈川県動植物分布図(環境庁,1981)
 [鳥類]第4回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図(環境庁,1995)

貴重な動物等

ガン・カモ・ハクチョウ類確認個体数（2000年度）

番号	調査地点名	羽数	主な確認種及び羽数
1	多摩川（殿町）	75	キンクロハジロ 75
2	多摩川（大師河原）	11	ホシハジロ 7, カルガモ 2, キンクロハジロ 2
3	多摩川（中瀬）	21	キンクロハジロ 21
4	多摩川（鈴木町）	12	キンクロハジロ 10, ホシハジロ 2
5	多摩川（港町）	94	ホシハジロ 67, キンクロハジロ 15, コガモ 9
6	多摩川（本町）	11	ホシハジロ 11
7	鶴見川（末吉橋）	17	キンクロハジロ 17
8	三ッ池公園	76	キンクロハジロ 41, ホシハジロ 30, カルガモ 5
9	二ッ池	33	マガモ 33
10	三溪園	145	オナガガモ 72, ホシハジロ 65, キンクロハジロ 7
11	金沢木材港	68	オナガガモ 53, コガモ 15
12	長浜公園	255	オナガガモ 132, コガモ 88, ヒドリガモ 35
13	海の公園	112	コガモ 55, オナガガモ 38, ヒドリガモ 19
14	平潟湾	198	オナガガモ 142, ヒドリガモ 31, コガモ 25
15	平潟湾（夏島町）	14	オナガガモ 14
16	平作川（栄橋）	29	カルガモ 29
17	鴨居港	56	ホシハジロ 56
18	開国橋	116	オナガガモ 100, ホシハジロ 16

出典：環境省資料（ガンカモ科鳥類の生息調査結果）

シギ・チドリ類確認個体数（1999年度）

番号	調査地点名	季節	羽数	主な確認種及び羽数
19	多摩川河口	春	834	シロチドリ 310, メダイチドリ 168, キアシシギ 117, オオソリハシシギ 17, ダイゼン 8
		秋	1,336	メダイチドリ 514, シロチドリ 324, キアシシギ 141, ダイゼン 32, オオソリハシシギ 22, オグロシギ 3, アカアシシギ 1
20	多摩川下流 （六郷橋～大師橋）	春	105	メダイチドリ 39, キアシシギ 28, セイタカシギ 17, シロチドリ 2
		秋	227	メダイチドリ 53, ソリハシシギ 38, アオアシシギ 33, オオソリハシシギ 5

出典：環境省資料（シギ・チドリ類定点調査結果）



出典：環境省資料（ガンカモ科鳥類の生息調査結果（2000年度），シギ・チドリ類定点調査結果（1999年度））より作図

鳥類の渡来地

- (3) 海域生物相
- (4) 干潟・藻場・石サンゴ類



注：川崎市川崎区内の干潟は多摩川の河川敷に位置している。

出典：第4回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図（環境庁，1995）
アカウミガメの上陸・産卵砂浜は環境省資料より作図

海域生物及び干潟・藻場

2.2.7 海岸景観

主な自然景観資源

番号	資源名	名称	内容
1	海成段丘	小原台	海岸に見られる階段状の地形。
2		下末吉台地	
3	海食崖	本牧台地	波の浸食作用によってできた海岸の崖，波食崖。
4	波食台	劔崎	潮間帯に発達する平らな面。
5	特徴的な稜線	三浦富士，武山	基岩が露出した鋭く細い稜線のうち，際だったもの。
6		鷹取山尾根道	

出典：第3回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図（環境庁，1989）

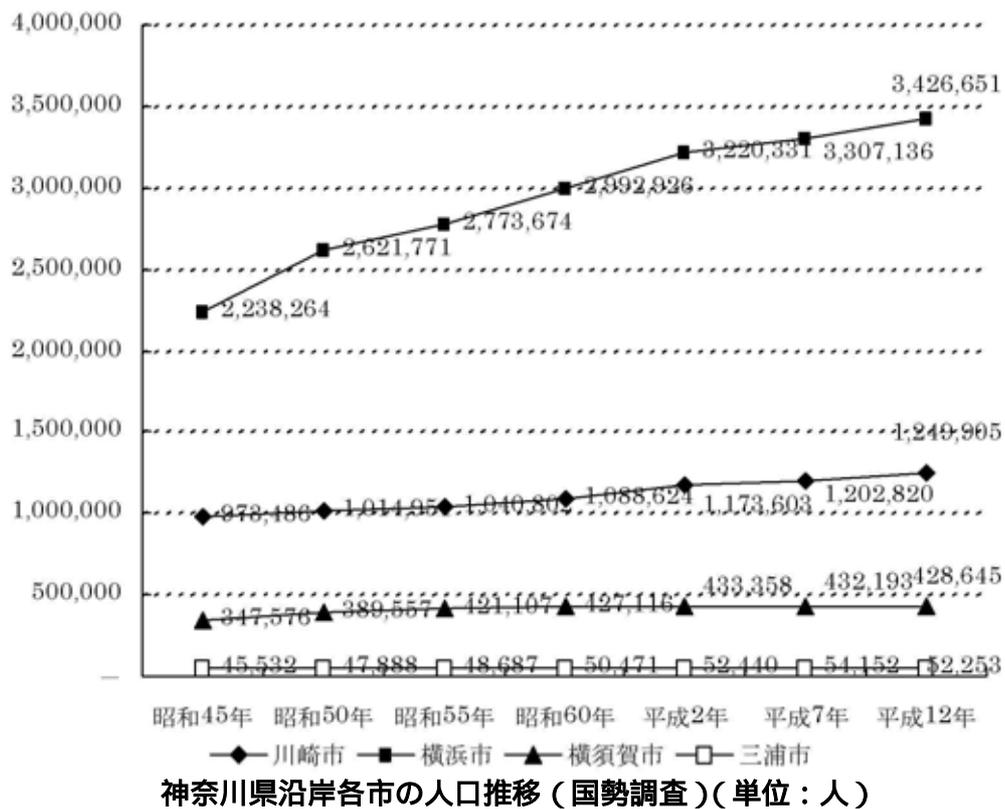
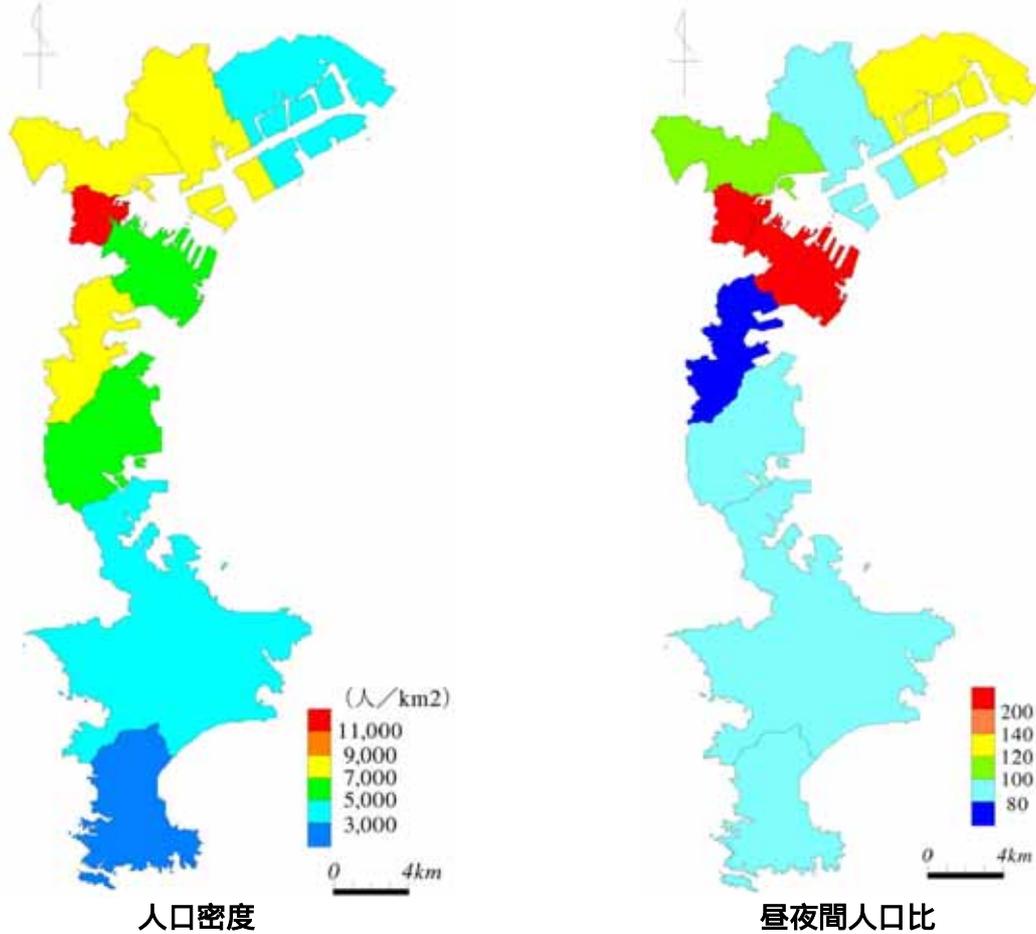


出典：第3回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図（環境庁，1989）

主な自然景観資源

2.3 社会的特性

2.3.1 人口

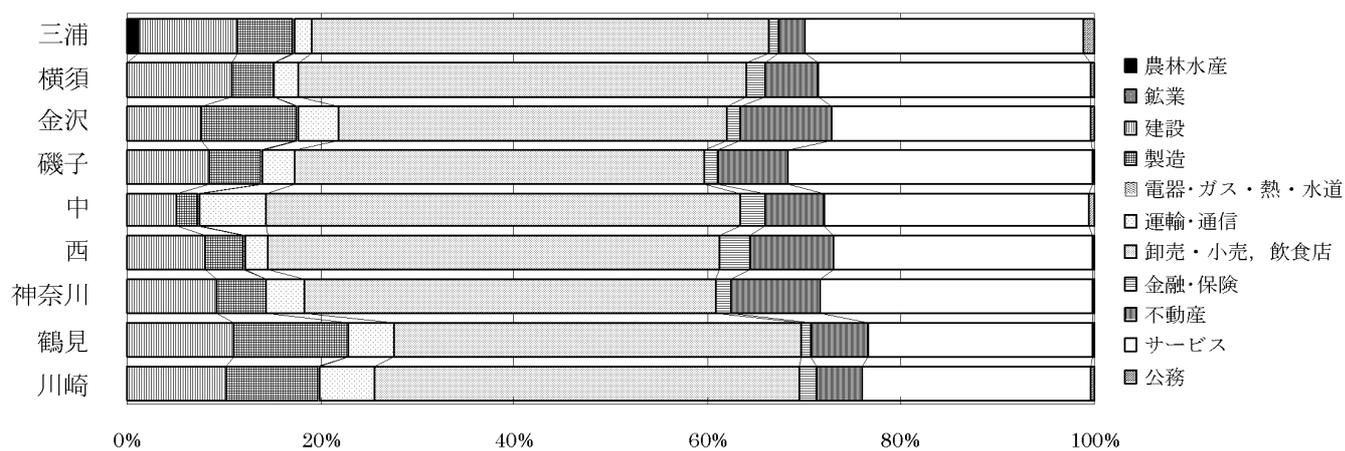


2.3.2 産業

神奈川県沿岸域市区の産業別事業所数（平成8年事業所・企業統計調査）

	第1次産業			第2次産業			第3次産業						
	農業	林業	漁業	鉱業	建設	製造	電器 ガス 熱 水道	運輸 通信	卸売 小売 飲食店	金融 保険	不動産	サービス	公務
神奈川県	417	30	48	56	32,288	28,930	304	9,683	135,921	4,845	24,813	88,031	1,200
	6.7	30.4	28.4	18.8	5.8	12.1	5.6	0.2	0.5	47.3	0.1	6.3	5.3
川崎市	24			1	4,550	5,405	51	1,688	19,496	645	3,096	11,719	114
	4.3			0.0	6.3	13.0	3.8	2.2	3.5	6.6	12.7	5.0	1.7
川崎区	4				1,435	1,310	17	800	6,108	246	657	3,315	46
	33.3				1.4	14.9	10.5	3.3	7.2	4.2	13.3	0.1	13.2
横浜市	84	1	1	1	11,546	10,289	97	4,419	52,960	1,998	9,257	33,897	334
	9.1	0.0	50.0	50.0	7.3	13.0	2.0	1.6	2.0	4.0	4.3	7.5	11.3
	4				1,252	1,359	13	528	4,840	122	680	2,669	22
	0.0	0.0	0.0	100.0	0.6	15.8	0.0	4.6	4.6	2.5	4.0	6.3	10.0
	4			1	965	533	2	406	4,456	171	974	2,943	19
	55.6	0.0	100.0		4.0	22.4	0.0	1.2	3.8	2.4	0.1	3.2	5.6
					687	346	7	202	3,984	266	746	2,280	18
			100.0		4.9	29.2	40.0	4.7	7.1	5.1	10.0	7.2	20.0
	3		1		870	370	15	1,178	8,305	456	1,031	4,627	100
	50.0	0.0		100.0	2.9	22.9	25.0	3.4	0.4	4.0	11.7	1.9	2.0
				421	264	9	171	2,111	75	358	1,576	7	
100.0				6.0	17.5	18.2	12.3	5.0	4.2	22.3	3.2	16.7	
5				443	588	4	252	2,360	79	555	1,583	19	
25.0				6.7	7.5	0.0	1.2	3.7	1.3	5.8	5.6	26.7	
横須賀市	5		6	1	1,797	730	20	431	7,787	308	942	4,724	75
37.5		14.3		5.4	16.9	53.8	13.8	5.3	4.9	4.5	1.6	0.0	
三浦市	1		29		258	149	2	46	1,199	26	71	732	28
50.0		23.7		3.4	1.3	0.0	2.2	5.1	7.1	6.6	1.7	16.7	
4市計	114	1	36	3	18,151	16,573	170	6,584	81,442	2,977	13,366	51,072	551

注) 各市の下段の数値は、前回調査からの増加率(%)を示す。 は減少。



神奈川県沿岸各市区の産業別事業所の構成

(出典:「平成8年度事業所・企業統計調査」)

2.3.3 漁業

神奈川県沿岸地域の漁業経営体数の推移（漁業センサス）

市	地区	昭和 63年	平成 5年	平成10年					
				漁業経営体数			漁船		
					無動力船 隻数	船外機付 船隻数	動力船		
						隻数	トナ数	馬力数	
川崎市		-	-	2	×	×	×	×	×
横浜市		192	191	211	-	54	233	1,088	12,212
	鶴見	(10)	(8)	(16)	-	1	17	85	1,305
	神奈川	(15)	(24)	(42)	-	7	48	172	2,810
	中	(18)	(20)	(21)	-	-	25	127	1,107
	磯子	(5)	(5)	(7)	-	1	7	25	175
金沢	(143)	(134)	(125)	-	45	136	670	6,815	
横須賀市		636	593	483	19	477	407	2,574	29,564
三浦市		659	604	577	22	400	401	24,493	92,367
	上宮田	(24)	(17)	(21)	5	25	18	53	860
	金田湾	(103)	(90)	(73)	9	86	40	172	2,503
	松輪	(119)	(94)	(108)	-	24	109	565	8,246
県計				1,618	83	1,146	1,408	29,961	160,496

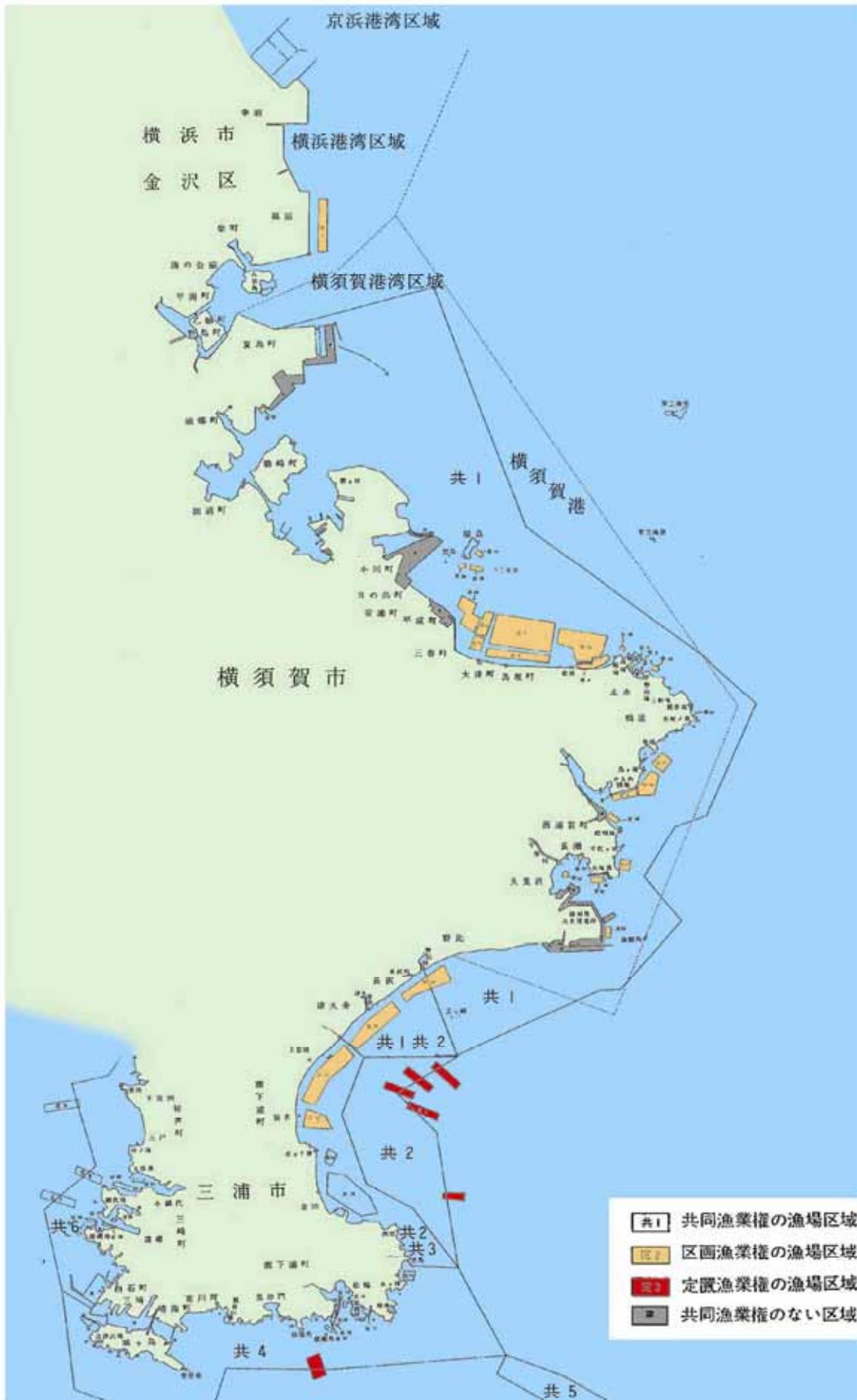
出典： 各市統計書，神奈川県オンライン資料室（神奈川県ホームページ（神奈川県企画部情報システム課））

平成12年度魚種別漁獲高

東京湾内湾地区			三浦半島地区（走水～葉山）			県計		
魚種	t	%	魚種	t	%	魚種	t	%
しゃこ	493	26	いか類	38,737	50	いか類	38,620	46
あなご類	341	18	かじきまぐろ類	13,170	17	まぐろ・かじき類	12,594	15
すずき類	209	11	かつお類	8,522	11	かつお類	9,235	11
まぐろ・かじき類	171	9	いわし類	6,973	9	いわし類	8,396	10
たこ	95	5	さば類	3,874	5	さば類	4,198	5
かれい類	95	5	その他	6,198	8	あじ類	840	1
その他	493	26				その他	10,075	12
計	1896	100	計	77,473	100	計	83,957	100

注）本統計の漁獲高は，漁業地区毎に集計する属人集計（各漁業地区に属する漁組等の漁獲高）によるもので，水域毎の漁獲高を示すものではない。（特に，まぐろ・かじき類等は東京湾では漁獲されないため注意を要する。）

出典：わたしたちのくらしと神奈川県の農林水産業（神奈川県環境農政部，平成14年）



出典：漁業権連絡図（平成 10 年 9 月 1 日現在）を下图に作成
神奈川県沿岸の漁業権区域

2.3.4 土地利用

地目別土地利用現況（面積単位：ha）

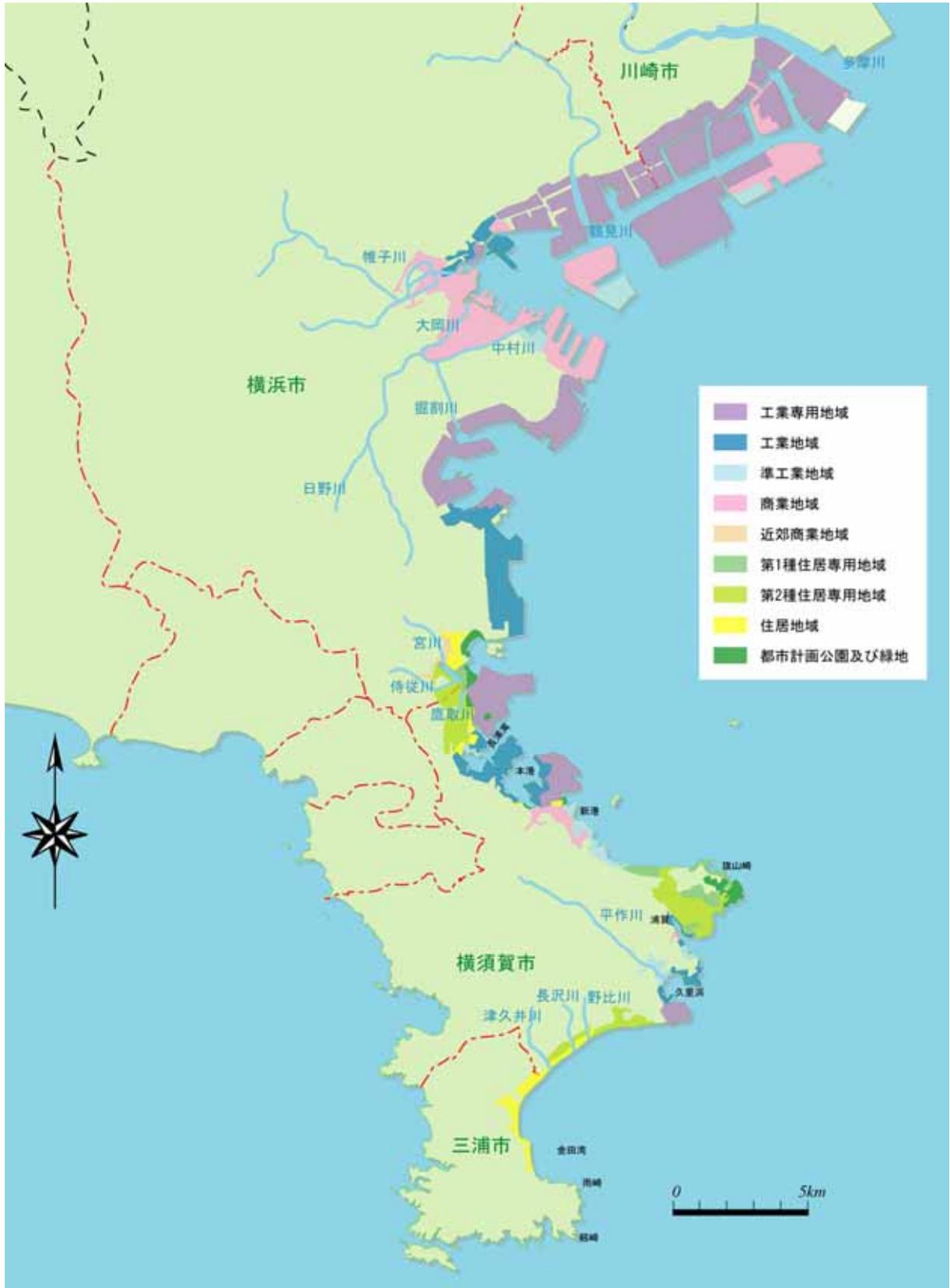
市名	計	農用地	森林	水面・河川・水路	道路	宅地計	住宅地	工業用地	その他宅地	その他
横浜市	43,712	3,160	3,894	842	5,765	21,765	13,985	1,543	6,237	8,286
		7.2%	8.9%	1.9%	13.2%	49.8%	32.0%	3.5%	14.3%	19.0%
川崎市	14,270	657	792	767	1,808	7,934	4,090	1,808	2,036	2,312
		4.6%	5.6%	5.4%	12.7%	55.6%	28.7%	12.7%	14.3%	16.2%
横須賀市	10,062	530	3,108	62	815	3,605	2,106	361	1,138	1,942
		5.3%	30.9%	0.6%	8.1%	35.8%	20.9%	3.6%	11.3%	19.3%
三浦市	3,216	1,170	626	3	236	1,181	359	12	151	659
		36.4%	19.5%	0.1%	7.3%	36.7%	11.2%	0.4%	4.7%	20.5%

出典：土地利用現況把握調査（神奈川県土地水資源対策課，平成 12 年度）

市街化区域の決定状況（単位：ha）

市名	都市計画区域面積	市街化区域面積	市街化区域率
横浜市	43,455	32,944	75.8%
川崎市	14,435	12,679	87.8%
横須賀市	10,062	6,462	64.2%
三浦市	3,129	792	25.3%
県計	172,625	92,948	53.8%

出典：神奈川県土地統計資料集（神奈川県企画部土地水資源対策課，平成 14 年 3 月）



沿岸域の土地利用状況（用途地域）

2.3.5 歴史・文化

埋蔵文化財

埋蔵文化財

市名	埋蔵文化財遺跡数
川崎市	538
横浜市	2,350
横須賀市	464
三浦市	216

出典：平成13年度版県勢要覧（神奈川県，2002）

文化財指定・登録状況

	指定区分	計	有形文化財							無形	有形民俗	無形民俗	史跡	史跡名勝	名勝	天然記念物	天然記念物・名勝
			建造物	絵画	彫刻	美術工芸	書跡	考古資料	歴史資料								
県計	計	2,172	302	229	419	196	196	72	122	9	85	104	194	3	7	233	1
	国	403(20)	49	58	69	71	78	9	3	3	2	5	47	2	1	6	0
	県	367	46	41	75	58	7	11	1	0	11	29	23	1	1	62	1
	市	1,402	207	130	275	67	111	52	118	6	72	70	124	0	5	165	0
横浜市	計	263	48	38	39	41	33	15	5	0	5	9	12	0	0	18	0
	国	76(2)	16	11	8	18	14	2	2	0	0	0	5	0	0	0	0
	県	76	5	14	15	15	4	7	0	0	2	4	3	0	0	7	0
	市	111	27	13	16	8	15	6	3	0	3	5	4	0	0	11	0
川崎市	計	141	35	33	23	6	10	11	0	0	9	6	5	0	0	3	0
	国	13	7	0	1	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	県	27	11	1	3	2	0	0	0	0	0	4	4	0	0	2	0
	市	101	17	32	19	1	10	10	0	0	8	2	1	0	0	1	0
横須賀市	計	73	1	4	26	4	6	1	1	1	2	4	15	0	0	7	1
	国	10	0	0	6	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0
	県	15	0	0	3	2	0	0	0	0	1	1	2	0	0	5	1
	市	48	1	4	17	2	6	1	0	1	0	3	11	0	0	2	0
三浦市	計	30	1	1	7	3	0	2	0	0	2	5	3	0	0	6	0
	国	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
	県	11	0	0	1	2	0	0	0	0	2	2	1	0	0	3	0
	市	17	1	1	6	1	0	2	0	0	0	2	2	0	0	2	0

注1) 内陸部を含む各市の全文化財総数。カッコ内の数値は国宝の数で内数。

出典：「神奈川県オンライン資料室ホームページ」，神奈川県生涯学習文化財課，平成13年4月1日時点データ

2.3.6 レクリエーション利用

(1) イベント

神奈川県沿岸歳時記

時期	川崎市		横浜市		横須賀市		三浦市	
1月					上～ 中旬	おんべ焼き（北 下浦海岸ほか）	1日 ～	三浦七福神めぐ り
2月								
3月								
4月					上旬	日米親善横須賀 さくら祭り（横 須賀基地）		
5月			3,4 日 上旬 中旬	みなと祭り国 際仮装行列 横浜港ホート天 国 横浜港カッターレース				
6月			上旬	横浜港開港祭				
7月			20日	みなと祭り国 際花火大会	中旬 下旬	久里浜パリー祭 市民納涼花火大 会（新港沖）		
	下旬	海の旬間・東京湾クリーンアップ大作戦（国交省関東地方整備局及び各港湾管理者）						
8月			上旬	神奈川県新聞花 火大会 お馬流し（県無 形民俗文化財）	上旬	うらが港まつり	上旬	三浦海岸納涼祭 り花火大会
			下旬	金沢まつり花 火大会（海の公 園）				
9月								
10月	中旬	川崎みなと祭 り						
11月					3日 中旬	・観音崎灯台祭 り ガエルニ・小栗祭 り／横須賀みな とまつり		
12月								

出典:各市ホームページ・イベント情報, 各市観光パンフレット

(2) 海水浴・釣り・潮干狩り・磯遊び・サーフィンその他

神奈川県沿岸の主なレクリエーション活動スポット

	名称	海岸性状	所在地	レクリエーション活動	アクセス方法・時間	駐車場(P) 公衆トイレ(W)
川崎市	浮島つり公園 (浮島町公園)	人工海岸	浮島町		JR 川崎駅から「浮島公園入り口」徒歩5分	P(浮島町公園) W(浮島町公園)
	東扇島西公園	人工海岸	東扇島		JR 川崎駅東口からバス「川崎マリエン」下車徒歩約20分	P, W
横浜市	大黒海づり施設	人工海岸	鶴見区		桜木町 109 系統, 鶴見駅 17 系統バス	P, W
	本牧海づり施設	人工海岸	中区		桜木町駅から市バス 26 系統「海釣り棧橋」	P, W
	磯子海づり施設	人工海岸	磯子区		磯子駅から市バス 85 系統「下水処理場」	W
	海の公園	人工干潟	金沢区		シーサイドライン八景島駅・海の公園柴口・南口駅徒歩 2 分	P, W
	野島公園	砂浜	金沢区		シーサイドライン「野島公園」徒歩 5 分	P, W
横須賀市	走水海水浴場	砂浜・岩礁	走水		JR 横須賀駅・京急馬堀海岸駅から京急バス「伊勢町」すぐ	P, W
	観音崎海水浴場	砂浜・岩礁	鴨居		JR 横須賀駅・京急浦賀駅・京急馬堀海岸駅から京急バス「観音崎」徒歩 3 分	P(県営) W(県営)
	猿島	砂浜・岩礁	猿島		京急「横須賀中央駅」徒歩 15 分, 三笠棧橋から連絡船 10 分	P(三笠公園) W
	海辺つり公園	人工海岸	平成町		京急「堀ノ内」徒歩 10 分	P, W
	北下浦漁港 海岸環境施設	砂浜	野比 長沢		京急「YRP 野比」徒歩 5 分	P, W
三浦市	三浦海岸海水浴場	砂浜	上宮田		京急「三浦海岸駅」徒歩 5 分	P, W
	菊名海水浴場	砂浜	菊名		京急「三浦海岸駅」京急バス「菊名」すぐ	W
	大浦海岸海水浴場	砂浜・岩礁	松輪		京急三浦海岸駅からバス「松輪」徒歩 15 分	W
	劔崎	岩礁	松輪		京急「三浦海岸駅」バス「劔崎」徒歩 20 分	P, W

注) 海水浴, 磯遊び, 潮干狩り, 釣り, ボードセーリング等, キャンプ
... W はバリアフリー対応の公衆トイレ。

(3) マリーナ等

神奈川県沿岸の主なマリーナ施設

市	名称	所在	事業体	最大 保管数
横浜市	KMC 横浜	鶴見区大黒町	民間	30 艇
	(社)横浜ヨット協会	磯子区磯子	民間	66 艇
	(有)平野ポートヨコハママリーナ	磯子区新杉田町	民間	130 艇
	横浜ベイサイドマリーナ	金沢区白帆	第3セクター	1756 艇
	シーサイドマリーナ	金沢区鳥浜町	民間	80 艇
	横浜市民ヨットハーバー	磯子区磯子町	横浜市	133 艇
	八景島マリーナ	金沢区八景島	横浜市	312 艇
横須賀市	シーパラダイスマリーナ	金沢区八景島	民間	160 艇
	マリンポート・コーチャ	東浦賀町	民間	150 艇
	シティマリーナヴェラシス	西浦賀町	民間	220 艇

出典) 国土交通省関東運輸局ホームページ, 海上保安庁第三管区海上保安本部海洋情報部ホームページ

(4) レクリエーション活動地点における利便施設（トイレ）の設置状況

レクリエーション施設におけるトイレの設置状況

市名	施設名	設置箇所数	処理方式			バリアフリー対応	
			公共下水道	浄化槽	汲取	対応	未対応
川崎市	浮島公園（浮島つり園）	1					
	ちどり公園	1					
	川崎マリエン	1					
	東扇島西公園	1					
横浜市	大黒海釣り公園	1					
	本牧海釣り施設	1					
	磯子海釣り施設	1					
	山下公園	1					
	港の見える丘公園	1					
	三溪園	1					
	海の公園	1					
	野島公園	1					
	横浜ベイサイドマリーナ	1					
	八景島マリーナ	1					
	シーパラダイスマリーナ	1					
横須賀市	田浦緑地	2					
	ヴェルニー公園	2					
	県立塚山公園	1					
	三笠公園	2					
	猿島	1			（循環濾過式）		
	うみかぜ公園	3					
	海辺つり公園	2					
	走水海水浴場	1					
	観音崎海岸海水浴場	1					
	愛宕山公園	1					
	燈明堂	1					
	ペリー公園	1					
	くりはま花の国	2					
	北下浦漁港海岸環境施設	1					
津久井浜	1						
三浦市	三浦海岸（芝原）	1					
	三浦海岸（木の間）	1					
	三浦海岸（岩井口）	1					
	菊名	1					
	金田海岸	1					
	大浦海岸	1					

出典：各市提供資料

2.3.7 沿岸利用

(1) 海面占有（不法係留船舶）

神奈川県における水域別不法係留船舶数

水域	河川域	海域	神奈川県計
不法係留船舶数(隻)	2,552	1,477	4,029

出典：神奈川県ホームページ（神奈川県県土整備部河港課港湾・プレジャーボート対策班）
全国プレジャーボート実態調査（運輸省・建設省・水産庁，平成8年10月）の集計値

2.4 海岸防災とその実態

2.4.1 既往災害とその実態

東京湾で最大偏差が1mを超えた高潮

年	月日	時分	検潮所	最大偏差 (m)	最低気圧 (hPa)	風速 (m/s)	気象要因
1911(M44)	7.26	3:15	霊岸島	1.80	968.6	SSE*31.4	台風
1917(T6)	10.1	3:50	小松川	2.06	952.7	SSE*39.6	台風
"	"	5:00	堀江	2.26	"	"	"
1934(S9)	9.21	12	築地	1.03	989.8	S 22.3	室戸台風
1938(S13)	9.1	3:50	築地	1.94	978.6	S 31.0	台風
1949(S24)	8.31	21:30	霊岸島	1.41	986.1	SE 24.9	キティ台風
1958(S33)	7.23	9:55	月島	1.09	986.1	S 22.8	アリス台風
1959(S34)	9.27	2:10	月島	1.03	989.3	S 27.0	伊勢湾台風
1965(S40)	9.18	2:00	晴海	1.03	979.0	S 24.7	24号台風
1979(S54)	10.19	15:30	晴海	1.22	976.1	S 17.5	20号台風
1985(S60)	7.1	5:15	千葉	1.63	970.0	S 16.7	6号台風

*20分間平均風速（他は10分平均風速）

出典：気象・海象要覧 13 東京湾（（財）日本気象協会，平成6年8月）

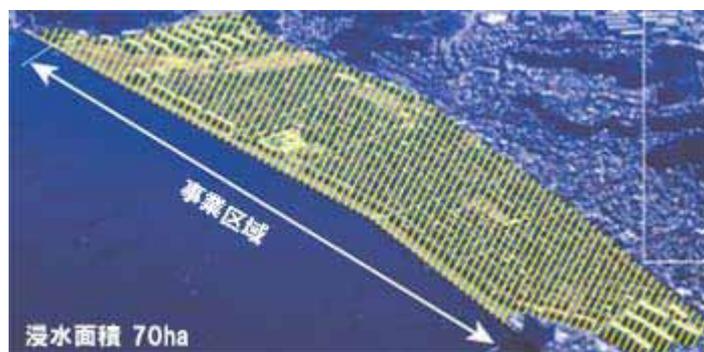
近年の神奈川県東京湾沿岸で発生した災害として，平成7年，8年に発生した馬堀海岸の高潮災害を以下に示す。

【横須賀港馬堀海岸の高潮災害(平成7・8年の2年連続台風)】

当地域の既設護岸は昭和44年に住宅開発を目的とした埋立により築造されたが，平成7年と8年，2年連続して台風による高潮のため大規模な越波により甚大な被害が発生した。

特に平成8年9月の台風17号では，背後の国道16号が2日間にわたり通行止めになり，市民の生活や経済活動が麻痺するとともに，被害は浸水面積約70ha，冠水した自動車388台に上った。

このため，直轄事業により高潮対策として護岸を延長1,650mにわたり整備するもので，平成11年から概ね7年間での完成を目指している。



浸水範囲

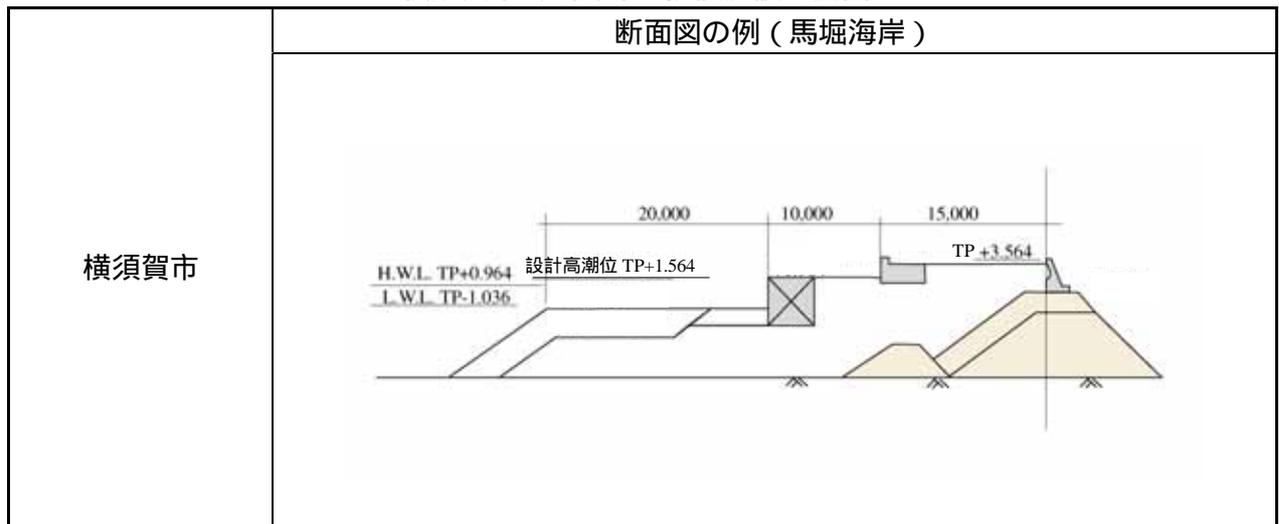


平成7年9月の台風12号による越波（神奈川新聞社）

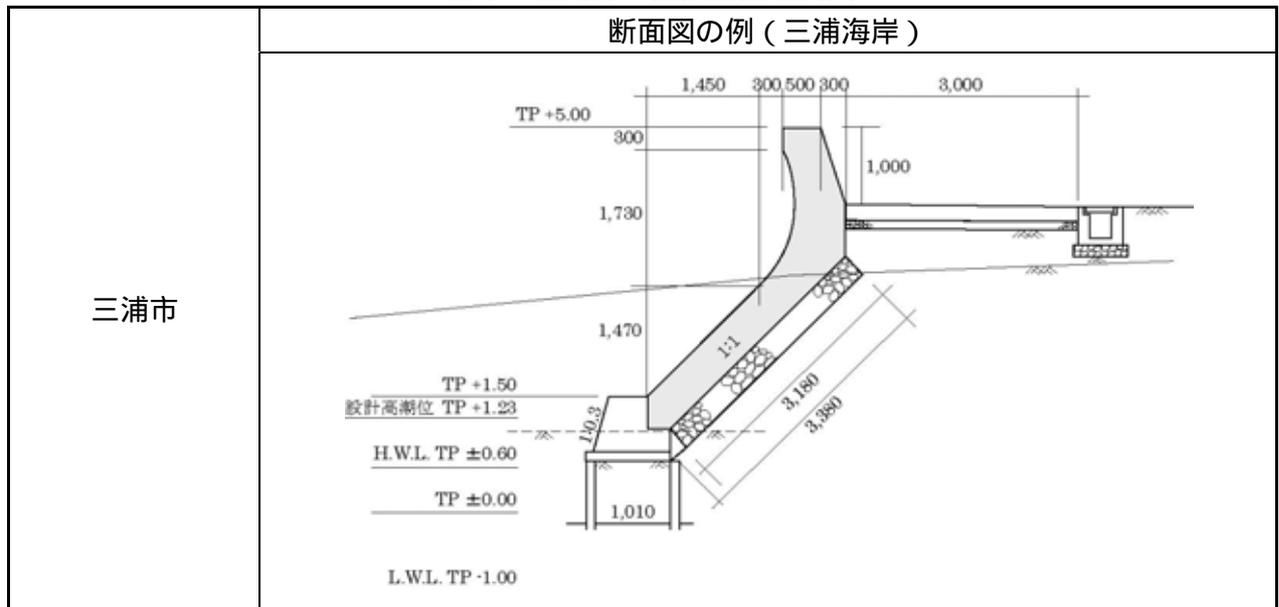


平成8年9月の台風17号越波による浸水被害状況

横須賀市馬堀海岸の防護施設断面図



三浦市三浦海岸の防護施設断面図



2.4.3 現在の整備レベル

(1) 海岸災害に対する防災レベル

現在の整備レベルと新防護レベルの比較

自治体	管理者	現在の整備レベル			新防護レベル		判定
		堤防標準 天端高	計 画 高潮位	計 画 沖波波高	レベル -2 潮位 (計画高潮位)	沖波波高 (50年再現確率)	
川崎市	川崎市	T.P.+3.27m	T.P.+2.67m	(不明)	T.P.+2.666m ~ T.P.+2.890m	4.12m	
横浜市	横浜市	T.P.+2.71m	T.P.+2.32m	(不明)	T.P.+2.643m	4.06m	
横須賀市	横須賀市	T.P.+3.0m ~ 5.0m	T.P.+0.964 ~ 1.564m	3.4 ~ 10.6m	T.P.+1.742 ~ 2.245m	3.16 ~ 7.19m	
三浦市	神奈川県	T.P.+5.0m	T.P.+1.45m	11.79m	T.P.+2.159m	7.19m	

：山内地区の数値

各自治体の現計画外力の考え方

【川崎市】

- 設計条件については旧運輸省と協議し、次のように定めた。

設計潮位：朔望平均満潮位 (T.P.+0.87m) + 偏差 (1.80m) = T.P.+2.67m

余裕高：0.30m

計画天端高：設計潮位 (T.P.+2.67m) + 余裕高 (0.30m) = T.P.+2.97m

施工天端高：計画天端高 (T.P.+2.97m) + 沈下見込 (0.30m) = T.P.+3.27m

【横浜市】

- 海岸保全区域を設定していないが、旧運輸省の推算した高潮偏差に基づき計画護岸天端高を定め、埋立など港湾整備の中でその確保を図っている。

設計潮位：朔望平均満潮位(T.P.+0.903m) + 偏差(1.09m) × 割増(1.3) = T.P.+2.32m

計画天端高：設計潮位(T.P.+2.32m) + 波高及び余裕高(0.39m) = T.P.+2.71m

【横須賀市】

- 計画高潮位は、D.L.+2.0m (T.P.+0.964m) (朔望平均満潮位 T.P.+0.859m) とし、水産庁の外郭団体である財団法人漁港漁村建設技術研究所の「東海地域沖波推算調査報告書」(昭和61年)を基に、50年再現確率に対応する波高を計画波浪としている。なお、北下浦漁港は30年再現確率に対応する波高を計画波浪としている。基本的に越波流量により施設天端高を決定しており、リアス式地形など湾奥に位置する場所については波高が低減されるものとして計画している。

【神奈川県】(三浦海岸)

計画高潮位：朔望平均満潮位 (93~97年) + 油壺におけるアイオン台風の偏差 = T.P.+1.45m

計画波高：エネルギー平衡方程式、ワイブル分布 (30年再現確率に対応する波高) = 11.79m

計画天端高：改良仮想勾配法による波の打ち上げ高により決定 T.P.+5.0m (最高 8.7m, 最低 4.0m)

【国】(直轄馬堀海岸)

計画高潮位：朔望平均満潮位 + 伊勢湾台風がキティコースを通過した場合の偏差 = T.P.+1.564m

計画波浪：SMB法により算出 (50年再現確率に対応する波高) = 3.4~4.5m (方向別)

計画天端高：実験により T.P.+4.5m

2.5 関連する法規制・諸計画

2.5.1 関連する法規制

(1) 自然公園法等に基づく地域地区の指定状況



出典：かながわの公園緑地 2002（神奈川県，2002）

自然環境保全地域等

(2) 鳥獣保護及狩猟に関する法律に基づく鳥獣保護区の指定状況



出典：鳥獣保護区等位置図（神奈川県，2001）

鳥獣保護区

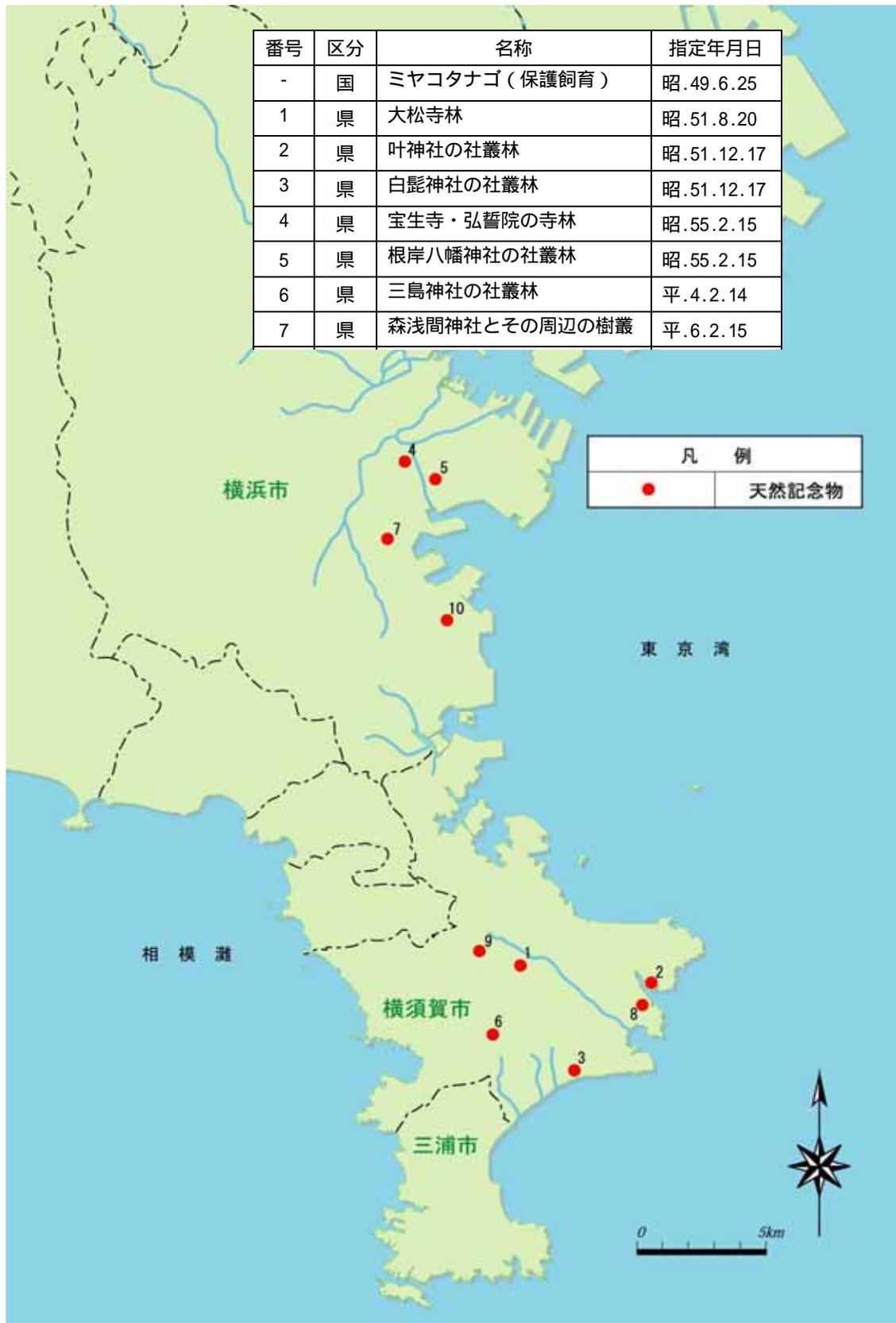
(3) 森林法に基づく保安林の指定状況



出典：神奈川県土地保全図（国土交通省，2001）

保安林

(4) 文化財保護法に基づく天然記念物の指定状況



出典：神奈川県文化財図鑑（神奈川県，1978）
 ふるさとの文化財（神奈川県，1983）
 横浜市，横浜賀市資料

神奈川県沿岸における天然記念物指定状況

2.5.2 関連する諸計画

(1) その他の関連計画

関連計画における沿岸域の位置付け（防護・環境）

上位関連計画 検討テーマ	県		市					国・広域		
	神奈川県総合計画	川崎市総合計画 川崎新時代2010プラン	川崎港港湾計画	横浜市総合計画 横浜市中期政策プラン	横浜港港湾計画	横須賀市総合計画	横須賀港港湾計画	三浦市総合計画 三浦ニュープラン21	首都圏港湾の基本構想 ・第5次首都圏整備計画 ・京浜臨海部再編整備構想	
海岸部の位置付け	国際文化交流都市圏	職・住・遊の調和した新しい臨海部づくり 市民に親しまれる国際貿易港の整備	陸海空の交通結節点の優位性を生かして首都圏の物流拠点としての発展が見込まれる賑わいと潤いのあるウォーターフロント空間の創出 既存ストックを活用して新たな時代の地域経済社会を支える臨海部空間への再編が望まれる	躍進する総合港湾世界をリードする活力あるみなと東アジアのハブポートをめざす ・うるおいのある市民のみなど 都市臨海部でウォーターフロントの魅力アップ ・国際性あふれるみなとクルーズポート横浜の振興	わが国港湾の国際競争力向上のため大水深の高規格コンテナターミナルを確保するとともに関連施設の整備が必要 老朽化施設の機能更新や増設が必要 市民に開かれた港湾の実現に向け環境と共生した港湾空間の創設が必要	横須賀港の機能強化による海に広がるネットワークの形成 海と緑を生かした活気あふれるまち	・開発用地の制約がある内陸に対し、臨海部の多面的な活用が求められる ・物流・産業・生活の3つの機能が調和した総合的な港湾空間の創出	三浦市の最大の資源である海や農地を活かす	時代の変化に挑戦し、暮らしを豊かにする新世紀の東京湾地域の創造 第5次首都圏整備計画（沿岸域の利用） ・安心でゆとりある生活空間の創出 ・利用や自然環境に配慮した海岸保全施設整備 ・親水性と開放性のある空間形成	
防護	高潮・津波対策	京浜臨海部の都市基盤の整備拡充	・防災機能の強化 耐震強化岸壁の整備	防災拠点の整備（緊急物資受入れ用耐震バス）	・コンテナ岸壁など港湾施設の耐震化を進め、安全で災害に強い港を実現する	・横須賀市地域防災計画 ・馬場海岸の高潮対策 ・耐震強化岸壁の整備	・港湾における諸活動の安全を確保するため、所要の外郭防波堤を整備 ・大規模地震に対処するため耐震性の高い港湾施設を整備		目標(4)安全と安心を支える空間の形成 ・東京湾臨海部の高潮対策施設の高質化 ・地震に強い物流拠点の形成 ・首都圏における広域的な防災体制の構築	京浜臨海部再編整備構想 ・防災緑地、避難地等防災基盤の整備推進
	施設の老朽化									
環境	自然海岸・緑地の保全	三浦丘陵の緑の保全と活用 貴重な自然の保全と活用 都市緑化ベルト整備構想				・横須賀市環境基本計画 ・海に開かれた緑豊かな自然と共生するまちづくり ・良好な海環境の保全と創造を図り、海とふれあえる水辺空間を創出する	・横須賀港港湾環境計画 ・市民と事業者、行政等が協働で取り組む「エコタウンポート」		目標(3)自然と共生する豊かな空間の形成 ・良好な海環境の維持・回復と創造 ・環境と共生する港湾（エコポート）の形成	京浜臨海部再編整備構想 ・緑地の拡大や重みを生かした親水性に富んだ環境整備の推進
	再生・回復							市民と市役所の連携による自然環境の保全活用	・循環型社会の形成に向けた体系的な取り組み	
	水質・底質の浄化			海の水質改善（下水の高度処理、合流式下水道の改善）	水質・底質の浄化など港湾環境の改善に配慮したみなとづくりを進める	海の水質改善（合流式下水道の改善、下水の高度処理の導入検討）			・東京湾海羊環境整備事業（1973～） ・浮遊するゴミや油が及ぼす海洋生物や海鳥の生態系への悪影響を除去 ・海や湖沼物への海水浄化・生物生態機能の付与 ・底質改善や砂場の保全	第5次首都圏整備計画 ・自然環境の保全と緑地の整備による緑のネットワークの形成 ・海や湖沼物への海水浄化・生物生態機能の付与 ・底質改善や砂場の保全

関連計画における沿岸域の位置付け（利用）

		県		市					国・広域		
上位関連計画	神奈川県総合計画	川崎市総合計画 川崎新印時代 2010 プラン	川崎港港湾計画	横浜市総合計画 横浜市中期政策プラン	横浜港港湾計画	横浜賀市総合計画	横浜港港湾計画	三浦市総合計画 三浦ニュープラン 21	首都圏港湾の基本構 想	第5次首都圏整備計画 ・京浜臨海部再整備構想	
検討テーマ											
利用	土地利用の再編 新たな交通体系の 充実	・京浜臨海部整備再編構想 ・魅力ある臨海部拠点の整備	市民と海のふれあい空間の整備（東扇島、内奥重可地区、浮島町地先地区の親水整備） ・臨海部交通体系整備 ・川崎臨海部再編整備の基本方針	臨港交通体系の強化	・近隣駅交通アクセスの強化 ・高速道路や鉄道の整備 ・横浜町町地区や港湾の再開発 ・みなとみらい121地区事業の推進 ・京浜臨海部の再活性化 ・開内 開外地区の活性化		内港地区の最開発を進め業務核都市としての管理中枢機能を強化する		目標①高度な国際交易空間の形成 目標②活力ある臨海部空間の形成	京浜臨海部再整備構想 ・生産、物流、交通基盤の整備 ・アメニティ豊かな空間の適切配置	
	海岸へのアクセスの向上・海辺遊歩道等のネットワーク化	都市緑化ベルト構想 三浦半島ぐるり一周プロブナードの整備	臨海部の親水機能の創出による豊かな景観形成（水上バス、水と緑のネットワーク、臨海部イベント）	市民に開かれた港湾づくり	歩行者空間整備による回遊性向上（開内 開外地区）			・海とのふれあいの場、海洋レクリエーションの場等の賑わいと潤いのあるウォーターフロント空間の形成 ・親水性、地味住民等の交流に配慮した緑地等を整備	海上交通ルートの開発 陸海をつなぐ交通システムの検討 漁港町町バス・水上ネットワーク	京浜臨海部再整備構想 ・水際線の開放などによる豊かで親しみやすいウォーターフロントの形成の促進 ・地味全体の景観整備の促進	
	海洋レクリエーション拠点				金沢マリーナの整備	・マリーナ施設等の計画的な整備により海洋性レクリエーション需要に対応するとともに秩序ある水域利用を実現 金沢地区		マリーナを核とした海洋性レクリエーション基地の整備	・地味特性を生かした多様な回遊ルートの開発・整備 ・漁業と遊漁・プレジャーボートとの秩序ある海利用	目標②アメニティ豊かな交流空間の形成 ・水際線を生かした生活・交流空間の形成 ・海洋性レクリエーション、交流拠点の形成	第5次首都圏整備計画 ・海洋性レクリエーションの場の確保並びに配置対策促進により複合的な水辺空間を整備再開
	漁業	海業拠点の形成						農業漁業などを自然共生型産業として振興する	漁業活動の振興のため主として漁船に対応した小型船たまりを整備	三浦市最大の資源である海や農地を生かし、一体となったエンタテインメント化	
	基地					接収跡地の促進		米軍基地返還、自衛隊施設の集約・統合の要請			
	景観・歴史・文化							港の歴史的資産、港の持つ特質を活用した親しみやすく快適な空間を確保する	海と緑の自然、国際性、歴史などの資源を生かした地域文化の掘り起こし、継承、振興		

4.1 海岸防護の目標
高潮・波浪からの防護

現計画と防護レベル案（レベル -2 潮位，30年・50年再現確率に対応する波高）

自治体名	海岸名	地区 または 工区名	高さ基準	既存計画（現計画）					海岸保全基本計画（新計画）における防護レベル案												
				天端高 （標準）	期望平均 満潮位	計画 高潮位	計画 沖波波高	換算 沖波波高	確率波高 計算地点	期望平均 満潮位	高潮		波浪				打上高	余裕高	新計画 天端高 注2)	代表 天端高 注3)	整備 天端高 注4)
											想定最大 潮位偏差	レベル -2 潮位	計画沖波波高		換算沖波波高						
													30年	50年	30年	50年					
(m)	H.W.L. (m)	H.H.W.L. (m)	H0 (m)	H0' (m)	(m)	(m)	H0 (m)	H0 (m)	H0' (m)	H0' (m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)				
川崎市	川崎港	川崎港海岸	T.P	3.27	0.87	2.67	不明	不明	Sta.8	0.903	1.763 ~1.987	2.666 ~2.890	S 3.83 SSW 3.76 SW 1.08	S 4.11 SSW 4.12 SW 1.15	-	0~0.14	0~0.14	0.08~ 0.444	3.11	3.11	-
横浜市	横浜港・金沢漁港		T.P	2.71	0.903	2.32	不明	不明	Sta.9	0.903	1.74 (山内地区)	2.643	SSE 2.68 S 3.79 SSW 2.07	SSE 3.16 S 4.06 SSW 2.46	-	-	-	-	-	-	-
横須賀市	横須賀港	深浦地区	T.P	3.0	0.859	-	-	-	Sta.12	0.859	1.386	2.245	N 3.71 NE 3.08	N 3.97 NE 3.28	-	0~2.68	-	-	2.3~4.5	3.0	3.0
	横須賀港	長浦地区	T.P	3.0	0.859	-	-	-	Sta.12	0.859	1.379	2.238	N 3.71 NE 3.08	N 3.97 NE 3.28	-	0~0.64	-	-	2.3~2.6	3.0	3.0
	横須賀港	本港地区	T.P	3.0	0.859	-	-	-	Sta.12	0.859	1.379	2.238	N 3.71 NE 3.08	N 3.97 NE 3.28	-	0~0.61	-	-	2.3~2.6	3.0	3.0
	横須賀港	新港地区	T.P	3.0	0.859	-	-	-	Sta.12	0.859	1.275	2.134	N 3.71 NE 3.08	N 3.97 NE 3.28	-	1.54~1.56	-	-	3.1	3.3	3.3
	横須賀港	大津地区	T.P	3.0	0.859	-	-	-	Sta.14	0.859	1.218	2.077	N 4.13 NE 2.97	N 4.43 NE 3.16	-	3.23~3.28	-	-	5.1~5.2	3.6	3.6
	横須賀港	馬堀地区 ^{注1)}	T.P	3.57	0.859	1.564	N 4.5 NNE 3.8 NE 3.4	N 3.6	Sta.14	0.859	1.218	2.077	N 4.13 NNE 3.39 NE 2.97	N 4.43 NNE 3.60 NE 3.16	-	3.5~4.34	-	-	6.0~6.5	5.3	3.6
	横須賀港	走水地区	T.P	3.0	0.859	-	-	-	Sta.14	0.859	1.104	1.963	N 4.13 NE 2.97	N 4.43 NE 3.16	-	0.65~4.87	-	-	2.3~4.4	3.0	3.0
	横須賀港	観音崎地区	T.P	3.0	0.859	-	-	-	Sta.14	0.859	0.962	1.821	N 4.13 NE 2.97	N 4.43 NE 3.16	-	3.81~4.52	-	-	3.8~4.1	4.0	3.0
	横須賀港	鴨居地区	T.P	3.0	0.859	-	-	-	Sta.15	0.859	0.937	1.796	S 3.01 SSW 6.05	S 3.40 SSW 6.48	-	0.98~5.32	-	-	2.7~5.1	4.2	4.2
	横須賀港	浦賀・ 川間西地区	T.P	3.0	0.859	-	-	-	Sta.15	0.859	0.96	1.819	S 3.01 SSW 6.05	S 3.40 SSW 6.48	-	0~1.94	-	-	2.9~4.3	3.0	3.0
	横須賀港	川間東 地区	T.P	3.0	0.859	-	-	-	Sta.15	0.859	0.96	1.742	S 3.01 SSW 6.05	S 3.40 SSW 6.48	-	0.35~5.03	-	-	1.9~4.4	3.2	3.2
	横須賀港	長瀬・久里浜 地区	T.P	3.0	0.859	-	-	-	Sta.15	0.859	1.013	1.872	S 3.01 SSW 6.05	S 3.40 SSW 6.48	-	0.62~6.11	-	-	1.9~5.0	3.0	3.0
	横須賀港	野比地区	T.P	5.0	0.859	0.964	S 10.6 SSW 9.9 SW 9.4	S 5.3 SSW 5.3	Sta.17	0.859	1.209	2.068	S 6.6 SSW 4.5	S 7.19 SSW 5.06	-	6.61~8.56	-	-	5.7~6.4	6.4	5.0
三浦市	三浦海岸	南下浦町	T.P	5.0	0.72	1.45	11.79	4.72	Sta.17	0.72	1.439	2.159	S 6.6 SSE 1.09 S 6.6 SSW 4.5	S 7.19 SSE 1.27 S 7.19 SSW 5.06	(注5) 6.74~8.20	-	-	2.149 0.692	5.0	5.0	5.0
													4.72	5.59	-	1.809	1.032				

53

有効桁数は、小数点以下2桁であるが、推算結果が小数点以下3桁であることと、D.L.をT.P換算しているため小数点以下3桁で表示している。

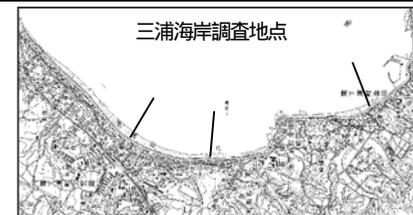
注1) 横須賀港馬堀地区については、面的防護構造を採用していることや地形等を考慮し、現計画の「計画高潮位」及び「計画沖波波高」を採用している。

注2) 新計画天端高は、各地区ごとの防護ラインにおいて、直壁護岸とした場合の高さをいう。

注3) 代表天端高は、地区ごとの海岸保全施設の整備の目標となる堤防、護岸等の天端高をいう。

注4) 整備天端高は、各地区の整備手法により決定する。

注5) 北下浦漁港海岸は農林水産省所管であるため、波浪に関しては30年確率波を採用している。



津波からの防護

津波に対する防護水準（案）

				想定地震名： 南関東地震								津波対策計画（津波に対する防護水準）					地区海岸 整備天端高 (現況)		
				実施機関： 防災局防災消防課															
				調査年度： 平成 10 年度															
				基準高： T.P.+0.0m															
沿岸	ゾーン	エリア	番号	地点名	地盤 変位量 (cm)	地盤変位の考慮なし			地盤変位の考慮あり			計画津波 (最大津波高) (cm)	計画潮位 (潮位平均高潮位) (T.P.+cm)	所要天端高 = + (T.P.+cm)	一連区間 所要天端高 = (/m) (T.P.+cm)	余裕高 (cm)	計画天端高 = + (T.P.+cm)		
						第1波 到達時刻 (分)	最大津波高		第1波 到達時刻 (分)	最大津波高									
							到達時刻 (分)	津波高 (cm)		到達時刻 (分)	津波高 (cm)								
東京湾	川崎	川崎	1	川崎港	-41	-	107	8	-	107	49	49	90.3	139.3	160	210	271 ~ 327		
	横浜	横浜	2	鶴見川河口	-42	-	63	19	39	63	61	61	90.3	151.3					
			3	横浜港	-40	-	87	3	-	87	43	43	90.3	133.3					
			4	本牧	-41	-	57	26	32	57	67	67	90.3	157.3					
			5	根岸	-33	31	33	60	27	33	93	93	90.3	183.3					
			6	金沢海の公園	-19	28	28	51	24	28	70	70	90.3	160.3					
	横須賀	長浦・本港 馬堀	7	横須賀港	-6	-	27	31	-	27	37	37	85.9	122.9	130	50	180	300	
			8	平成	-1	-	18	44	-	57	43	45	85.9	130.9					
			9	走水	+4	-	57	47	-	57	43	47	85.9	132.9					
	浦賀・三浦	浦賀	10	浦賀港	+16	7	13	122	8	13	106	122	85.9	207.9	220	270	300		
			11	久里浜港	+31	5	32	143	7	32	112	143	85.9	228.9					
		北下浦	12								(350)	74.6	424.6	430	480			500	
		三浦	13	上宮田	+58	0	34	379	10	34	321	379	72	451	500			550	480 ~ 870
		間口	14	金田漁港	+75	0	35	459	10	35	384	459	72	531					

注1) 津波高の検討は、「神奈川県地震被害想定調査」(神奈川県地震被害想定調査委員会,平成11年3月)による。

注2) 本表の地区名は、「神奈川県地震被害想定調査」で用いられているある広域的領域を示す地区名であり、実際にその名称が指し示す位置とは必ずしも整合しない。

注3) 最大津波高(津波の高さ)の計算結果は、海岸に鉛直壁を想定し、完全反射した場合の最大水位であり、平均水面(T.P.=0.0m)からの津波による水位の最大上昇量である。この値は50mメッシュの0.2秒間隔の計算値である。

注4) 一連区間の区分は、地形、シミュレーションの結果、行政界などを考慮して学識者の意見を踏まえて設定した。

注5) 一連区間の所要天端高は、各一連区間の平均値を10cm単位で切り上げる。

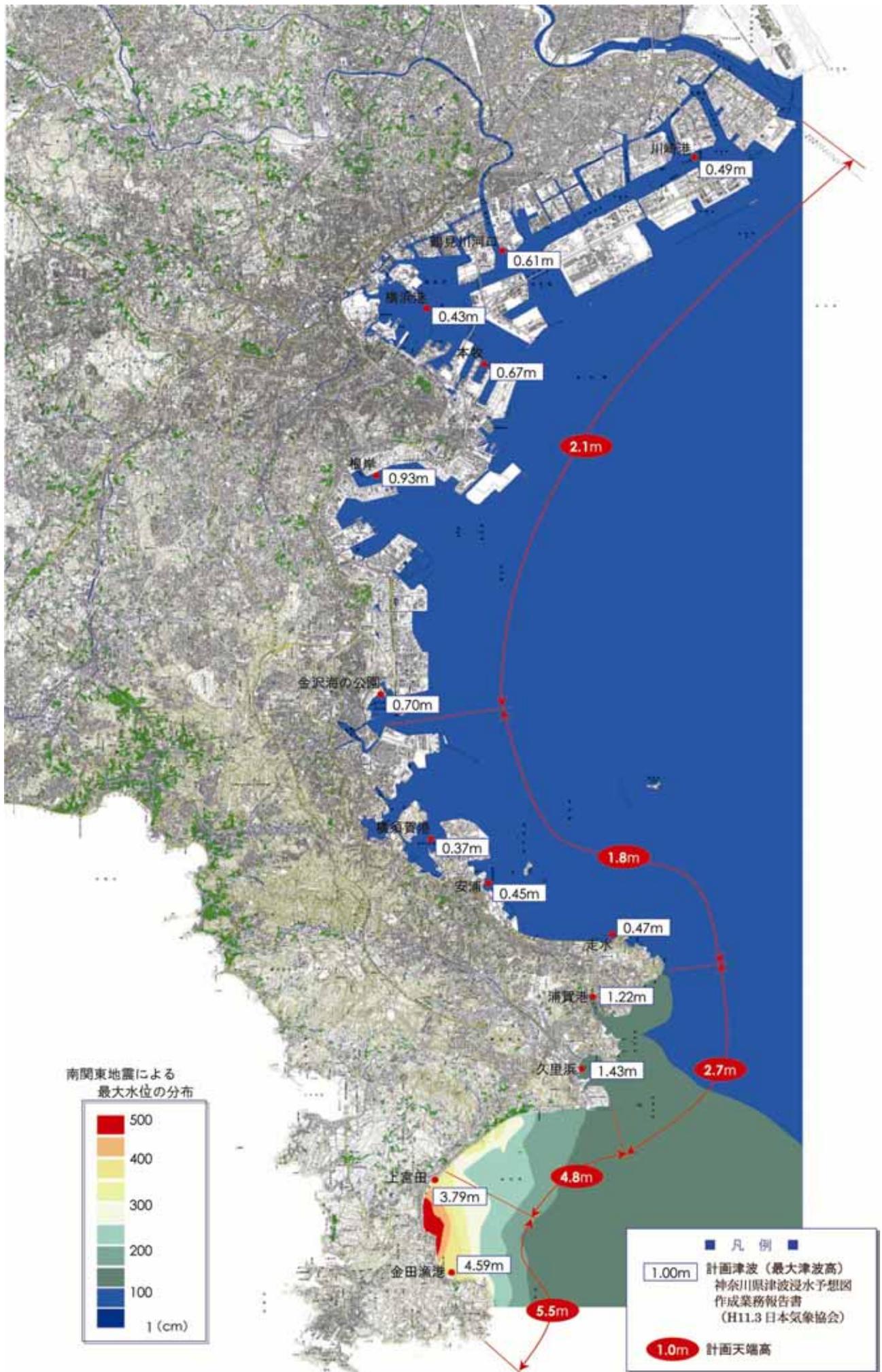
注6) 余裕高は、50cmとする。

注7) 一連区間の所要天端高、各区分の異常値の取り扱い方等については、「神奈川県津波浸水予想図作成業務報告書」(平成11年3月、財団法人日本気象協会)の「南関東地震による最大水位の分布図」をもとに、学識者の意見を聴いて決定した。

注8) 北下浦については、近傍に推算点がないため、上記の分布図を参考に学識者の確認を得て設定した。

「神奈川県地震被害想定調査」では「安浦」の地名が使われているが、現在の埋立地前面は「平成」地区であり、「安浦」地区は海に面していないため、ここでは「平成」を用いている。

漁港施設の天端高



5. 海岸保全施設の整備について

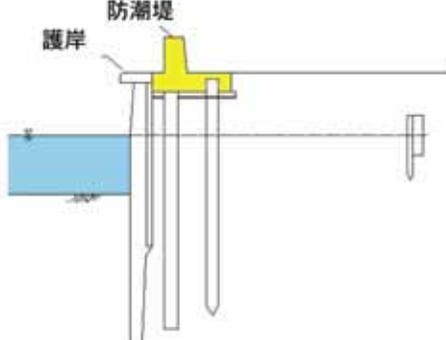
整備方針及び海岸保全施設の種類・規模等

ゾーン名	エリア名	海岸・地区名		海岸管理者	所轄官庁	海岸線延長 (m)	保全区域延長 (m)	施設延長 (m)	種別	整備方針	海岸保全施設	実施	海岸保全施設整備計画		平面図 (位置)	受益の地域
											設置状況 (平成14年度末)		種類	規模 (延長:m)		
川崎ゾーン	川崎エリア	川崎港海岸		川崎市	国土交通省港湾局	61,983	13,515	11,084	高潮	安全で快適な海岸づくりに向けて海岸保全施設の適正な機能維持を図り、背後地の土地利用転換等に合わせ海岸保全施設の見直しを行い、運河等を活用した親水空間や緑地の創出に努め、水と緑のネットワークの形成を図る。	有 (防潮堤等)	無	-	-		工業・住宅 商業
横浜ゾーン	横浜エリア	横浜港・金沢島港		*	*	(140,939) 154,315	検討中	検討中	高潮	高潮による被害から市民を守るため、施設整備や避難誘導対策など、必要な取り組みを実施していく。	*	無	検討中	検討中		住宅・商業
横須賀ゾーン	長浦エリア	横須賀港海岸	追浜	横須賀市長	国土交通省港湾局	5,574	0	0	高潮	工業専用地域としての土地利用を尊重しつつ、隣接する横浜市との連携を図りながら、水際線の開放や生物多様性、水質浄化等の向上を図る。	*	無	-	-		工業
		横須賀港海岸	深浦	横須賀市長	国土交通省港湾局	2,197	2,197	1,745	高潮	水際線を開放し、地域住民のレクリエーションや憩いの場として親水空間の機能向上を図る。	有	実施予定	護岸	1,745		住宅地
		横須賀港海岸	長浦	横須賀市長	国土交通省港湾局	11,253	2,364	1,741	高潮	横須賀港らしい景観と親水性を創出し、水とのふれあいの楽しめる親水空間を整備する。	有	無	護岸	1,741		工業・防衛
	本港エリア	横須賀港海岸	本港	横須賀市長	国土交通省港湾局	13,165	2,709	1,957	高潮	防衛野営施設による独特の景観を生かした親水空間を整備する。	有	無	護岸	1,957		公園・防衛
		横須賀港海岸	新港	横須賀市長	国土交通省港湾局	1,611	471	512	高潮	三笠公園などの自然、歴史資産を保全、活用しつつ、親水空間の充実を図り、海を資源とする観光・レクリエーション空間を整備する。	有	無	護岸	512		公園・港湾
		横須賀港海岸	平成	横須賀市長	国土交通省港湾局	2,793	0	0	高潮	海釣り公園などの親水空間の充実を図り、海を資源とする観光・レクリエーション空間を整備する。	*	無	-	-		港湾
	馬堀エリア	横須賀港海岸	大津・馬堀	横須賀市長	国土交通省港湾局	2,724	2,724	2,527	高潮	高潮越波に対する防衛施設を整備する共に、市民の憩いの場として、港湾利用と環境景観、親水、生物多様性の調和した施設とする。	有	実施予定	護岸	2,527		住宅地
		横須賀港海岸	走水	横須賀市長	国土交通省港湾局	2,500	2,500	1,328	侵食	自然海岸を保全するとともに、海岸侵食を防止する施設を整備する。	有	実施予定	護岸	1,328		住宅地
		横須賀港海岸	観音崎	横須賀市長	国土交通省港湾局	2,783	2,783	1,345	侵食	良好な自然環境を有しており、これらを活用、保全する一方、市街地が広がる地域においては高潮、越波から防護する施設を整備する。	有	実施予定	護岸	1,345		住宅地・森林
浦賀・三浦ゾーン	浦賀エリア	横須賀港海岸	鴨居	横須賀市長	国土交通省港湾局	3,154	2,739	1,693	高潮・侵食	良好な自然環境を有しており、これらを活用、保全する一方、市街地が広がる地域においては高潮、越波から防護する施設を整備する。	有	実施予定	護岸	1,693		住宅地
		横須賀港海岸	浦賀	横須賀市長	国土交通省港湾局	5,038	2,655	1,423	高潮	造船所跡などを中心とした再開発計画に沿った市民の交流、憩いの空間として活用するとともに、市街地が広がる地域においては高潮、越波から防護する施設を整備する。	有	実施予定	護岸	1,423		住宅地・港湾
		横須賀港海岸	久里浜	横須賀市長	国土交通省港湾局	6,821	2,082	1,798	侵食	良好な自然環境の保全と既往の港湾利用との共生を図り、調和のとれた魅力ある臨海空間を整備する。	有	実施予定	護岸	1,798		住宅地・港湾・工業
	北下浦エリア	横須賀港海岸	野比	横須賀市長	国土交通省港湾局	1,457	1,394	479	侵食	隣接する漁港区域と連携して、侵食が進む砂浜を広くとした海が眺望できる空間として維持・再生できる施設を整備する。	有	実施予定	護岸	479		住宅地・道路
		北下浦漁港海岸	長沢・津久井	横須賀市長	水産庁	3,880	3,880	3,241	高潮・侵食	隣接する三浦市と連携して、侵食が進む砂浜を広くとした海が眺望できる空間として維持・再生できる施設を整備する。	有	実施予定	護岸	3,241		住宅地・道路
	三浦エリア	三浦海岸	神奈川県知事	国土交通省河川局	14,355	4,036	3,695	高潮・侵食	全区間が堆積傾向にある砂浜であり、海水浴場の適地となっている。そして海岸には「三浦一族歴史めぐり」の一つである「琴音機」などの岩礁が海上に露出した特異な地形や古墳などもあり、田園と住風景がミックスし、自然の香りを残している。そのため整備する場合はこうした資源を活用していく。	有	無	-	-		住宅地・森林	
合計						(281,715) 295,603	46,049	34,568					19,789			

*現在、海岸保全区域の指定が行われていないことから、法律上の管理者・諸元はない。

海岸保全施設整備計画

番号	市名	川崎市	ゾーン名	川崎
海岸名・地区名	川崎港海岸		所管	港湾局
海岸タイプ	人工海岸		対策の種類	高潮
背後地の土地利用	工業地帯		計画波浪 (H_0' , T)	0~0.14m, 4.7~8.0s
現況の施設	護岸(防潮堤)		設計高潮位 (T.P.+m)	+2.666~+2.890
現況堤防高 (T.P.+m)	+3.104~+3.380		計画堤防高 (T.P.+m)	+3.11
整備の必要性	海岸保全区域周辺は、背後地の工業地帯と前面の埋立地で囲まれた水域にあり、高潮・波浪に関しては現況施設で防護機能を満たしている。しかしながら、水際線はほとんど開放されていない状況にあることから、背後地の土地利用転換等に合わせて、立地企業の理解と協力を得ながら海岸環境の改善を図り、市民に身近で環境や利用に配慮した海岸づくりを進めていく必要がある。			
海岸の整備方針	安全で快適な海岸づくりに向けて海岸保全施設の適正な機能維持を図り、背後地の土地利用転換等に合わせて海岸保全施設の見直しを行い、運河等を活用した多様な親水空間や緑地の創出に努め、水と緑のネットワークの形成を図る。			
海岸の目標	防護面	<ul style="list-style-type: none"> 高潮・波浪等による浸水被害から背後地の安全性を確保するため、海岸保全施設の適切な維持・管理を実施する。 潮位等のデータ収集を継続的に実施し、その影響の把握に努める。 背後地の土地利用転換等に合わせて、環境や利用にも配慮した海岸保全施設を検討する。 地域防災計画との連携を図る。 		
	環境面	<ul style="list-style-type: none"> 背後地の土地利用転換等に合わせて、他事業との連携を図りながら、緑地の創造、水と緑のネットワークの形成等について検討していくとともに、海岸施設の整備の際には水生生物に配慮した構造を可能な限り取り入れるよう検討していく。 イベント等の機会を活用して、公共財産としての海岸の美化への意識の高揚を図る。 国や沿岸自治体と連携し、油汚染や漂着ごみへの対応・防止策について引き続き実施していく。 		
	利用面	<ul style="list-style-type: none"> 背後地の土地利用転換等に合わせて、他事業との連携を図りながら、水際線の開放について検討していく。 ユニバーサルデザインに配慮した施設の導入について検討していく。 地域住民やNPO等と連携しながら、イベント等を通じた地域資産の発掘と普及を進めていく。 		
整備計画の概要	海岸保全区域海岸線延長 (m)		13,515	
	整備済延長 (m)		13,515	
	未整備延長 (m)		0	
備考	現況堤防高が計画堤防高を下回る箇所においても防護機能は確保されている。			

現況写真	断面図・イメージ												
													
平面図													
													
<p>凡例</p> <table border="1"> <tr> <td>海岸保全区域</td> <td>緑線及び色の分類</td> </tr> <tr> <td>海岸保全区域</td> <td>緑線</td> </tr> <tr> <td>海岸保全予定区域</td> <td>緑線</td> </tr> <tr> <td>既設海岸保全施設</td> <td>青線</td> </tr> <tr> <td>計画海岸保全施設</td> <td>赤線</td> </tr> <tr> <td>その他の施設</td> <td>青線</td> </tr> </table>		海岸保全区域	緑線及び色の分類	海岸保全区域	緑線	海岸保全予定区域	緑線	既設海岸保全施設	青線	計画海岸保全施設	赤線	その他の施設	青線
海岸保全区域	緑線及び色の分類												
海岸保全区域	緑線												
海岸保全予定区域	緑線												
既設海岸保全施設	青線												
計画海岸保全施設	赤線												
その他の施設	青線												

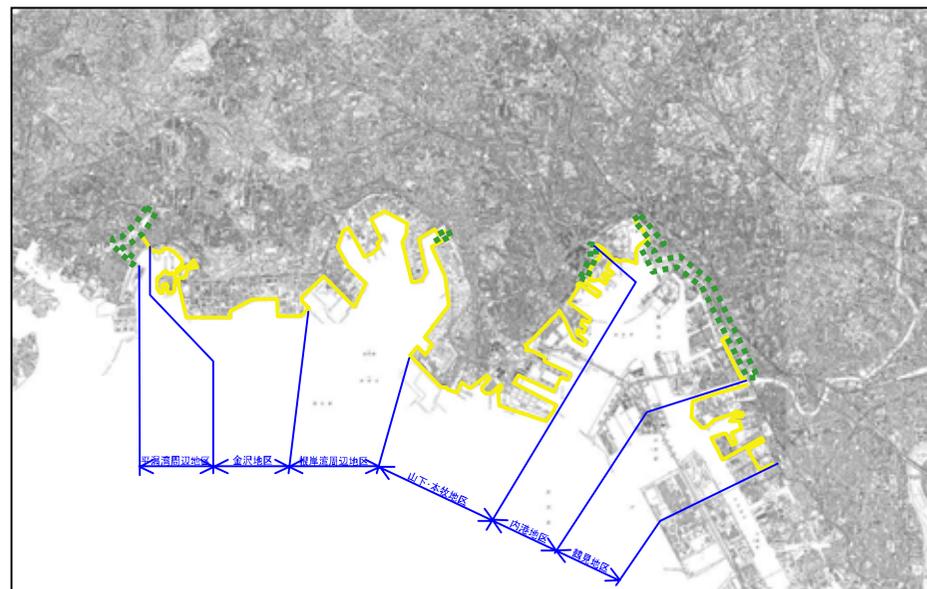
東京湾沿岸海岸保全基本計画（横浜市）

市町村	横浜市	ゾーン名	横浜ゾーン
所管	港湾局、緑政局、下水道局	海岸タイプ	人工海岸(埋立地)
対策の種類	高潮対策	設計高潮位	T.P.+2.32m (Y.P.+3.41m)
計画堤防高	T.P.+2.71m (Y.P.+3.80m)	現況堤防高	T.P.+2.71m (標準部)
現況の施設	護岸、岸壁、防波堤	背後地の状況	業務、商業、工業、物流
整備の必要性	横浜市の水際線はほとんどが埋立による人工海岸で、特に臨海部には都心機能、市街地、物流、工業など、さまざまな都市機能が集積しており、高潮、津波への対応が不可欠である。また、自然や歴史的景観を守りながら、港とふれあえる豊かな環境を次世代に継承するため、環境や利用に配慮した施策を進めていく必要がある。		
海岸の整備方針	高潮による被害から市民を守るため、施設整備や避難誘導対策など、必要な取組を実施していく。		
58 海岸の 目標	防護面	・将来的な土地利用動向や、防護対策のあり方を検討し、適宜海岸保全区域を設定していく。 ・潮位等のデータ収集を継続的に実施し、影響の把握に努める ・地域防災計画との連携を図るとともに、住民の防災意識の向上にも努める。	
	環境面	・水質の改善や環境負荷の低減対策を、関係諸機関と連携して進める。 ・NPOや市民による自主的な海岸清掃活動等を支援していく。 ・イベント等による海岸利用の促進を図りつつ、公共財産としての海岸の美化意識高揚を図る。 ・国や沿岸自治体と連携し、油汚染や漂着ごみへの対応・防止策について検討していく。	
	利用面	・地域特性に応じて、水際線の市民利用や浸水空間のネットワーク形成について検討していく。 ・NPOや地域住民と連携しながら、歴史や文化の保存に配慮する。 ・船舶の放置防止に関する条例の活用などにより、沿岸域の適正な水域利用を進めていく。	
期待される効果	高潮・津波に対する背後地の安全性の向上、海岸環境の保全、適正な利用の推進		
備考			

横浜港全景



横浜市護岸等整備状況

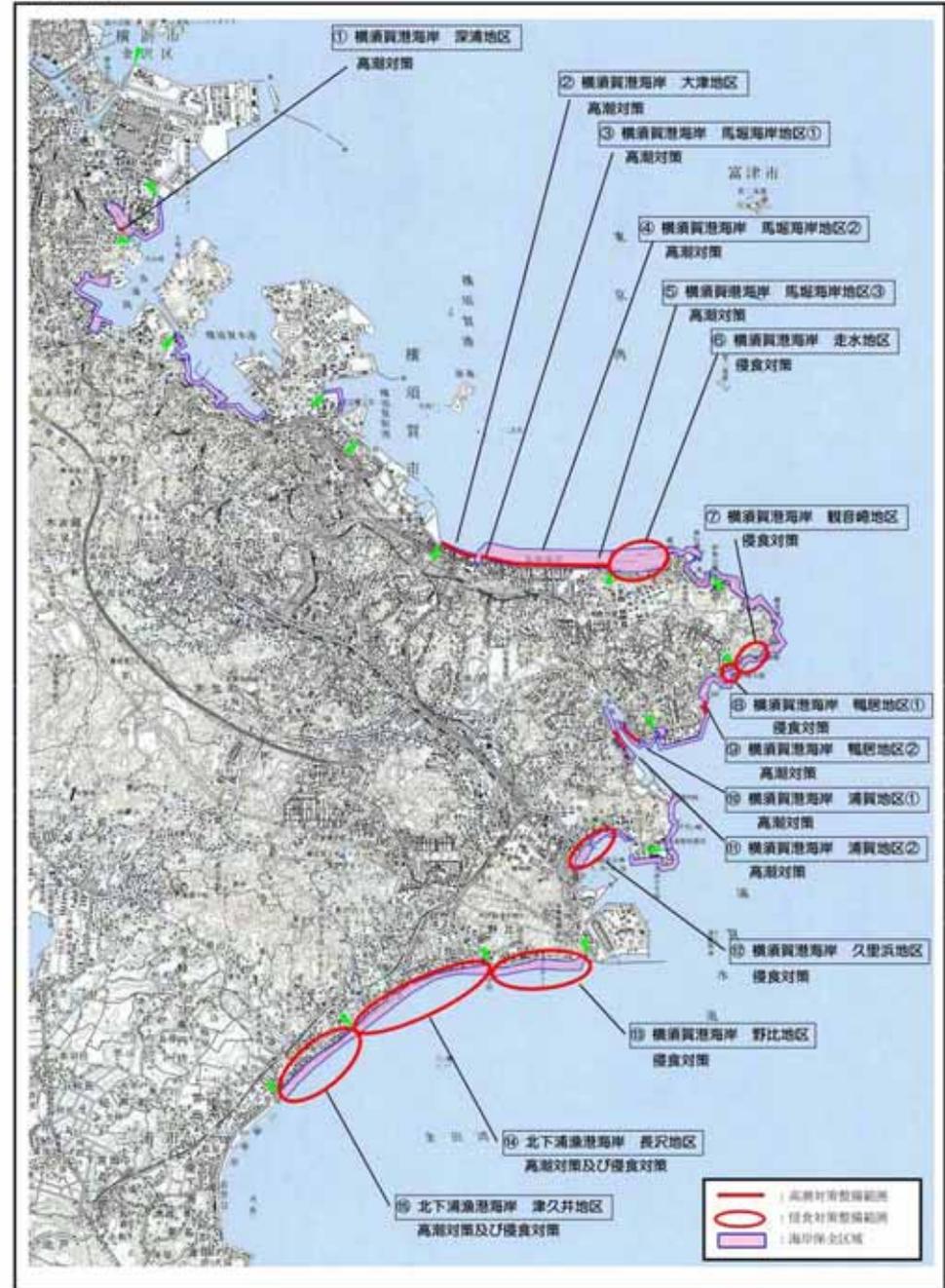


緑色の点線で囲んだ範囲を中心に、高潮対策に関する施設整備の検討を進めていく。
 黄色の実線は、港湾整備事業及び埋立事業により整備された護岸等。
 (物流、工業地域の島部分を除く)

海岸保全施設整備計画

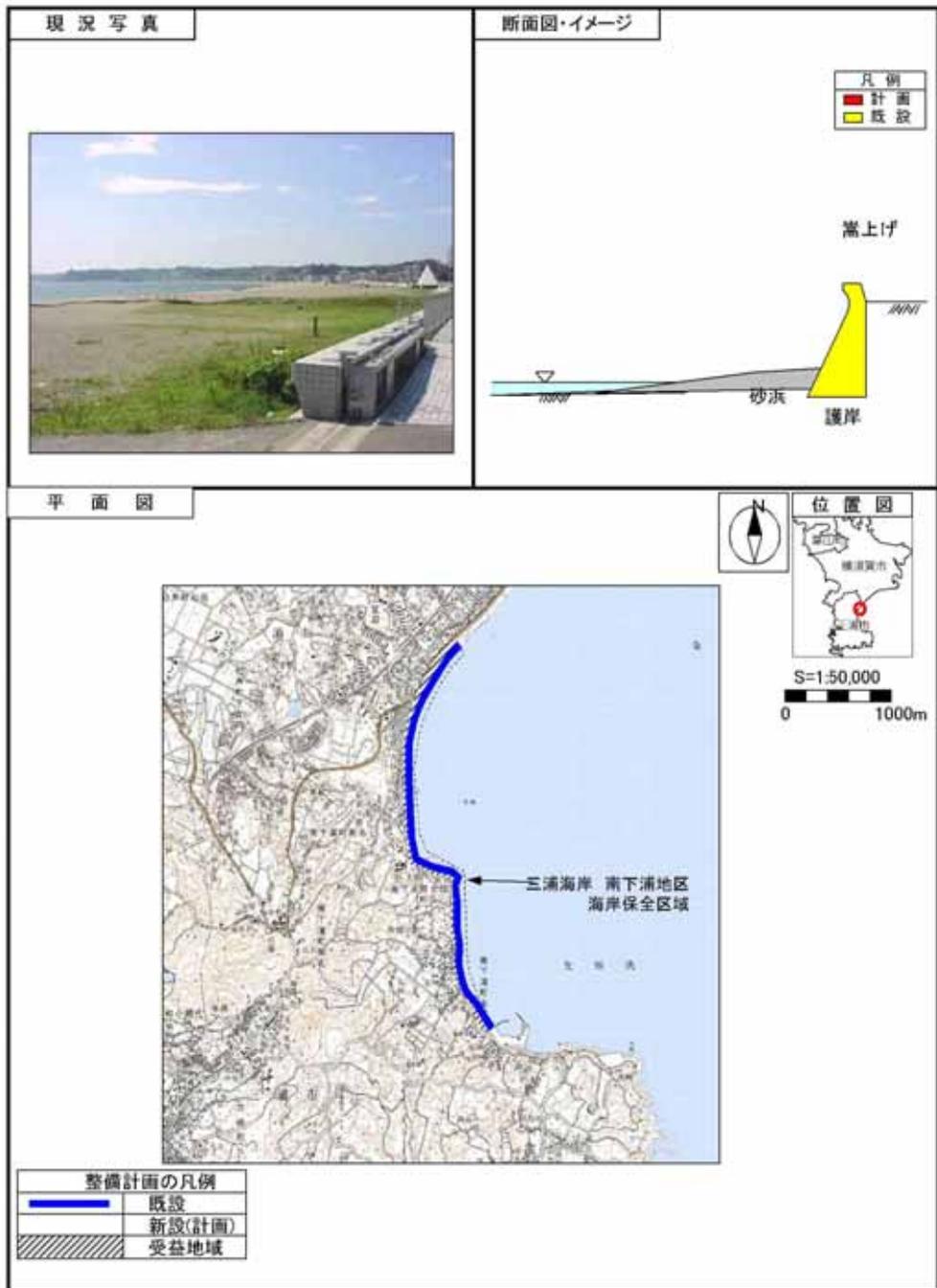
番号	市名	横須賀市	ゾーン名	横須賀、浦賀・三浦
海岸名	横須賀港海岸、北下浦漁港海岸		エリア名	長浦、本港、馬堀、浦賀、北下浦
所管	横須賀市 港湾部、経済部		海岸線延長(m)	65,500 (港湾 61,070、漁港 4,430)
海岸タイプ	人工、半自然、自然海岸		対策の種類	高潮、侵食対策
背後地の土地利用	物流、業務、工業、道路、住宅		計画波浪(Ho',T)	Ho'=0~8.56m T=5.26~11.24sec
現況の施設	護岸、岸壁、自然海岸		設計高潮位(H.H.W.L)	1.742~2.245
現況天端高(T.P.+m)	TP+3.0(標準部)		計画天端高(T.P.+m)	3.0~5.0
整備の必要性	護岸天端高が低い箇所については、早急な護岸改修を行う。海岸侵食が顕著な地区においては、モニタリングを行いながら、隣接する海岸を含めた一連の漂砂系で対策を図っていく。その他は、施設の老朽度に応じて順次、改修整備を進めていく。			
海岸の整備方針	良好な自然環境の保全と既往の港湾利用との共生を図り、水際線を可能な限り開放し、地域住民のレクリエーションや憩いの場として親水空間を整備していく。			
海岸の目標	防護面	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮、越波に対する施設整備。 ・砂浜の侵食を防止する施設の整備。 ・施設の老朽化対策(調査及び補修・改修) 		
	環境面	<ul style="list-style-type: none"> ・生物の多様性や水質浄化に配慮した施設の整備・改修。 ・地域と協働した環境保全・改善の活動(調査、観察、学習など)の推進 ・浮遊ゴミなど水環境の改善(海面清掃の推進) 		
	利用面	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が憩い、くつろげる快適な水辺空間の形成 ・より利用しやすい水辺空間の形成(サイン計画、ユニバーサルデザイン等の導入) ・市民との協働による適正な港湾管理・運営(放置艇、釣り、ゴミ放置などマナー向上) 		
整備計画の概要	整備計画延長(m)	10,650 (港湾 6,770、漁港 3,880)		
	海岸保全施設延長(m)	19,789 (港湾 16,548、漁港 3,241)		
	整備済延長(m)	19,789 (港湾 16,548、漁港 3,241)		
	未整備延長(m)	—		
	海岸保全区域延長(m)	28,498 (港湾 24,618、漁港 3,880)		
	施設の種類	護岸改良、養浜、離岸堤等		
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・津波、高潮、越波に対する背後地の安全性の向上や、海岸侵食による国土の減少が防げる。 ・良好な自然環境の保全と既往港湾等の利用と共生し、快適で潤いのある海岸環境の保全と創出が図られる。 ・利用しやすく親しみのもてる、美しく快適な海岸が創造できる。 			
備考				

整備計画



海岸保全施設整備計画

番号	-	市名	三浦市	ゾーン名	浦賀・三浦
海岸名・地区名		三浦海岸・南下浦町		ブロック名・地区名	三浦
所 管		神奈川県		海岸線延長(m)	4,036
海 岸 タイプ		自然海岸		対策の種類	既設天端高の嵩上げ
背後地の土地利用		道路・住宅		計画波浪(Ho:T)	6.6m、10.7sec
現 況 の 施 設		直立護岸、緩傾斜護岸、階段護岸、陸間		設計高潮位(H.H.WL)	2.159m
現況天端高		T.P.+4.8~8.7m		計画天端高	T.P.+5.0m
		整備地区毎の天端高			
整備の必要性		<ul style="list-style-type: none"> ・現況施設で概ね防護水準を満足しているため、新たな対策工は不要。 ・施設や砂浜の維持管理に取り組む。 			
整備方針		全区間が堆積傾向にある砂浜であり、海水浴場の適地となっている。そして海岸には「三浦一族歴史めぐり」の一つである「琴音磯」などの岩礁が海上に露出した特異な地形や古墳などもあり、田園と住風景がミックスし、自然の香りを残している。そのため整備する場合はこうした資源を活用していく。			
海岸の目標	防護面	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の適切な補修・維持・管理を実施する。 ・砂浜を保全する。 ・老朽施設の更新の際は、背後地の資産状況等を考慮し、計画的・段階的な整備を実施していく。 ・自然環境を重視した保全計画を実施していく。 			
	環境面	<ul style="list-style-type: none"> ・藻場等の海域生物相や陸地の生物相、緑地環境に配慮し、他事業と連携して、背後地を含めた沿岸域の自然環境の一体的な保全に努めていく。 ・背後地の自然や海域の自然との調和の取れた施設整備を検討していく。 			
	利用面	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン施設の導入について検討していく。 ・他事業と連携しながら、海辺の散歩道に整備による親水空間のネットワーク化等について検討していく。 ・利用マップの作成等を視野に入れ、NPOや地域住民と連携しながら、散歩ルートの提案、イベントを通じた地域資産の発掘と普及を積極的に進めていく。 			
整備計画の概要	整備計画延長(m)			-	
	海岸保全施設延長(m)	整備済延長(m)		3695.00	
		未整備延長(m)		-	
		保全区域延長(m)		4036.00	
施設の種類	現況の海岸保全施設のうち天端高がTP+5.0m未満の箇所を、必要に応じてTP+5.0mまで嵩上げ。				
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・施設や砂浜の適切な維持管理を行うことで、砂浜の消波機能が保全され、海岸背後の国道134号の交通の確保及び海岸背後の住宅・商業施設へ到達する飛沫、飛砂を防止することが出来る。 ・またこれにより美しい砂浜景観や砂草などの生態系が保全保護される。 				
備 考					



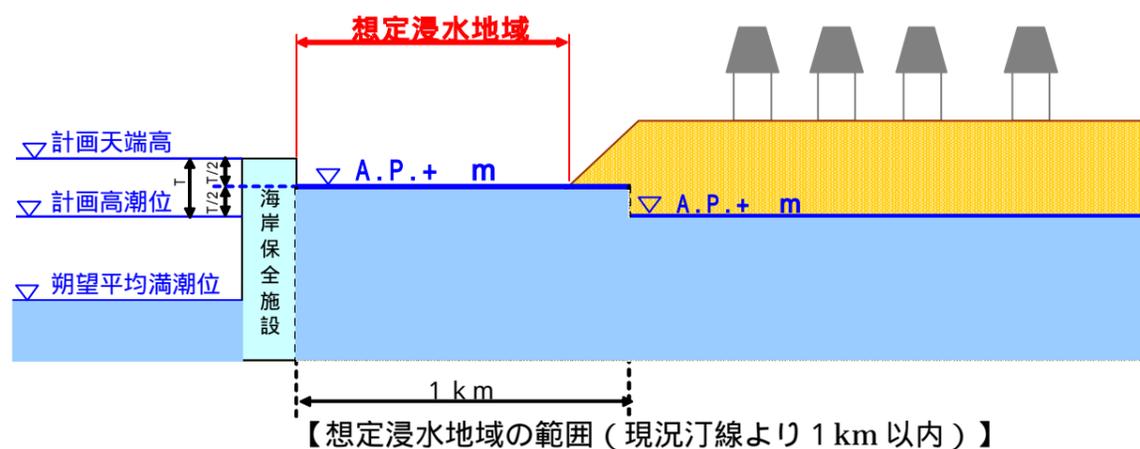
受益地域

海岸保全施設の整備によって高潮災害などから防護される区域（受益地域）は、P121以降に示す青色部となる。

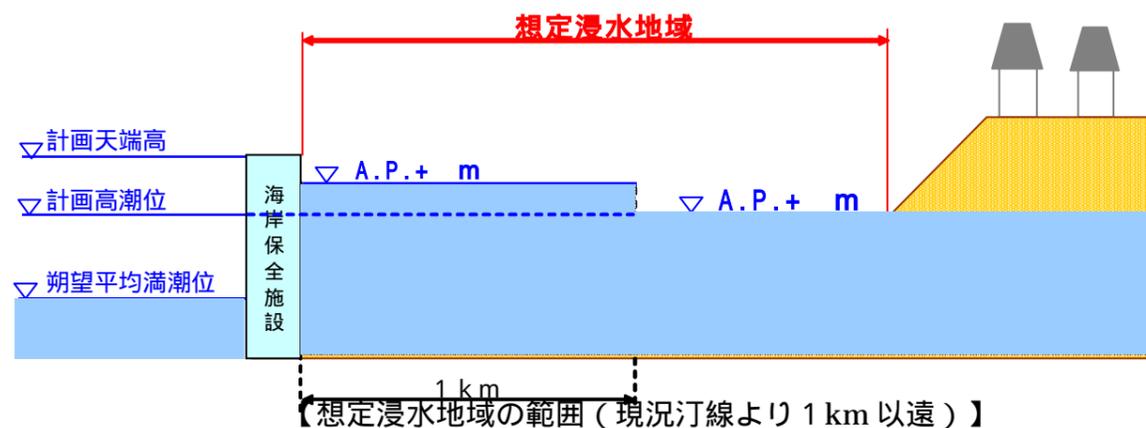
なお、受益地域は、海岸保全施設が存在しない場合に、高潮による浸水が想定される地域（想定浸水地域）及び侵食が想定される地域（想定侵食地域）のうち、範囲の広い方とした。また、想定浸水地域及び想定侵食地域の範囲は、詳細な検討結果がある場合には、これによることとし、無い場合には、以下に示す方法により設定した。

(1) 浸水の想定される地域（想定浸水地域）

現況汀線より1 km 以内：地盤高が A.P.+ m 以下の地域
 = 計画高潮位 + 1/2 × (計画天端高 - 計画高潮位)



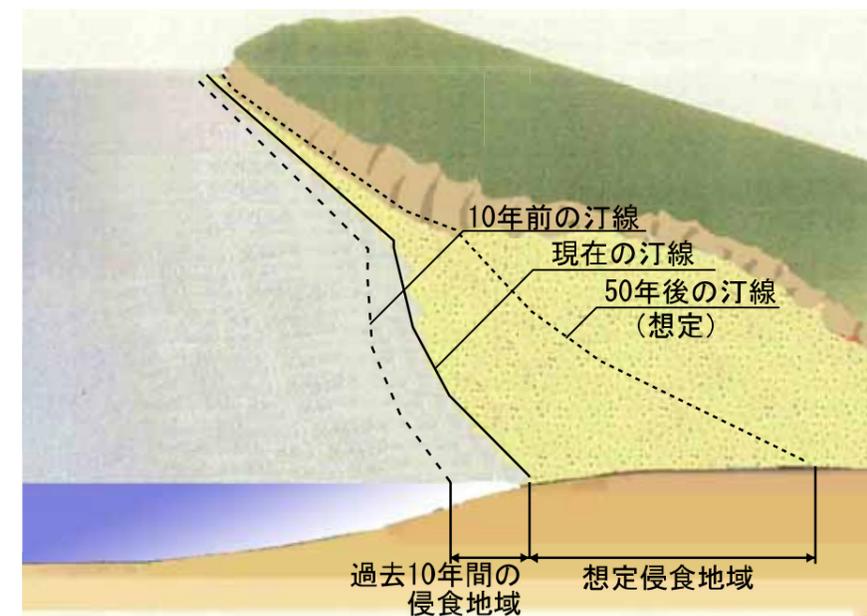
現況汀線より1 km 以遠：地盤高が A.P.+ m 以下の地域
 = 計画高潮位



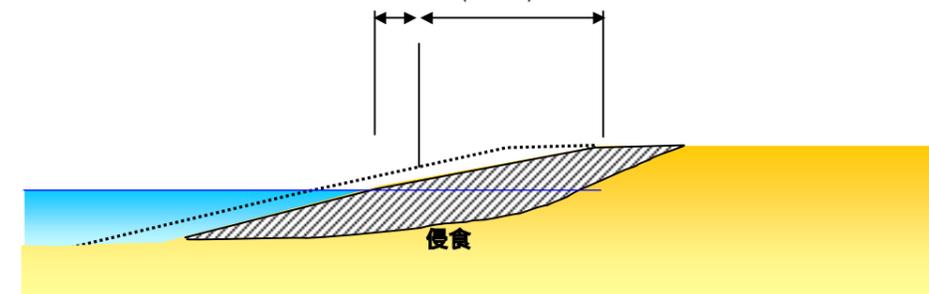
計画高潮位 = 朔望平均満潮位 + 高潮偏差

(2) 侵食の想定される地域（想定侵食地域）

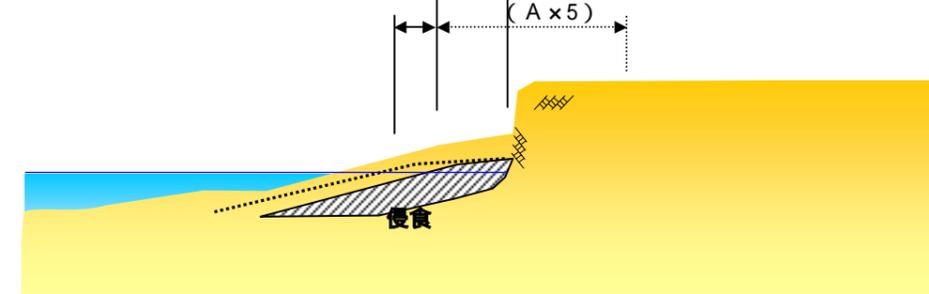
侵食による汀線後退が、現在と同じ速度で50年間進むと想定した場合の影響範囲



過去10年間の侵食地域(A) 想定侵食地域(A × 5)



想定侵食地域
 過去10年間の侵食地域(A)



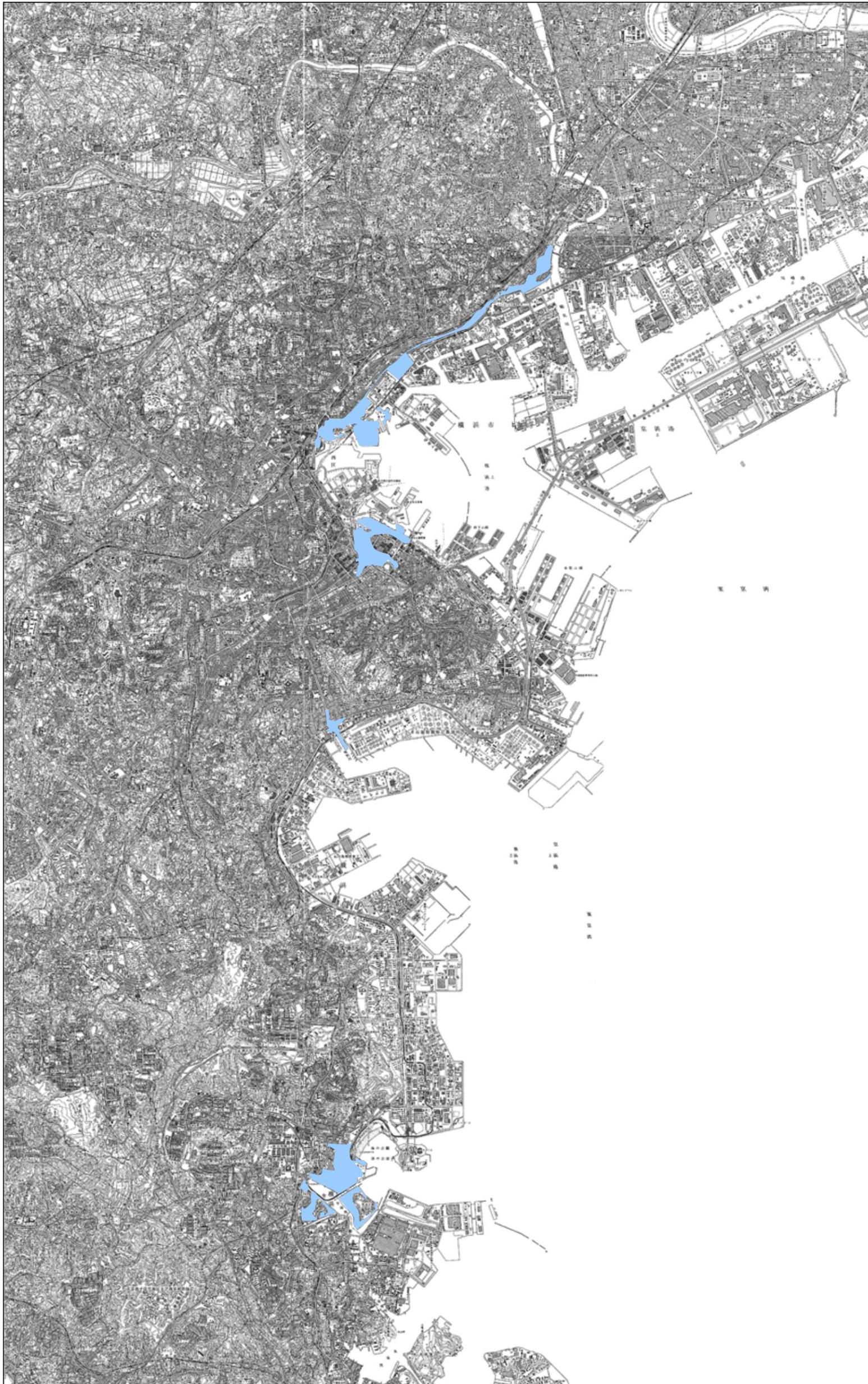
【想定侵食地域の範囲】

川崎ゾーン



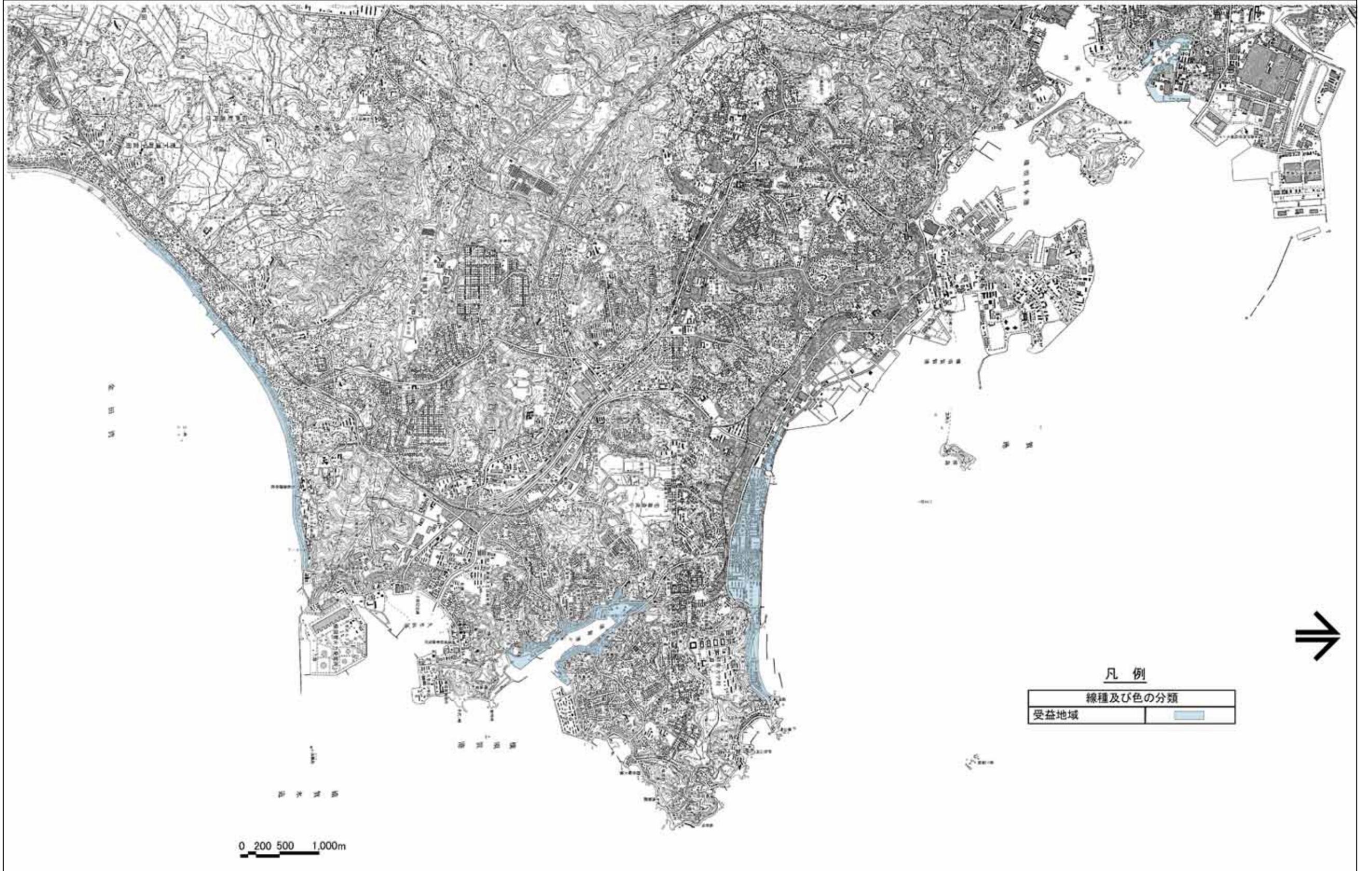
受益地域

横浜ゾーン

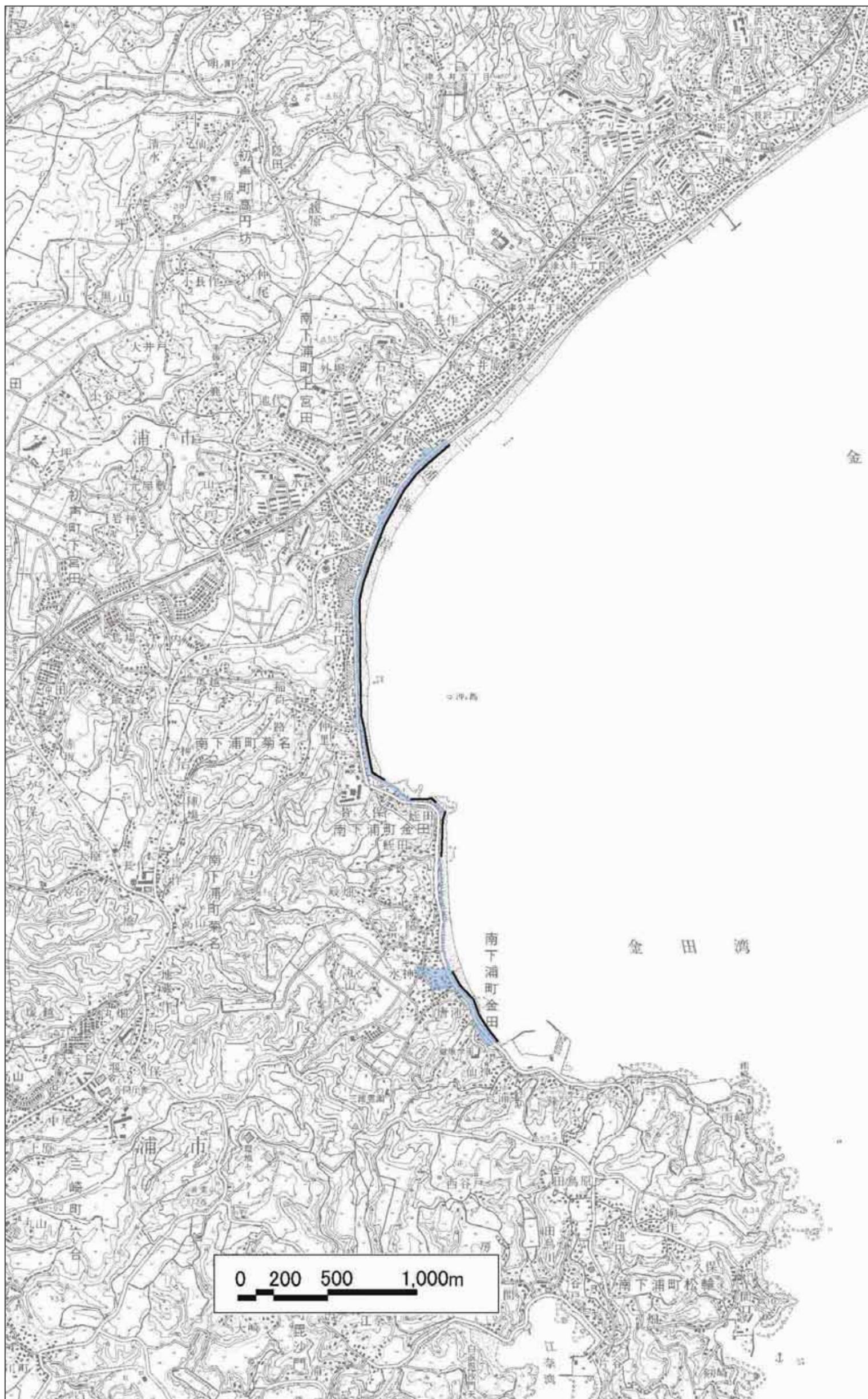


受益地域

横須賀ゾーン



浦賀・三浦ゾーン

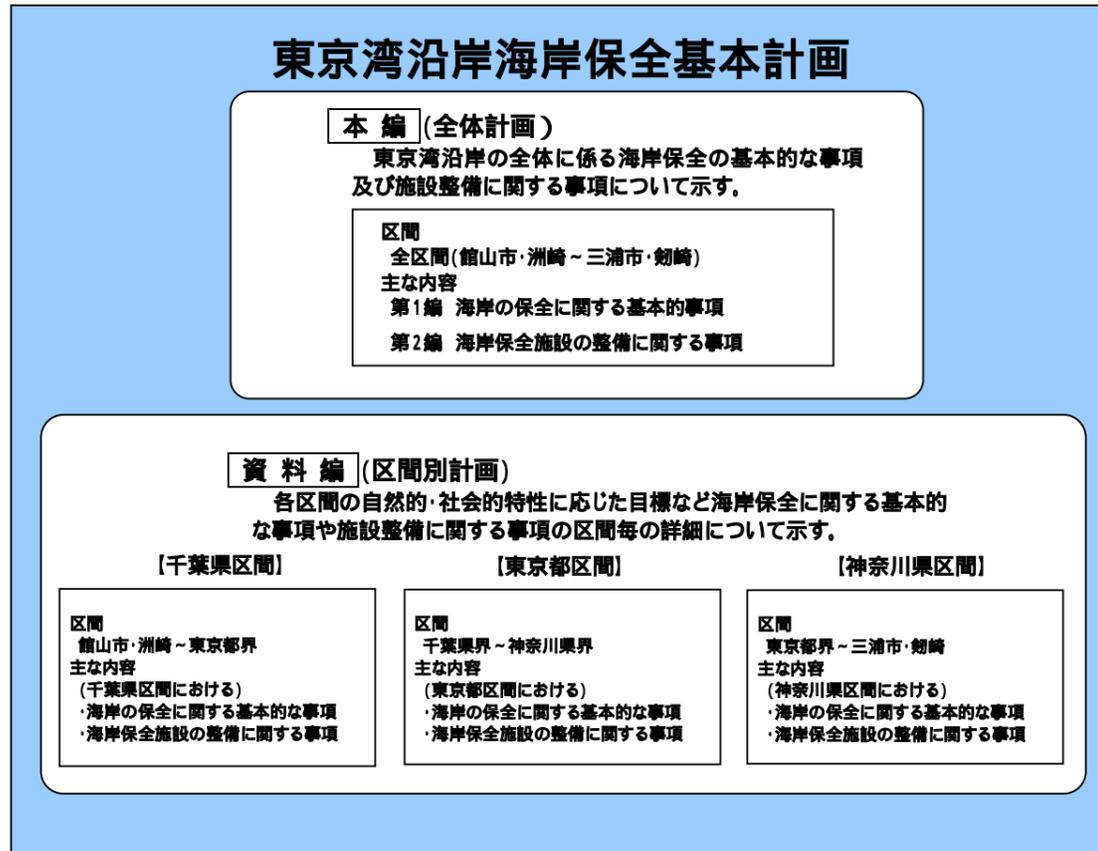


6. 参考資料

本計画の構成について

東京湾沿岸は、地形・海象面の類似性及び沿岸漂砂の連続性等により、一つの沿岸に区分されているが、1都2県にわたり770kmの海岸線を有し、背後の地域特性も多様である。

このため、本計画の本編では、適切な防護水準の確保や、東京湾沿岸の全般に係る基本的な事項を全体計画として簡潔にとりまとめ、各地域特性に応じた詳細な内容については資料編の区間別計画に示すこととした。

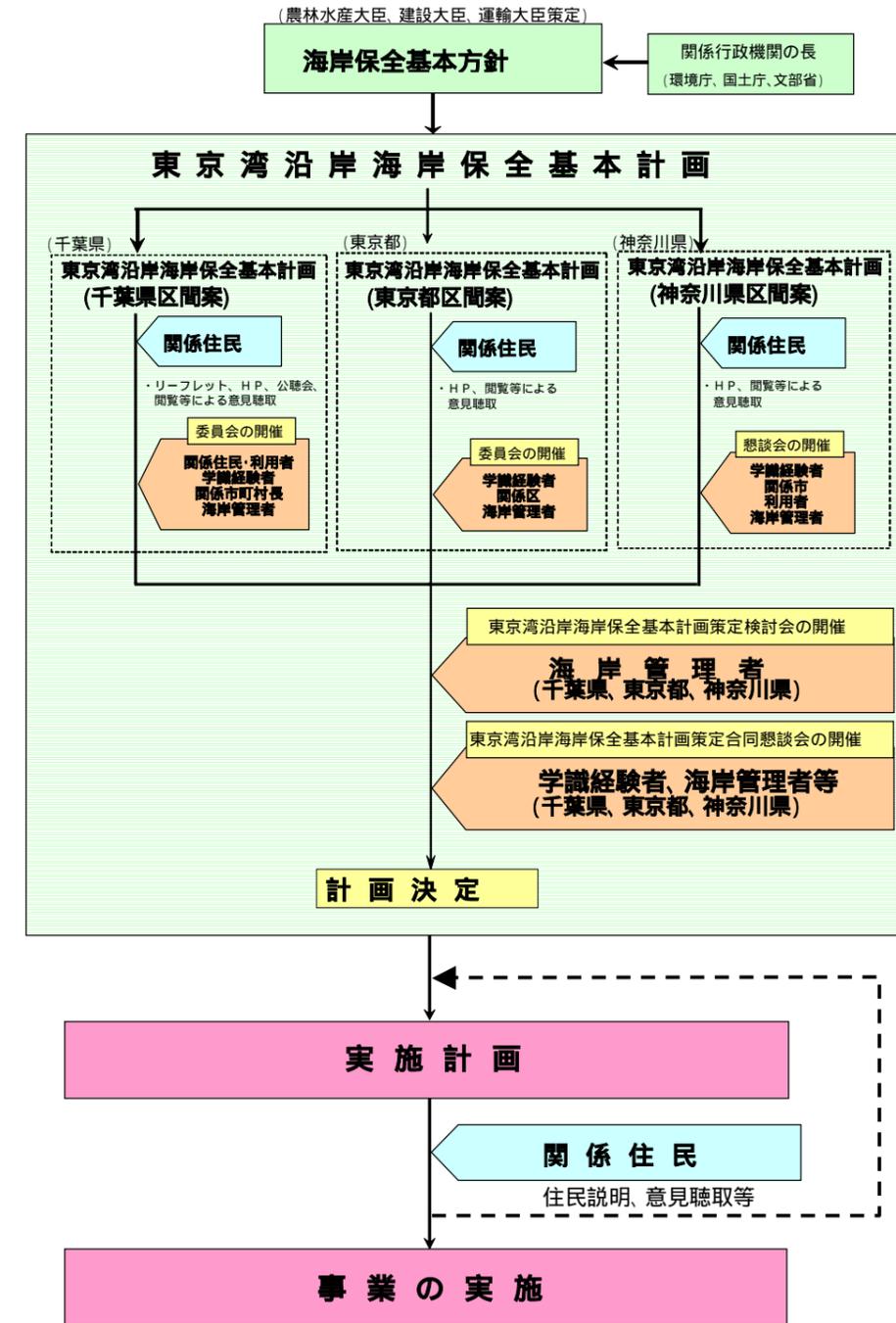


【本計画の区間区分】

本計画の策定のながれ

本計画の策定にあたっては、関係住民からの意見を聴取するとともに、学識経験者や関係機関、関係区市町村、関係海岸管理者などで構成する委員会等を開催し、地域の意見や専門的知見を反映させている。

また、事業の実施にあたっては、地域住民等と調整を図り、地域と連携・協力して、より良い海岸づくりに努めていく。



【海岸保全基本計画の策定及び事業実施のながれ】

神奈川県海岸保全基本計画策定連絡会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、神奈川県海岸保全基本計画策定連絡会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 相模灘沿岸及び東京湾沿岸の海岸保全基本計画を策定するに当たって関係課が堅密な連絡・調整を行うため、神奈川県海岸保全基本計画策定連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 相模灘沿岸及び東京湾沿岸の海岸保全基本計画の策定に関わる事項について協議する。

(組織構成)

第4条 連絡会は、別表に定める者を持って構成する。

- 2 連絡会に会長を置く。
- 3 会長には、県土整備部砂防海岸課課長代理を充てるものとする。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を行う。

(会議の招集等)

第5条 連絡会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 連絡会は、必要に応じて関係職員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 連絡会には、相模灘沿岸及び東京湾沿岸の海岸保全基本計画の策定に関わる調査等を行うために作業部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会は、会長が指名した者を持って構成する。
- 3 部会長は、会長が指名する。
- 4 部会は、部会長が招集する。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、県土整備部砂防海岸課において処理する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮る。

附則

この規約は、平成13年1月18日から施行する。

別 表(第 4 条関係)

所 属	職 名
県土整備部砂防海岸課	課長代理(技術調整担当)
"	技幹(防災・海岸担当)
環境農政部水産課	課長代理(技術調整担当)
"	副技幹(漁港担当)
県土整備部河港課	課長代理(港湾整備・プレジャーボート対策担当)
"	技幹(港湾・プレジャーボート対策担当)

東京湾沿岸海岸保全基本計画策定検討会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、(仮称)東京湾沿岸海岸保全基本計画策定検討会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 東京湾沿岸海岸保全基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するに当たって関係県機関、関係海岸管理者、関係市長等が堅密な調整を行うとともに、海岸に関し学識経験を有する者、関係住民の意見等を踏まえて基本計画を策定するために、(仮称)東京湾沿岸海岸保全基本計画策定検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 検討会は、基本計画(案)を策定するに当たって、行政及び地域が一丸となった広範な取組を推進するため、次に掲げる事項について協議するとともに調整を行う。

- (1) 関連計画との整合性の確保に関すること。
- (2) 関係行政機関との連携調整に関すること。
- (3) 地域住民の参画と情報公開に関すること。
- (4) その他、基本計画の策定に係る事項に関すること。

(組織構成)

第4条 検討会は、別表に定める者をもって構成する。

- 2 検討会に会長を置く。
- 3 会長には、神奈川県県土整備部砂防海岸課長を充てるものとする。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を行う。

(会議の招集等)

第5条 検討会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 検討会は、必要に応じて関係職員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

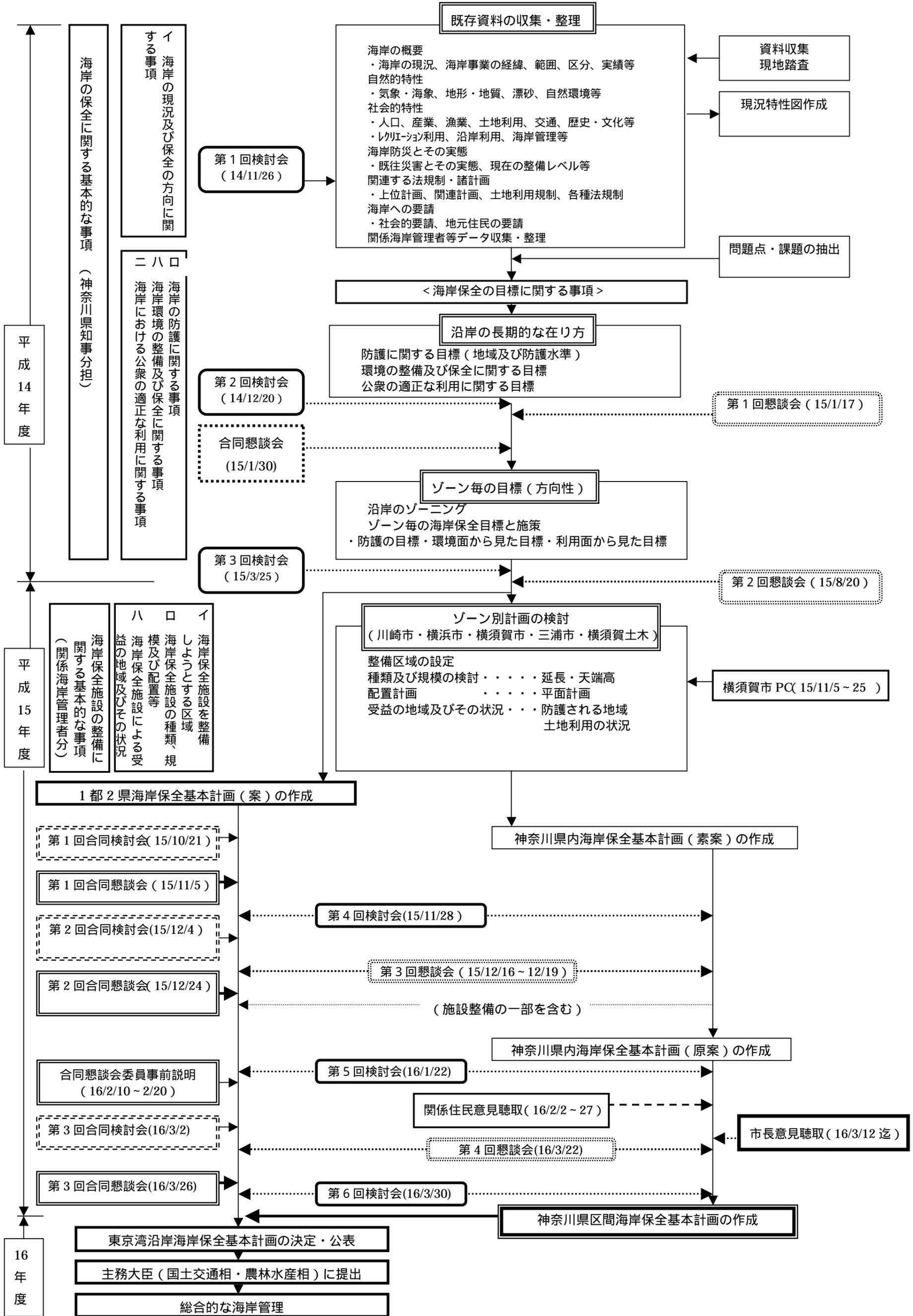
第6条 検討会の庶務は、神奈川県海岸保全基本計画策定連絡会において処理する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が委員に諮る。

(附則)

この規約は、平成14年 月 日から施行する。



既存資料の収集・整理

海岸の概要
 ・海岸の現況、海岸事業の経緯、範囲、区分、実績等
 自然的特性
 ・気象・海象、地形・地質、漂砂、自然環境等
 社会的特性
 ・人口、産業、漁業、土地利用、交通、歴史・文化等
 ・レクリエーション利用、沿岸利用、海岸管理等
 海岸防災とその実態
 ・既往災害とその実態、現在の整備レベル等
 関連する法規制・諸計画
 ・上位計画、関連計画、土地利用規制、各種法規制
 海岸への要請
 ・社会的要請、地元住民の要請
 関係海岸管理者等データ収集・整理

資料収集
現地踏査

現況特性図作成

問題点・課題の抽出

第1回検討会
(14/11/26)

< 海岸保全の目標に関する事項 >

沿岸の長期的な在り方

防護に関する目標(地域及び防護水準)
 環境の整備及び保全に関する目標
 公衆の適正な利用に関する目標

第1回懇談会(15/1/17)

第2回検討会
(14/12/20)

合同懇談会
(15/1/30)

ゾーン毎の目標(方向性)

沿岸のゾーニング
 ゾーン毎の海岸保全目標と施策
 ・防護の目標・環境面から見た目標・利用面から見た目標

第2回懇談会(15/8/20)

第3回検討会
(15/3/25)

ゾーン別計画の検討

(川崎市・横浜市・横須賀市・三浦市・横須賀土木)
 整備区域の設定
 種類及び規模の検討・・・延長・天端高
 配置計画・・・平面計画
 受益の地域及びその状況・・・防護される地域
 土地利用の状況

横須賀市PC(15/11/5~25)

海岸の保全に関する基本的な事項
(神奈川県知事分担)

イ 海岸の現況及び保全の方向性に関する事項

二 八 口
 海岸の防護に関する事項
 海岸環境の整備及び保全に関する事項
 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

ハ 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項
(関係海岸管理者分)

イ 海岸保全施設を整備しようとする区域
 海岸保全施設の種類、規模及び配置等
 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

1都2県海岸保全基本計画(案)の作成

第1回合同検討会(15/10/21)

第1回合同懇談会(15/11/5)

第2回合同検討会(15/12/4)

第2回合同懇談会(15/12/24)

合同懇談会委員事前説明
(16/2/10~2/20)

第3回合同検討会(16/3/2)

第3回合同懇談会(16/3/26)

第4回検討会(15/11/28)

第3回懇談会(15/12/16~12/19)

(施設整備の一部を含む)

第5回検討会(16/1/22)

関係住民意見聴取(16/2/2~27)

第4回懇談会(16/3/22)

第6回検討会(16/3/30)

市長意見聴取(16/3/12迄)

神奈川県内海岸保全基本計画(素案)の作成

神奈川県内海岸保全基本計画(原案)の作成

神奈川県区間海岸保全基本計画の作成

東京湾沿岸海岸保全基本計画の決定・公表

主務大臣(国土交通相・農林水産相)に提出

総合的な海岸管理

平成14年度

平成15年度

16年度

東京湾沿岸海岸保全基本計画に関わる会議一覧表

県内連絡会 (砂防海岸課・河港課・水産課)		県市作業部会 (県・国・横浜市・川崎市・横須賀市・三浦市)		県内検討会 (行政)		県内懇談会 (学識者など)		県内住民意見募集		1都2県作業部会 (幹事：東京都)		1都2県合同検討会 (港湾空港部主催)		1都2県合同検討会 (行政)		1都2県合同懇談会 (学識者)	
開催日	場所	開催日	場所	開催日	場所	開催日	場所	開催日	場所	開催日	場所	開催日	場所	開催日	場所	開催日	場所
H14.4.15	県庁新庁舎 11F 水防室	H13.11.12	県庁新庁舎 11F 水防室(事前調整)	H14.11.26	横浜西合同庁舎 6F6B 会議室	H15.1.17	横浜西合同庁舎 6F6B 会議室	H15.11.5~H15.11.25	横須賀市 HP・市行政センター・市政情報コーナー	H13.10.25	東京都第二本庁舎 26F 港湾局	H13.11.15	横浜合同庁舎 14F141 会議室	H15.10.21	東京都第二本庁舎 31F 特別会議室 23	H15.1.30	東京都第二本庁舎 31F 特別会議室 21
H14.5.15	県庁新庁舎 11F 水防室	H14.7.30	日生ビル 301 会議室(県庁)	H14.12.20	横浜市港湾局第1 会議室	H15.8.20	横浜西合同庁舎 6F6B 会議室			H15.4.17	東京都第二本庁舎 26F 港湾局	H13.6.5	横浜合同庁舎 14F141 会議室	H15.12.4	東京都第二本庁舎 31F 特別会議室 21	H15.11.5	東京都第二本庁舎 31F 特別会議室 27
H14.7.5	県庁新庁舎 11F 水防室	H14.10.17	旧大さん橋国際客船ターミナルビル 4F(横浜市港湾局)	H15.3.25	横浜西合同庁舎 6F6A 会議室	H15.12.16~H15.12.19	懇談会委員個別対応	H16.2.2~H16.2.27	東京湾沿岸県市行政機関(川崎市・横浜市・横須賀市・三浦市・横須賀土木・横須賀三浦地区行政センター・川崎県民センター・県庁)	H15.7.8	東京都第二本庁舎 26F 港湾局	H14.2.4	横浜合同庁舎 14F141 会議室	H16.3.2	東京都第二本庁舎 31F 特別会議室 21	H15.12.24	東京都第二本庁舎 31F 特別会議室 22
H14.7.19	県庁新庁舎 11F 水防室			H15.11.28	神奈川県自治会館 7F703 会議室					H16.3.22	港湾労働会館 4F 大会議室	H15.8.11	東京都第二本庁舎 26F 港湾局			H14.3.26	横浜合同庁舎 14F142 会議室
H14.9.5	県庁新庁舎 11F 水防室	H14.11.18	横須賀市本庁舎 3号館 302 会議室	H16.1.22	神奈川県中央農業会館 5F 役員会議室	H15.9.11	東京都第二本庁舎 26F 港湾局			H14.5.29	横浜合同庁舎 14F141 会議室	H16.3.26	東京都第二本庁舎 31F 特別会議室				
H14.9.24	県庁新庁舎 11F 水防室	H14.12.17	旧大さん橋国際客船ターミナルビル 4F(横浜市港湾局)	H16.3.30	神奈川県自治会館 7F701・702 会議室	H14.6.21	東京都第二本庁舎 26F 港湾局			H14.6.21	横浜合同庁舎 港湾空港部・海域環境・海岸課室内						
H14.10.15	県庁新庁舎 11F 水防室	H15.3.17	横須賀市職員厚生会館 4F 第3 研修室			H15.9.29	東京都第二本庁舎 26F 港湾局			H14.10.18	横浜合同庁舎 14F142 会議						
H14.11.8	県庁新庁舎 11F 水防室	H15.8.6	横須賀市職員厚生会館 3F 第1・2 研修室			H15.10.15	東京都第二本庁舎 26F 港湾局			H14.11.29	横浜合同庁舎 13F131 会議						
H14.11.20	県庁新庁舎 11F 水防室	H15.11.11	横浜市港湾局第1 会議室(産業貿易センタービル 6F)			H15.11.10	東京都第二本庁舎 26F 港湾局			H15.1.20	横浜合同庁舎 14F142 会議						
H14.12.16	県庁新庁舎 11F 水防室	H16.1.16	湘南なぎさ事務所 1A 会議室			H15.11.19	東京都第二本庁舎 26F 港湾局			H15.2.28	横浜合同庁舎 13F131 会議						
H15.1.8	県庁新庁舎 11F 水防室	H16.3.10	横浜市港湾局第1 会議室(産業貿易センタービル 6F)			H15.11.26	東京都第二本庁舎 26F 港湾局										
H15.1.28	県庁新庁舎 11F 水防室			H16.1.7	東京都第二本庁舎 26F 港湾局												
H15.3.11	県庁新庁舎 11F 水防室			H16.1.16	東京都第二本庁舎 26F 港湾局												
H15.4.10	県庁新庁舎 11F 水防室			H16.2.6	東京都第二本庁舎 26F 港湾局												
H15.6.12	県庁新庁舎 11F 水防室			H16.2.23	東京都第二本庁舎 26F 港湾局												
H15.7.1	県庁新庁舎 11F 水防室			H16.3.2	東京都第二本庁舎 26F 港湾局												
H15.10.8	県庁新庁舎 11F 水防室																
H15.11.21	県庁新庁舎 11F 水防室																
H16.1.20	県庁新庁舎 11F 水防室																
H16.3.12	県庁新庁舎 11F 水防室																

東京湾沿岸海岸保全基本計画策定懇談会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、東京湾沿岸海岸保全基本計画策定懇談会の所掌事務、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 東京湾沿岸海岸保全基本計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)は、東京湾沿岸海岸保全基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するに当たって、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 海岸の防護に関すること。
- (2) 海岸環境の整備及び保全に関すること。
- (3) 海岸における公衆の適正な利用に関すること。
- (4) 海岸保全施設の整備に関すること。
- (5) その他、基本計画に関連すること。

(組織構成)

第3条 懇談会は、海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和した総合的な海岸の管理を推進するため、海岸に関しそれぞれの分野における学識経験等を有する者を持って構成する。委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議の招集等)

第4条 懇談会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて懇談会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、神奈川県海岸保全基本計画策定連絡会において処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が委員に諮る。

(附則)

この規約は、平成15年1月17日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

氏 名	現 職
近藤健雄	日本大学理工学部海洋建築工学科戦略的企画創造工学研究室教授
柴山知也	横浜国立大学工学研究院土木工学教室 教授
亀井正法	神奈川県水産総合研究所資源環境部 部長
持田幸良	神奈川県自然保護協会 理事 (横浜国立大学 教授)
小野 誠	神奈川県漁業協同組合連合会 会長
小林弘親	横浜港ターミナル運営協会 参与
山口祥太郎	F.L.C (Friendly Life Community) 副会長
宮崎 景	神奈川県遊魚・海面利用協議会 委員他

第1回 東京湾沿岸海岸保全基本計画策定懇談会 意見と対応 (H15.1.17 横浜西合同庁舎)

分野	項目	発言要旨	対応
計画全般	「沿岸」の捉え方	・「沿岸」と「海岸」の使い分けはどうか。「海岸」は海岸法に基づき海岸線を中心として海・陸側の30m前後の捉え方、「沿岸」は沿岸域として東京湾だと全海域及び陸域は内陸に3kmくらいまでの捉え方でいいか。(近藤委員)【P3】	・実務的には海岸法の適用範囲が策定の対象となるが、広域的・総合的な視点からの取り組みに係る沿岸域としての範囲は、今後、施設の整備に関する事項の中で検討していきたい。
	計画スパン	・基本計画は、何年ぐらいのタイムスパンで考え、見直しの時期はどう考えているのか。(持田委員)【P5】	・基本計画上の表現は「長期」であるが、運用上は30年ぐらいのスパンで考え、状況に応じて見直しをしていくことを考えている。
海岸の現況	海岸保全区域	・横浜市と横須賀市の港湾区域の行政界は確定しているのか。また、このあたりは自然の海岸が残っているが、その部分はこの計画には入ってこないのか。(小野委員)【P9】	・横浜市と横須賀市の行政界は確定している。金沢漁港区域が横須賀市側に張り出している。横須賀市側漁港区域内に係る護岸等の取り扱いについては、今後、関係者間等で協議をおこなう。なお、この区域の海岸保全が必要と判断されればこの計画の中に取り込んでいく。
	埋立て事業	・埋立て事業が現在も進行しているという認識は違うと思う。少し言葉が足りないのではないか。(亀井委員)【P6】	・昭和50年代以後を、平成10年の前後で分けて海岸地形の変遷を整理し、沿岸域の開発状況を把握する。P2
自然特性	海水交換	・東京湾は外海との海水交換が悪いという記載がある。確かに相模湾のようなオープンな湾と比べれば悪いが、東京湾と同様の狭小な湾の中では良い方だと思っているので、それを書き表せればと思う。(亀井委員)【P6】	・文献を精査した結果、狭小な湾と比較して、東京湾の海水交換は悪いと評価されている。P5
	漂砂方向	・三浦市の砂浜海岸の南側に卓越している漂砂方向を潮流と結びつけようとしていたが、基本的には潮流よりも波向により左右されることが多いので、注意していただきたい。(柴山委員)【P4】	・平成15年度に調査を実施する。(横須賀市) P8
	引用資料	・動植物分布図について、1981年の資料を使用しているが、これ以上新しいものはないのか。また、自然環境情報図も頁により89年のものと95年のものが掲載されているが統一した方がよい。(宮崎委員)【P8】 ・最近の資料としては神奈川県レッドデータブックや神奈川県生命の星地球博物館による「神奈川県の植物分布 - Flora of Kanagawa Prefecture」も出ているので参考にするとよい。(持田委員)【P8】	・本基本計画は、基本的には、環境庁の「自然環境保全基礎調査」を採用し、その中で、公表されている最新のデータを使用した。一部、訂正をした。P11~14、17 ・「神奈川県レッドデータ生物調査報告書」に基づいて、一部、資料の追加・補筆した。P15~16
社会的特性	土地利用	・沿岸部の土地利用が現状どうなっているのか、今後どのような方向にいくのか、各市のデータが欲しい。(近藤委員)【P8~9】	・沿岸部の土地利用の方向は、各市の総合計画に記載されている。P20、33~34
	魚種別漁獲高	・東京内湾地区でマグロ・カジキ類の漁獲高が出ているが、これは内湾で獲れるわけではなく水揚げされているだけなので、何かコメントを入れた方がいい。(亀井委員)【P6~7】	・水揚げ高は他の海で漁獲されても、統計上はその会社の所在地に水揚げされたとされる。環境や利用を考える場合、東京湾で漁獲される魚種を判別することは重要である。従って、注意書き、解釈の誤りを避ける。P19
基本理念・方向性	持続可能な発展	・国際的な開発と環境に関する基本理念として「持続可能な発展」という目標がある、と書かれているが、原語は「Sustainable use and Development - 持続可能な開発と発展」だと思う。「持続可能な発展力のある海岸」というのがどういうことを言わんとしているのか、はっきりしない。(持田委員)【P5~6】	・「持続可能な開発と発展」へ訂正。「持続可能な発展力のある海岸」とは次のように整理した。神奈川県沿岸は特定重要港湾等が連続し、海岸保全は港湾機能を抜きに進めることは出来ないし、港湾の発展は今後とも不可欠である。一方では、自然環境への影響も大きいため、その調和は大きな課題でもある。こうしたことから産業や人や自然等が共存し、産業が持続的に発展し、かつ、自然の回復力を維持・発展させる施策が必要であるとの認識から、このような表現をした。P38
	海岸保全の方向性	東京湾沿岸は、かつては良好な漁場であったが、海洋汚染が湾全体に及んでいるという内容の記載があるが、そこで終わってしまうと現在もそういう状況であると捉えられてしまい、悪いイメージを与えてしまう。その後最近ではまただいぶ良くなってきている旨の記載を追加してほしい。(亀井委員)【P7】	・人々の環境意識の高まりや、下水道の普及、排水の規制等がみのり、水質は大幅に改善されてきていると訂正。P38

防護	防護レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「50年再現確率に対応する波高」を「1/50年確率波高」と表記しているが、きちんと書いた方が誤解を避ける意味で良い。(柴山委員)【P4】 ・ 「内湾では津波も減衰するため問題ない」とあるが、東京湾では確かにそうだが、内湾一般では湾の中で強調され、かえって問題になることがあるという認識をもってもらった方が良い。(柴山委員)【P4】 ・ 防護レベル案の一覧表の中で、潮位や波高を取り出してその部分だけを比較しているが、潮位、高潮及び波浪の3つを重ね合わせて考えることが必須である。また、基にしている推奨防護レベルについては、そのまま引いてくるのではなく、計画沖波波高をどのように出しているかを注意深く検討した方が良い。(柴山委員)【P4】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「50年再現確率に対応する波高」と訂正。 P27 ・ 東京湾内湾部の場合のシミュレーション結果では、49～93cmと低く、津波は高潮対策で対処可能。しかし、一般の湾ではエネルギーが集中し、高い津波となることがあることの認識は必要。 P28 ・ 最終的には、「朔望平均満潮位+偏差+打ち上げ高」で防災レベルを評価する。国が実施した高潮調査報告書等については、実施に当たって、更に、詳細に検討をする。 P42
	整備水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市の現状認識として「過去大きな高潮の被害が無く、現行の整備水準は概ね適正」と書いてあるが、これは既往最大でいくというコンセプトに基づくものだと思う。今やるうとしているのはそうではなく、最悪のシミュレーションをし、その上で対策をたてようということなので、高潮に関して既往最大を念頭におくのは止めた方がよいと思う。(柴山委員)【P9】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市の現在の港湾施設高の決定は、伊勢湾台風級の台風がキティ台風コースを通過した時のシミュレーションから想定し、T.P.+2.7mとしている。なお、更に、適正な整備水準を設定するための検討を行っている。 P42
防護・環境	漁業関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業関係としては、海岸をすべて切り立った護岸で防護するのではなく、遠浅の浅場を作った海岸、人間が近づける海岸としてほしい。(小野委員)【P11】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の整備は、防護、環境、利用の調和のある計画が求められている。 P38
環境	河川との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県側の汽水域の保存がなされると、東京湾全体の生物発生量が少なくなる可能性があるため、ゾーン特性一覧表の中に河川との関わりを書いてほしい。(近藤委員)【P7】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ゾーン特性一覧」へ、一、二級河川の位置を記載する。 P48
利用	バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸の利用の中で、バリアフリーのトイレや、車椅子で確実にアクセスできるかということが重要な要素である。(近藤委員)【P7】 ・ 視力障害の方が、海岸を歩くときに、どこが防波堤かというようなことが分かりにくいと事故につながるのでは何か知らしめる方法を考えてほしいということ聞いた。赤外線を利用し、利用者がいる時だけ音声で横断を知らせる信号機があるが、そういうものを工夫してほしい。(山口委員)【P7】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「神奈川県沿岸のレクリエーション関連施設」図へトイレ位置を記載した。なお、詳細には別途 1/25,000 の地形図へトイレ及びアクセス状況を記載する。 P23 ・ 「ユニバーサルデザインに配慮した海岸保全施設等の整備・充実」に包含されており、具体的には実施時に意見を聴きながら対処する。 P44
	ウインドサーフィン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ボードセイリング」と「ウインドサーフィン」という語が使われているが、同じものを意味しているので、「ウインドサーフィン」に統一してほしい。(宮崎委員)【P11】 ・ ゾーン特性一覧表でウインドサーフィンが北下浦に入っているが、南下浦の方が多いので、ここに入れていただけると良い。(宮崎委員)【P11】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウインドサーフィンへを統一した。 P48 ・ ウインドサーフィンは北下浦と南下浦とした。 P48

第2回 東京湾沿岸海岸保全基本計画策定懇談会 意見と対応 (H15.8.20 横浜西合同庁舎)

分野	意見	対応
計画全般	基本計画では方向性を示し、将来具体的な計画については、地域住民と話し合い、出された意見を取り入れながら個々に進める(近藤委員)【P5】	意見の趣旨を「海岸の保全に関する施策」の表現に反映する。P46
	海岸の利用を地域ごとに考えていくとき、利用面と防災面のバランスが必要という表現があれば、今後、住民と行政の話し合いによる計画作成の手助けとなる。(柴山委員)【P8】	意見の趣旨を「海岸の保全に関する施策」の表現に反映する。P46
	投資した分の社会貢献を費用対効果で計算する時代となっており、税金を使って事業を行なう以上、海岸保全基本計画も今までの計画の作り方でなく、住民意見を取り入れながら作成する必要がある(近藤委員)【P8】	意見の趣旨を「海岸の保全に関する施策」の表現に反映する。P46
防 護	災害は最近起こっていないから、ある程度の防災レベルは確保されている」という内容の表現は、非常に甘いものがあり、防災レベルが確保されているという表現は削除すべき。(柴山委員)【P2】	意見の趣旨を「現在の整備レベル」の表現に反映する。P29
	「レベル-2」という高潮の推算レベルに関する用語について、分かりやすい説明が必要である。(柴山委員)【P2】	意見の趣旨を「現在の整備レベル」の表現に反映する。P29
	東京湾では、津波高が30年・50年再現確率の波高より低いことから、「津波に対する防災は問題ない」という表現がされているが、「高潮に対する対応が出来ていれば、相対的に津波に対する防御は問題ない」という限定的な表現が妥当である。(柴山委員)【P3】	意見の趣旨を「津波に対する防災レベル」の本文に表現に反映する。P30
	海岸の侵食について、「現状の汀線を保持することを基本とし、必要に応じて砂浜全体の回復を図る」とあるが、後段について「必要に応じて適切な勾配の維持を含めて、砂浜海岸全体の回復をはかる」とした方が技術的には対処がし易い。(柴山委員)【P3】	意見の趣旨を「海岸防護の目標」の本文の表現に反映する。P43
	ゾーンごとの施策のうち防護の考え方で、三浦半島の外湾の浦賀・三浦ゾーンでは津波に対することも考えておいた方が良い。(柴山委員)【P3】	意見の趣旨を「ゾーン毎の施策」に反映する。P52
	出来るだけ自然を残した上で、障害を持った人々も利用が可能な施設整備が望ましい。自然を破壊してまで利用を促進するのではなく、元に戻せるものは戻しながらみんなが利用できる環境作りを行なうべき。(山口委員)【P6】	「海岸の保全に関する施策」に対応済み。P47
利 用 環 境	マリンスポーツ、漁業、海水浴などの用途の地区ごとのルールを基本計画に盛り込めば、多くの意見の反映が期待できる。(宮崎委員)【P7】	意見の趣旨は「海岸の保全に関する施策」に表現済み。具体的なルールは基本計画では定めない。P47
	サーフィン・ウィンドサーフィン・ボードセーリングについては、表記を統一すべき。(小林委員)【P7】	サーフィンとボードセーリングに統一する。P23
	市民団体との協働によるアマモ場の造成などは、今後、海岸保全に向けた重要な取り組みとなる。(亀井委員)【P7】	意見の趣旨を「海岸の保全に関する施策」の表現に反映する。P46

第3回 東京湾沿岸海岸基本計画策定懇談会 主な意見と対応

(平成15年12月16日～19日まで；個別対応)

分野	意見	対応
計画全般	横浜、川崎市の施設整備計画を海岸保全基本計画へ土台として載せる。(小野委員)	反映する。P59、P60
	漁民の意見を聴き、魚の住める海岸や海を考えた計画づくりを行なう。(小野委員)	「海岸の保全に関する施策」に反映済み。P48
防護	防護レベル案のうち三浦海岸の計画波浪諸元は、3カ所の計算結果を記載した方が判りやすい。(柴山委員)	「現計画と防護レベル案」に反映する。P45
	ハード施設でT.P.+3.0mまで、ソフト対策でT.P.+6.5mまで対応する考え方はある。この場合、住民合意とソフト面が確実に用意されていることが必要だ。(柴山委員)	「海岸の保全に関する施策」に反映済み。P48
	横浜港の山内、子安、生麦地区は高潮対策が必要と考えられるが、整備となると難しい箇所である。(小林委員)	情報として参考にする。P60
	「津波に対する防災レベル」の表と「計画津波高」の図との関係が判らない。(宮崎委員)	「津波に対する防護水準(案)」P46と「計画津波高」P47を整合を取る。
	海のピクトグラム(絵サイン)の事例を何処かに載せる。(近藤委員)	「海岸の保全に関する施策」に反映する。P50
	障害者専用の立派なトイレを造ると目的外に利用される。障害者を含むみんなが使えるもので良い。(山口委員)	ユニバーサルデザイン化として反映済み。P49
利用環境	海岸保全施設等に車止めがあると車いすでも安全に釣りなどが出来る。(山口委員)	ユニバーサルデザイン化として反映済み。P49
	マリンスポーツ、漁業、海水浴などの利用についてのルールづくりを神奈川県及び1都2県の海岸保全基本計画に盛り込む。(宮崎委員)	「海岸の保全に関する施策」に反映済み。P49
	絶滅危惧種の表の見方が判りにくいので注釈をつける。(宮崎委員)	「神奈川県の絶滅危惧種」に注釈を記載する。P18
	神奈川県内の区画・定置漁業権については、表示している設定区域と異なる(1都2県版)。(亀井委員)	神奈川県は「共同漁業権」のみと注釈を記載する。1都2県P29
	施設整備を行なう場合、砂浜や磯は、大変、弱く、慎重の上に慎重に行なう。(持田委員)	「海岸の保全に関する施策」に反映済み。P48
	施設整備を行なう場合、少しでも空間があれば、そこに擬似的な空間を作れば、鳥や魚介類が生息し易い。(持田委員)	「海岸の保全に関する施策」に反映済み。P48 計画時に反映する。

第4回 東京湾沿岸海岸基本計画策定懇談会 主な意見と対応

(平成16年3月22日：横浜市港湾労働会館)

分野	意見	対応
計画全般	・住民閲覧結果、HPのアクセス数は容易に調べられる。(柴山委員)	アクセス数を調査した。
	・パブリックコメントをしたいとき、インターネットを通じて吸い上げられる工夫をすれば、海岸の専門家としても非常に助かる。(柴山委員)	基本的方向性となっている。
	・高潮対策の避難のための案内が、国土交通省の協力で1都2県で統一した絵が欲しい。(近藤委員) ・報告書P51、海のルールブックが出ているが、ピクトグラムが市町ごとに微妙にまちまちであるので、統一を図った方が良い。(宮崎委員)	試験的に導入し、判断したい。
	・資料2-3、4-10P、千葉県から来ると、例えば川崎ゾーンの区間の表現の仕方が逆になっている。(小林委員)	起点側が前に来るようにする。
防護	・報告書P12、(3)赤潮 「・・・青潮の発生は確認されていない。」と記載されているが、これは神奈川県沿岸では青潮は関係ないと見られるので、削除した方が良い。(柴山委員)	削除する方向で検討したが検討会委員からの指摘により、該当箇所について、なお書きで青潮について記述した。
	・報告書P41、2-2 海岸保全の方向性 下から16行目、「・・・、なすび型をした東京湾に位置する閉鎖された水域・・・」と記載されているが、これだと外湾も含めて閉鎖水域ととられる。(柴山委員)	「...神奈川県沿岸の内湾は、なすび型...」と訂正した。
	・報告書P45、「現計画と防護レベル案」、三浦海岸はどうか注釈をつける。(柴山委員)	を示す位置図を追加した。
	・報告書P58、横浜ゾーンの所轄官庁が「-」となっている。他のゾーンと同じようにする。(柴山委員)	注釈をつけた。
	・報告書P60、「島部を除く」となっているが、横浜市の八景島が黄色くなっているが、統一した方が良い。(小林委員)	統一した。
	・報告書P60、横浜市の「海岸保全施設平面図」にスケールが入っていない。全体の地図をそろえた方が良い。(持田委員)	スケールを入れた。
	・報告書P65、凡例の部分を言葉で記載しているが、凡例にした方が良い。そうしないと横浜港は別だと印象を与える。(柴山委員)	該当の「海岸保全施設平面図」と同様の凡例を入れた。
	・1都2県P11、津波写真 館山市提供・鎌倉提供とあるが、年度を入れた方が良い。(近藤委員)	「関東地震による津波被害(1923年)」と判るように記載する。
利用環境	・報告書P4、表1.1-5(3)、北下浦漁港というのは三浦市にもある。漁港の所在地は「横須賀市・三浦市」と入らないか。(亀井委員)	一括して「横須賀市」管理としているため、その旨記載した上で三浦市を追加記載した。
	・報告書P18、表2-18、神奈川県の絶滅危惧種(淡水魚類)となっているが、これは(魚類)でよい。(亀井委員)	「神奈川県の絶滅危惧種(魚類)」と訂正した。
	・報告書P21、図1.3-4、神奈川県沿岸の漁港区域となっているが、これは漁業権区域でよい。(亀井委員)	「神奈川県沿岸の漁業権区域」と訂正した。
	・報告書P51、事例として新たに図が入っているが、事例と言うことを明記した方が良い。(亀井委員)	「海のルールづくり事例」と明記した。
	・1都2県P55、千葉県は「海岸利用のルール等」と書かれているが、神奈川の方も入れていただきたい。(宮崎委員)	神奈川県区間計画には明記されており、1都2県版において「詳細は各都県区間計画による」と明記してあることから、反映済み。

東京湾沿岸海岸保全基本計画策定担当課名簿

平成 15 年 6 月現在
上段は電話、下段は FAX

所属	担当部局課名	連絡先	担当海岸名・担当事項
神奈川県 県土整備部砂防海岸課	防災・海岸班 砂防計画班	045-210-1111(6516) 045-210-8878	国土交通省河川局所管海岸（三浦海岸）
神奈川県 県土整備部河港課	港湾・プレジャーボート対策班	045-210-1111(6489) 045-210-8878	国土交通省港湾局所管海岸（無）
神奈川県 環境農政部水産課	漁港班	045-210-1111(4546) 045-210-8853	水産庁所管海岸（無）
三浦市	経済振興部 海業水産課漁港係	046-882-1111 046-881-3460	間口漁港間口地区、金田漁港、北下浦漁港上宮田地区
	経済振興部 商工観光課	046-882-1111	
	市民部環境事業課	046-882-1111 046-882-3919	
横須賀市	港湾部港湾企画課	046-822-9464 046-826-3210	計画（予算）関係、横須賀港（平成、大津、走水、鴨居、浦賀、久里浜、久比里）
	港湾部港湾総務課	046-822-8436 046-826-3210	管理（台帳整備）関係
	経済部農林水産課	046-822-8299 046-827-1682	北下浦漁港
横浜市	港湾局 港湾整備部企画調整課	045-671-7300 045-671-7310	横浜港
	緑政局 農政部農政課	045-671-2630 045-664-4425	金沢漁港、柴漁港
	下水道局 総務部事業計画課	045-671-2840 045-641-3490	下水道計画関係
	下水道局 河川部河川計画課	045-671-2858 045-651-0715	河川計画関係
川崎市	港湾局 港湾振興部企画振興課	044-200-3062 044-200-3981	港湾の計画関係、川崎港
	港湾局 港湾振興部管理課	044-200-3055 044-200-3981	管理関係、川崎港
国土交通省	関東地方整備局 京浜港湾事務所 海岸課	045-451-8671 045-451-5463	馬堀海岸直轄事業 横浜市神奈川区山内町 1-2 〒221-0054